

第百九十回国
参議院財政金融委員会會議録第五号

平成二十八年三月二十二日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月十七日
補欠選任
中川 雅治君

三月十八日
補欠選任
小池 晃君

西田 実仁君
大門実紀史君

出席者は左のとおり。

理事
大家 敏志君

愛知 治郎君
石田 昌宏君

長峯 誠君
大久保 勉君

竹谷とし子君

岡田 直樹君
伊達 忠一君

中川 雅治君
中西 健治君

中西 祐介君
宮沢 洋一君

山谷えり子君
山本 一太君

磯崎 哲史君
尾立 源幸君

大塚 耕平君
白 眞勲君

前川 清成君
杉 久武君

国務大臣

財務大臣
内閣府特命担当大臣(金融)
麻生 太郎君

副大臣

法務副大臣
盛山 正仁君

財務副大臣
岡田 直樹君

厚生労働副大臣
竹内 譲君

大臣政務官
森屋 宏君

事務局長
津島 淳君

常任委員会専門員
小野 伸一君

政府参考人
遠藤 俊英君

金融庁監督局長
時澤 忠君

総務省統計局長
千野 雅人君

総務省主計局長
矢野 康治君

財務省主計局長
茶谷 栄治君

財務省理財局長
佐藤 慎一君

財務省財務総合政策研究所長
追田 英典君

参考人

中小企業庁事業環境部長 木村 陽一君
国土交通省航空局安全部長 島村 淳君
日本銀行情報サービス局長 高橋 経一君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大家敏志君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十八日までに、吉川ゆうみ君、西田実仁君及び大門実紀史君が委員を辞任され、その補欠として中川雅治君、杉久武君及び小池晃君が選任されました。

○委員長(大家敏志君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大家敏志君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に竹谷とし子君を指名いたします。

○委員長(大家敏志君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として財務省主税局長佐藤慎一君外十二名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大家敏志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大家敏志君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行情報サービス局長高橋経一君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大家敏志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大家敏志君) 所得税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○尾立源幸君 皆様、おはようございます。

今日は、麻生財務大臣を中心に質疑をさせていただきます。ちよつと質問がたくさんになっております。今日、国土交通省から政務官、また航空局の安全部長にも来ていただいておりますが、そこまでたどり着けないかもしれないけれども、そのときは次回よろしくお願ひしたいと思います。

まず、法人税からお話をさせていただきます。昨年に引き続き提案されておりますこの法人税

減税でございますが、配付資料のちよつと一枚目を見ていただきたいんですが、企業のまず内部留保ですね。これは二〇一二年の年末時点二百七十四兆四千億であったものが、二〇一五年末には三百五十五兆七千六百億と、何と八十一兆三千六百億も増えております。率にしますと三年間で一・二倍に増加しているということで、すごい内部留保が、空前の内部留保が企業内には今あるということでありまして、一方で、同じ期間の人員費の総額を見ますと、百七十一兆七千八百億から百六十八兆一千六百五十億と、むしろ三兆六千億も減少しておるということがこれデータで分かるかと思ひます。

また、法人税減税というのは、これまで度々議論になっておりますけれども、表面税率を下げるだけじゃなくて、いわゆる企業への租税特別措置があります。これも二〇一四年度には企業向け租特が一兆二千億という巨額の減税がなされておりました、しかも資本金が百億円の企業への減税額が七千三百六十五億と何と全体の六・二％、大企業向けの減税が行われているということでもあります。この租特、企業減税は、安倍政権になってから順次規模を拡大しておりました、我々が政権を担当させていただいたときの何と約二・三倍ということ、額にすると六千七百十億も大盤振舞いが行われております。

この委員会やまた予算委員会でも我が党の大家議員が度々取り上げておられますように、この法人税減税を議論するときは表面税率だけでは議論してはいけないということでありまして。とりわけ、企業には租税特別措置や受取配当等益金の不算入措置などがある、実際の法人税の負担の率というのは、表面税率から著しく低下、今しております。国税だけで考えますと、表向きは今二五・五％なんです、そういった租特等を考えますと、現在実質は一七・八％と大変低い水準にあると我々は承知しております。

そんな中で、安倍総理は経団連の会長に、法人税を引き下げるから設備投資と賃上げをしろと、

このように会合でおっしゃっておられるわけですが、小後さんというある人が指摘されております。安倍さんのこの発言に対して、この人は企業経営をしたこともなく企業会計の基本も知らない、こういうふうな指摘されているんですね。その心は、法人税は純利益に対して掛かる税金でありますので、税率を低くして残るのは配当原資と内部留保用でありまして、設備投資の減価償却や人員費の経費として計上されるぐらいなら、普通は、企業経営者ならば、法人税が高いほどその前に払ってしまえというふうな企業家は考えるということだと。その心であります。私も、当然、企業経営の経験があるので、非常にこの言葉というのは納得性があると思ひています。

そこで、まず麻生大臣にお聞きしたいんですが、麻生大臣は、この小後さんという方がおっしゃった、法人税率を安くすれば設備投資や人員費に回るということに直接つながらないということに対する御見解、どうお考えになるでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 経営者はいろいろいますから、まずはあなたのようなお考えもあるれば、その何とかがいう学者の考えもあるんだと思ひますが、別の考え方もあると思ひます。

まず、企業の立場からすれば、いわゆる今法人税率が高ければ高いほど、法人税の負担を小さくするために損金算入ということで計算される減価償却とか人員費などを増やそうとして設備投資や社員への配分を増やそうになるということなんだと思ひますが、企業経営者というのは、その取り巻く経営環境をいろいろ考えますので、設備投資の拡大とか賃金引上げなどというのは経営環境というものを考えて、それで総合的に判断していくのは当然だと思ひております。

法人税負担の関係も同様でありまして、様々な観点から考えていくので単純な話じゃないんですが、基本的には、資金調達コストを上回るリターン、いわゆるキャッシュフローですが、キャッシュフローというものを実現できるかどうかが一

つのポイント、一番大きなポイントになるのかもしれないんですが、そういった意味で、投資より実現するリターン、いわゆるキャッシュフローというのを増えることから企業が積極的に投資を行うという考え方もあるかと存じますので、いろいろ考え方があるということです。

ただし、逆に税率が低ければ低いほどいいんじゃないかというような話をよくしている人いますけれども、それはそう単純な話じゃないので、企業経営者のマインドというものを考えた場合においては、投資拡大や賃金引上げにつながついていくという保証がなければ意味がありませんし、また、もうかつている企業が更に現金をため込んで内部留保が更に増えていくという、年間、約二十四兆だか五兆だか、増えていったのは過去この数年間でですから、そういった意味では、ため込むことになりまして、全くの意味がありません。これは、もう度々この種の会合で私の方から繰り返し申し上げてきているとおりです。

同時に、大事なことは、経営者のマインドが変わっていないかぬのでありまして、今回も課税ベースの拡大を図りつつ税率を引き下げるといふことで、稼ぐ力の高い企業の税負担を軽減していくということ、収益力を高めるインセンティブというものをもたらすと同時に、その分が設備投資とか賃金の引上げとかいふものに、積極的かつ継続的に取り組んでいく可能性のある企業体質へ転換を促すというのが我々の本来の目的であります。

○尾立源幸君 そういたしますと、私の出した最初の資料、人員費への配分が非常に内部留保の伸びに比べて低下しているということ、一つ現実としてあると思ひます。

そこで、今回、春闘も大分進んできております。三枚目見ていただきますと、ベアの縮小が六割というところで、なかなか思ったように、企業減税をする、また、アベノミクスが成功していると言ふ割にはなかなか思った成果が私は出ていないと思ひております。

そういうことで、まず大臣、今回の春闘についてはこういう客観的なデータを見るにつけ、どう評価されているのか、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 三月の十六日でしたか、春闘のいわゆる集中回答というのが迎えたんですが、前年に比べてましてベースアップの比率が少ないというのは私どももそう思っております。これはあります、三千円のところは二千円だったり千八百円になったりいろいろしましたので、そういった意味では、ベースアップというのはこのところ、少なくとも安倍政権になる前、ベースアップなんてものは絶えて久しく忘れられた言葉で、ベアと書かれても分かつている人が少なくなつた時代でしたから、そういった意味では随分と時代が変わつてきたと思ひます。ベースアップがと言われるだけでも、三年間の間ベースアップは続きましたから。

しかし、その額としてはいかがなものかというのは、おっしゃる意味はよく分かりますが、傍ら、一時金、いわゆる賞与とか一時金の方を見ますと、これは随分と増えておるところがありますので、過去二年間にわたります賃上げの流れというのは続いているように考えておりますが、内容については様々あるかと思ひますが、まだ中小企業の間ではこれは労使間の交渉がまだ継続しているという話でありますので、その経過をちょっと見守っておかぬと、今の段階でうかつなことは言えぬと思ひて、やろうと思ひておりますが、いづれにしても、これから回答されていく企業においては、自社の実情に見合った形で前向きな検討が望まれるという見解が財界の方では示されておるようでありまして、そういったことも承知しておりますので、是非とも一層の貢献とか賃金の引上げとかいふものを期待してまいりたいと、賃金の引上げというものを期待してまいりたいと思ひておりますけれども。

少なくとも、やっぱり内部留保に比べて、賃金引き上げないで、この資料で一番問題なのは労働

分配率ですよ。余り政治家の世界では使われない言葉ですけども、労働分配率が七七、八あったものがもう七〇切っているんじゃないですかね、最近、そこの方がよほど問題なんだと私にはそう思えるんですけども。

是非、そういった意味で、労働分配率というのは絶対量を上げていくことを考えないと、私どもとしては、それに見合う生産性、労働分配率に見合うだけの生産性を高めようと思えばそれだけ設備投資が要するというところにもなるかと思いますが、そういったところの方がむしろ私どもとしては声を大にして言いたいところで、私どもが賃金を引き上げると、社会主義経済をやっているんじゃないから、私どもとして過剰に賃金のアップに介入するのはいかがなものかと前からそう思っていますと申し上げておりますし、これは主に労働組合の仕事であって、私どもは労働組合から応援されているわけではありませんが、直接その話を個別に表向きに聞くことはめったにないんですが、そういった意味では、是非そういった話を聞かれて、企業にいろいろ御縁がおりなんでしょうから、そちら側の方からいろいろ言われるのが最も正しいやり方なのかなとは思っております。

○尾立源幸君 本当、麻生大臣から労働分配率のことに触れていただいたのは有り難いと思っております。私もそう思っております。

その前提として、ここはもう質問通告しておりますけれども、じゃ、なぜ労働分配率が上がらないのかということで、私はやはり様々な企業の考え方、経済環境はあるんでしょうけれども、正規、非正規の問題というのが非常に大きいと思うんです。

そんな中で、御案内のとおり、正規社員の平均給与は四百七十一万だったかな、一方、非正規は百六十八万ということで、大きな差がある。また、その非正規が全労働者の四割を超えてきたという中で、私は、この働き方、雇用の仕方ということも大きな労働分配率が上がらない原因だと思

いますが、ただ、安倍政権、麻生大臣もその一員であります。例えば派遣を全業種に拡大する等、また非正規化を促すような取組をされているということ、私、大臣がおっしゃっていることと非常に矛盾するんだと思いますが、その点についてはいかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 正規、非正規でまた全然別の次元の話だとは思いますが、ちよつとこれはまた、これ話すと話が長くなりますので、基本的に、連合としては非正規を連合の組合傘下に入れたらどうです。直接話をしたことが何回もありました。何回も言ったことありますけれども、民主党からその種の話は聞かれませんでした。で、言ったんですけれども、言ったことはおありになるんですよ。(発言する者あり) そうですか。対応しませんものね。そっちの方をしっかりとやられたらどうです。私は基本的にそう思いますけどね。

○尾立源幸君 連合さんは、特に我々も支援もいただいておりますし、そういう対話もして、特に非正規の方の多いU Aさんなどは、これはサービス業の皆さんが集まっているところですけれども、非正規の方を組合員にして、しっかりと労働条件、賃上げも含めてやっていこうという取組は相当やっていらつしゃいます。やっています、連合もですね。そういうことで、その現場現場でやっているんです。

ただ、私は、その一方で、非正規化を促すような雇用制度を政府はどんどんつくっていくことも、もですね、私は大きなこの格差が埋まらない理由だと思っておりますが、その件についてはどうですか。もっと正規化を促すような方向に政策全体を持っていくべきじゃないかということでもあります。御意見をお聞かせください。

○国務大臣(麻生太郎君) かなり景気が悪くなつてくると当然非正規化が増えてくるんだと思いたすので、景気が良くなつたに伴って正規が上がってきていることは確かだと思いますが、昔と考え方は変わってきているんだと思いますね。

少なくとも、完全に少なくとも終身雇用という時代で対応していったままでは、とてもではないけれども今の大きな経済の変化、そういった大きな変革の時代には対応できない。したがって、労働市場はもっと自由化されるべきだという考え方にやつたのがアメリカ、そういったことを余り乗らなかつたヨーロッパに比べてアメリカの方が確実にうまくいって、少なくとも経済的にはヨーロッパより確実に活性化されたことは確か。

同時に、付いて回るのは必ずありまして、貧富の格差が広がることです。だから、これは景気を良くしておいた上で貧富の格差を縮めていくという順番にしないと、貧富の格差を縮めたままですつと上に上がるというのは、なかなかこれまで見た中でうまくいった例は余り過去にないような気がします。私どもとしては、まずはそういったようなところから発想なのであつて、あれまで開いてやうと今のようアメリカの大統領候補見ても極端な人が二人候補者に上がってきているみたいに見えざるを得ぬのは、そういった見方を、私たちは外の話ですからよく見えませんが、私も、そういった形になるというところまで行くのは、行っている現実というのは、アメリカにとつて極めて厳しい状況かなと思っておりますけれども。

○尾立源幸君 私、今回のアメリカの大統領選、予備選を見ていると、アメリカでもこの格差についてもうそろそろ限界だという声が多くなつて、トランプさんやサンダースさんが私は支持されているんだと見ております。とりわけサンダースさんは社会民主主義者です。言うまでもないんですが、トランプさんともいわれるウォール街とかワシントンの既得権にチャレンジするということが受けておるわけですよ。そういう意味で、あの格差を許容するアメリカ社会ですら、そろそろそういう考え方はもう、企業さえもつかればトリクルダウンが起こるんだみたいなことは通じないよと私は言っているメッセージだと思っております。

そういう意味で、麻生大臣がおっしゃるような私は考え方に立たなくて、やっぱり格差をできるだけ縮めながら、この日本全体が成長していくという方向を目指すべきであると、私はヨーロッパ型を目指すべきであるということをまず申し上げたいと思ひます。これは考え方の違いでしょうけれども、私はヨーロッパ型の資本主義が望ましいという立場に立つておるということでもあります。経済の状況についてはこのぐらいにさせていただきますが、次は、今回の税制改正法案の一番大きな問題点であり、財源なき中でよくまあこんなことをやるなという軽減税率を取り上げさせていたかと思ひます。

本会議でも指摘をしましたけれども、これは結局、筋悪の金持ち優遇の制度なんです。一千万円以上の収入の世帯の方に一千四百億円恩恵があつて、三百万円以下の世帯収入の方には千百億しかないということで、完全に金持ち向けの軽減税率なんです。

我々はそういうことを目指してきたはずじゃないです。低所得者の方に痛税感を和らげるために何らかの措置が必要ということをやつてきたわけでありまして、そういう意味で、低所得者対策を行うのであれば、やっぱり消費税の払戻しである給付付き税額控除の方が制度としては私たちははるかに優れていると今でも思っております。

また、本会議でちよつと時間がなかつたんですが、真の社会保障と税の一体改革についても改めて議論をしたいと思ひます。

御案内のとおり、この一体改革は、消費税を含む税制改革と社会保障給付の充実を一体で行うという意味に加えて、社会保障給付と税額控除を制度として一体化させるという考え方で、世界各国でも導入されております。これは資料四枚目です。よいか、各国の給付付き税額控除導入事例ということですね、おおよそ先進国広く導入されているものであります。まず、一つ二つ紹介したいと思ひますが、勤

労所得税額控除というのがあります。これは、所得税の納税者に税額控除を与え、控除し切れない方や課税最低限以下の方にはマイナスの税額控除として現金給付を行うものであります。従来の控除の場合は納税額が少ない方や課税最低限以下の方には恩恵を十分に及ぼすことができないのですが、これですとまあある意味キャッシュバックになるわけで、給付と組み合わせることでより良い制度になるということでありました。

したがって、単に手厚い給付のみを行うということだと、勤労意欲を損ね、貧困のわなに陥る危険性がありますが、この勤労税額控除を使えば、勤労を促進しつつ、対象者をきちんと限定して必要な給付をしつかり行うことができますので、まさにこれは社会保障・税の一体改革の典型とも言えるわけでありました。この控除の導入事例は、アメリカ、イギリス、オランダ、スウェーデンなど、これは先ほど麻生大臣の例に出されたアメリカでもやっておりますし、ヨーロッパでもやっているということでありました。

それと、もう一つ、今保育園に入れないことが非常に国会でも社会的にも大きな議論になっておりますけれども、この子育て世帯を支援するため児童税額控除というのがあります。これも、御覧のように、アメリカ、イギリス、ドイツ、カナダなど多くの国で導入されております。子供の貧困が社会問題となる中、未来のためにも、我が国においてこの児童税額控除などをしつかり導入すべきだと思っております。

そもそもマイナンバーというのは、こういう税額控除をしつかり入れていくためにも入れたわけでありまして、そして、いよいよこのマイナンバー制度も始動し始めましたので、私は、まさに税制と社会保障給付を一体化することで、より効率的に必要な支援をピンポイントで行うことができると考えております。

したがって、是非、一兆円もの財源が必要で、対象品目の線引きも曖昧で、中小事業者を中心に事業者の時間を増やし打撃を与えるような軽

減税率はやめて、今申し上げました給付付き税額控除、勤労所得税額控除、子育ての児童税額控除、こういったものを併せて私は導入を進めるべきだと考えておりますが、麻生大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 御存じのように、この軽減税率制度というのは、平成二十四年の六月の三党合意に基づいて、税制抜本改革法の中で三つあったうちの二つで、給付付き税額控除、総合合算制度と並んで低所得者対策候補の一つとして議論の対象となっていたものと存じます。

今御指摘のありました給付付き税額控除、これはもう対象を低所得者に絞ったという点においては、これは間違いない、いわゆる、何というの、利点があるんだとは存じますが、給付が実際の買物をするときのタイミングとか購入額とは全く関係なく、消費税そのものの負担が直接軽減されるものではないですね。したがって、消費者にとつて痛税感の緩和を実感しにくいという点の一つ。

また、所得とか資産の把握、執行可能性などなどの問題がありまして、さらに、これらの問題が原因となつて生じます過誤支給とか不正受給とかいったものが起きていくというの、これはアメリカの、マイナンバー制度がアメリカにもありますのは御存じのとおりですが、勤労所得税額控除の適用額約六百三億ドルのうち二割、約百三十三から百五十六億ドルの過誤、不正受給というのが推計をされているところでありました。

一方、軽減税率制度というのは、そもそも制度上、低所得者を対象に絞るということとは困難、もうこれははつきり最初からしております。日々の生活におきまして、幅広い消費者が消費、利活用しておられます商品の消費税負担を直接軽減するとともに、買物の都度いわゆる痛税感の緩和を実感できるという利点から今般導入を決定をさせていただいたところでありますが、これに伴いまして、給付付き税額控除というものは、いわゆる消費税率引上げに伴う低所得者対策として実施することはないということだと存じます。

また、御提言のありました勤労所得税額控除と児童税額控除の点につきましては、これはいわゆる消費税の逆進性対策とは別に、子育て支援とか就労意欲の向上、そういった一定の政策目的の下に税額控除を行った上で、いわゆる控除し切れない分を給付するといった制度なんだろうと思います。が、諸外国でこれを導入しておられる事例というのはございまして、給付付き税額控除と同様に所得や資産の把握が難しいといったのは同じことですが、過誤や不正受給といった支給の適正性の確保の問題に加えて、既に実施されておられます同じ政策目的の制度、例えば児童税額控除と児童手当とか、勤労所得税額控除と生活保護制度といったような関係をどのように整理するのかといった課題はもう一つこれ考えないかぬところなので、この点につきましては慎重な検討が必要なんだろうと、そのように考えております。

○尾立源幸君 大臣やっぱり大事なことをおっしゃって、今回の軽減税率なり給付付き税額控除というの、本来、低所得者対策を行うというのが目的です。ね。逆進性対策というのがこれ大義だったと思うんですけれども、今御自身おっしゃったように、軽減税率は低所得者に限っては行えないとおっしゃいました。まさに私申し上げましたように、世帯収入一千万以上の方に一千四百億円の消費税がある意味、還付されるといふか戻される。一方、三百万以下の世帯には千百億円しか戻されないということで、まさに金持ち優遇の軽減税率じゃないですか。多分、麻生大臣も同じことをおっしゃっていると思うんです。額が私これ今財務省さんとやり取りして承知している額なんですけれども、結果的に低所得者には一千百億、高所得者には一千四百億もの消費税が戻されるわけですよ。

この点について改めて、そのとおりというならそのとおりで結構です。制度としては本来目的としていたものと違うということならばそれで結構ですので、お考えをお聞かせください。○国務大臣(麻生太郎君) これは、度々これまで

申し上げてきておりますので改めて申し上げるのかもしれませんが、いわゆる軽減税率を導入した場合に、これは家計調査に基づいて機械的な計算というのを紹介させていただきつつお答えをさせていただくことにならざるを得ぬのですが、消費税の逆進性の緩和という観点からは、これは家計調査に基づいてみますと、いわゆる消費支出全体に占める割合は、一千五百万円以上の世帯では一五〇程度にとどまりますけれども、二百万円未満の家庭では三〇〇と。いわゆる痛税、率が高くなるという点を度々申し上げてきたところでもあらうと思っておりますので、収入に対する割合は低所得者の方が高くなるということなんだと思っております。

さらに、家計調査に基づきますと、平均世帯収入は約六百一十万円なんです。これを、年収約六百五十万円未満の世帯の消費税の負担軽減額といふのは全体の六割を占めておりますので、年収の多い世帯といふものは世帯人員が多い傾向があるんですが、世帯当たりで見ますと、いわゆる世帯人員が多いということでもあらうかと存じますが、負担軽減額が大きく出してしまう傾向があることも確かなんだと思っております。

いずれにいたしましても、高所得の方々に過大な恩恵が及んでいるわけではありませぬし、低所得者対策としては、このほか、私どもとしては、この軽減税率のほか、今回のいわゆる消費税のアップすることによって、それに伴いまして低所得者には年間の補助が年収一定以下の方とかいう方に対しては大きく出ますし、いろんな形で補助とかそういったものもその他の部分で大きく出てくると思っておりますので、軽減税率だけではなくて、私どもとしては、消費税率全体の引上げによって被る利益というものは低所得者の方がはるかに大きいという計算にならうかと存じます。○尾立源幸君 いや、これはもう水掛け論になるかもしれないけれども、財源探しに四苦八苦する中、また場合によっては、その財源が、例えば教育予算が削られるだとか、皆さん方が一生懸命

とりわけ、財源探しもこれから始まるわけですが、その中身によつてはまたとんでもない話になりかねないわけでありますので、私は、一刻も早くこれはやめるべきであると、きっぱり断念すべきであるということ、しかもそういう無責任な制度を伴った消費税の引上げには断固反対ということは申し上げたいと思います。

東芝事件を受けて、いろいろな調査結果も今出てきております。私も、第三者委員会の報告書だと金融庁さんの処分の経過などもお聞きをいたしました。経営者、まあ会社、監査人等々、それぞれいろんな責任やまた落ち度もあったというふうには理解しておりますが、これからのちよつとディスクロージャーの在り方を少し議論をさせていただきたいと思います。

まず、監査の時間の問題なんです。そこで、今の制度を少し申し上げますと、三月決算ということを考えますと、まず一番最初に決算短信というのが発表されます。その後に、会社法及び金商法による開示、ディスクロージャーということになって、これらの開示制度と監査期間の関係を私は整理する必要があると思っております。そうすることで、決算日から監査報告書提出日まで期間が十分に取れて高品質な監査ができるようになるかと考えております。

その結果、資料をちよつと見ていただきたいんですけれども、最後のページ、上の方なんですけ

企業に対して、私は決算短信にまで監査を付けないように求めることが監査に十分な時間を掛けるためにまず必要なことだと思いますが、金融大臣、いかがでしょうか。これ東証の自主ルールですからね、その前提でお答えください。

第五部

財政金融委員会會議録第五号

平成二十八年三月二十二日
【参議院】

そういつたようなことで、これはもうかなり今

いずれも、決算短信の監査を行っているということなんですけれども、この期間が短期間になっているためにということなんだと思いますけれども、確かにおっしゃるように、これアメリカで約

一次、二次とあるように、あれも変わりますよね、結構。私は変わっていいと思うんです、元々趣旨が速報性でありますので。是非、大臣、その辺は現実に沿ってお話をしていただき、元々要らないやつですからね、何も、求めなくていいじゃないかということ、逆にその監査の質を高めるような方向に持っていくていただきたいと思えます。

その次に、もう一つ、丸、下をちょっと見ていただきますと、今度は株主総会との関係であります。

実は、会社法上というのは、決算から株主総会開催までの期限というのは定めていないんですね。別に会社法の中には書かれていない、何か月以内に決算しなさい、株主総会しなさいということとは書いていない。しかし、議決権行使のための基準日を定める場合は、これ株主さんのですね、基準日株主が行使用することができる権利は当該基準日から三か月以内に行使用するものに限られると、こういうふうには会社法百二十四条第二項に決まっています。通常、多くの企業はこの基準日を決算の日に定めるため、結局、株主総会は決算日から三か月以内に開くことになっているというところであります。というのも、株主総会の準備を考えると、五月中旬には監査報告書を提出するためなんです。この面からも、監査報告書提出までの期間が四十二日と短くなっている。これもまた四十二日と短くなる理由の一つであります。

そこで、他国をちょっと見ますと、決算日から株主総会までの期間は、どうですかね、他国を見ますと百二十日程度、日本の東証一部だと大体八十五日ぐらいなので、またこれ一か月以上の差があるんですね。

私は申し上げたいんですが、昔のシンブルな企業だったら割とできたと思うんですが、今、グローバルで、非常に事業部とかカンパニーもいろいろ多いのを連結したり、それから会計基準も国内、国際といういろいろある中で、そろそろこの基準日の三か月というのを一か月ずらして四か月にし

五

て、これは麻生大臣のお好きな欧米、特にアメリカに近づけてもいいんじゃないかと実は思っているんです。そうすることで、企業も会計士も、しかも投資家も株主も信頼性のある監査報告、財務内容のチェックができれば、私はみんな逆にハッピーになると思うんです、この一か月をずらせば。こういう提案なんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、知っていて聞いておられるんだと思いますが、これは会社法の話になりますので、これは基本的には財務省の所管ではなくてこれは財務省の所管だと思いますので、財務省を呼んであるんだと思いますが、その財務省の方に聞いていただくことが大事なんです、整合性等々を考えていただいて、私ども別にこれにこだわるわけでもありませんので。

○副大臣(盛山正仁君) 委員よく御承知のとおりでございます。先ほどの御説明にもありました、株主総会における議決権は株式の経済的価値に利害を有している者が行使するのが望ましいということ、三か月以内という基準日から権利行使日までの期間について長過ぎるという批判も海外中心に見られるところであります。したがって、その期間を延長し、四か月以内とすることは相当ではないと考えております。

そもそも、会社法上、議決権行使の基準日を決算日とする必要はございません。議決権行使の基準日をいつにするかは各企業の自主的な判断に委ねられているところであります。仮に会計監査人による監査期間を十分に確保するため決算日から四か月後に定時株主総会を開催する必要があるのであれば、決算日より後の日を議決権行使の基準日とすることにより実現することができると考えております。

○尾立源幸君 これ、みんなが協力して、質の高い監査をして、有益な会計情報をちゃんと届けようという話をしているんですよ。

今大事なことをおっしゃられた。海外から基準日が長過ぎるという批判が、何、たくさんある。

どこにあるの、どこからどう出ているんですか。国名と、どの程度の。

○副大臣(盛山正仁君) 日本の年次株主総会に関するアジア・コーポレート・ガバナンス・アソシエーションのところからそのような御提案がございます。

○尾立源幸君 どの国ですか。

○副大臣(盛山正仁君) 国ではなくて、アジア・コーポレート・ガバナンス・アソシエーションという機関であります。

○尾立源幸君 それは何ですか、公的な権威ある何かものなんですか。

○副大臣(盛山正仁君) 我々としては、十分に権威がある団体であると考えております。

○尾立源幸君 何でアジアだけなの。ヨーロッパはないの、アメリカとか。

○副大臣(盛山正仁君) 我々としては、今承知しているのはこれでございます。

○尾立源幸君 じゃ、僕がこれ例に出したいわゆる先進国の欧米の話と違うじゃないですか。どこ見て話しているんですか、あなた。

○副大臣(盛山正仁君) 先ほど御答弁したとおりでございます。決算日と株主の基準日、このところに御着目いただきたいと思えます。

○尾立源幸君 麻生大臣、こういうような頭の固い財務省なんですけれども、少し調整していただいて、前向きな話ができるように。これはみんながハッピーになることでありますし、特にこの欧米はそんな中でこういう監査をやっているわけですよ、質、量共にしっかりとやつを。大臣、どうかリーダーシップを副総理として發揮していただきたいと思うんです。

○国務大臣(麻生太郎君) これは基本的に企業の話でもありますし、企業と公認会計士と東証というところの関係を全部出てくるんで、これは簡単な話じゃないとは思いますが、これまでも長いことやってきましたので、かつて総会の日にも五月から六月に変えるのに随分あつたときもいろいろありましたのは御記憶のある、生まれら

れる前ですか、そんなことないね、あれ、一か月ずらしましたもんね、あのときは。そういった経緯がありますので、私どもとしては、大分前にこれ一か月ずらしたんですけれども、更にという話ですけれども、海外のを比較して見てみてもというのには非常に説得力のある数字だとは思いました。

○尾立源幸君 ありがとうございます。

盛山さん、もう少し、財務省の言いなりにならずに、ちよつとこういう企業の面からも少し問題意識を持っていたいただきたいんですが、どうです。

○副大臣(盛山正仁君) 先ほど麻生大臣からお答えがあったところでありますけれども、まずは各企業の自主的な判断であるということ、そしてさらに、委員の御指摘、我々もそういうような御意見があるということは重々承知しておりますので、金融庁とも連携を取りつつ、適当な措置があれば検討してまいりたいと考えています。

○尾立源幸君 どうも前向きな御答弁ありがとうございます。

それでは、ちよつと順番が入れ替わってしまったんですけれども、国税庁の職員の定員について再び、本会議でもこれやらせていただいたんですが、担当大臣の麻生大臣にお聞かせをいただきたいと思ひます。

今回、一〇％への再増税のことやら、また昨年の一月から相続税が増税されたことで納税義務のある人が増えた、また問合せが今じゃんじゃんあるというような現場では状況でありますし、今回の附則でも、「消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。」と明確に書かれているわけであります。

本場に必要措置が講じられたのかどうかというところでありますが、今回の定員の査定では、消費税の軽減税率制度に関する相談等の対応のためというところで国税庁定員を百三十二人増員されておりますが、御案内のとおり全国には十二の国税局と五百二十四もの税務署があります。私はこの査

定では十分と言えないと思っておりますし、更に問題なのは、この百三十二人の増員がある一方で、他の要素で減員、減らして、国税庁全体では二十八年度は二十四人の純減となっております。過去五年で延べ五百九十七人も削減されているわけであります。

そこで、まず大臣にお伺いしたいんですが、大臣は国税の組合の委員長さんとかとは直接意見を交換される機会はあるんでしょうけれども、現場の、本当に仕事を現場でいらつしやる方々と意見交換をされたことはありますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には、偉い人を含めて国税庁と財務大臣が直接話をするということとは基本的にはありません。

○尾立源幸君 政府の一機関でありますので、私は、麻生大臣も多分、税理士さんによる後援会なんか当然あるわけですよ。昔は多分確定申告なんかも見に行かれていたと思うんですけれども、やはり最近お偉くなられると、なかなか現場との距離感ができてしまうと思うんです。やっぱり行政のトップ、社長として、私、現場に行っているような実態を把握されること、直接声を聞かれることというのは大事だと思います。今は予算委員会等々、年度末で難しいと思うんですけれども、是非時間のあるときに現場の視察に行つて少し耳を傾けていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今言っておられる意味が税理士という意味なのか、いわゆる税務職員という話になりますと、これは財務大臣が直接、国税庁長官ですらなかなか話をするということはある余計な話になりかねぬと皆さん方から言われるか、与党から言われることはありませんけど、皆さん方から言われるか、新聞から言われるか、それがこれまでも度々ありましたものですか、国税庁長官と財務大臣が話をするということは任命するとき以外にはまずないものです、基本的には。それが一点。

それから、各地を回るといふ話になりますと、

これまた更に難しくなると、どの税務署とどれをやるかという話になりますと、これはまた話が更に難しくなってきましたので、私どもは分からないように会わないかぬとなると、いかにもこそそ何かが悪いことをしているような話になるのいかかなものかと思えますので、それは税務署の職員の士気としてはいかなものかということになりかねませんので、私どもとしては、会うときというのは退職した人に会うという、基本的な、そういう形でしかなかなか会えないと。退職した人というのは総じて税理士になっている人が多いですけれども、そういった形のもので、現場職員というのは国税庁の職員というのはなかなか難しいというのが実態です。

○尾立源幸君 いや、何かちよつと理解に苦しむんですが、個別案件に何か首を突く込むというのはもちろんそれはいけないことだと思うんですが、でも、自分の組織の一現場を見て回るといふことはどの組織でもやっていることじゃないですかね。例えば、国交省だったら海上保安庁に行ったり、総理はこの前行かれましたよね。そんなことで、どこを私は視察されるのも行政の長としては当たり前じゃないかと思いますが、いかがですか、改めて。国税庁の長官と別にしゃべれと言っているんじゃないかと、現場の税務署なり、現場に視察に行かれて現場の職員の方の生の声を聞かれるのはどうかということでもあります。

○国務大臣(麻生太郎君) 今お答え申し上げたとおり、繰り返すようで恐縮ですが、これも、これまでそういったことがあらぬ疑いを受けかねないというところで、当然、財務大臣が例えば何々県何々省所管の税務署に行くと言ったら、それは間違いないので、地元では騒ぎになりますから、新聞に載りますから、隠密裏にこっそり行けということになると、こっそり行くということは何だか、何で隠れて行かないかぬのですかと、おかしいじゃないですかということになりかねないということなんじゃないでしょうかね。

○尾立源幸君 いや、納税者からしても、国税を

担当する財務大臣が我が町に来て税務署さんの仕事を視察して帰ったというのは、これは私はいいニュースになると思うんですけどね。何でもそんなネガティブに考えるんですかね。それは何か役所の暗黙のルールみたいなものがあるんですかね。私は、こそそやる必要なくて、全くやる必要なくて、堂々と今日行くよと言って行けばいいんじゃないですかね。

○国務大臣(麻生太郎君) これはこれまでの長い間の経緯なんだと思いますけれども、いわゆる主税局とは話をしても、国税庁と話をするということは財務大臣というのは努めて避けねばならぬ、あらぬ疑いを受けるということになって、つくられてきたのは、これは野党でつくられたんじゃないんですか、こういう風習は。自民党は別にそれに余り関係なかったと思いますけれども。そういったことを長いことやられたのは、新聞のおかけか、何かいろんな意味で長いことなられたんじゃないんですかね。ですから、やらせていただいてもちつとも私も構いませんけど、そのときにあらぬ騒ぎになったときの責任は尾立さんに取ってもらってもしょうがないですからね。

○尾立源幸君 まあ、私が責任取る話じゃないです。

多分、昔、そういう直接介入みたいなことで何か陳情事をねじ込んだのかもしれないよね。そういうのがあって、それ以来やめようということになっているのかと。もう清廉潔白な麻生大臣ですからそんなことはあり得ないわけですから、私ごときの首なら何ほでも差し出しますけれども、是非、そう言わず、少なくとも委員長さん始めのお話もあるんじゃないけれども、それを確かめる意味でも是非現場に行つていただきたいという御要望はさせていただきたいと思えます。

最後に、改めて、実調率が低下しているというお話も本会議でさせていただきました。もう本場に個人なんか一%ということですので、百年に一回ということですか。こういうのではやっぱり率制効果も働きませんので、しっかりと私はこの実調率

を上げるためにも、公平な行政をやっていくためにも、何としても国税の職員さん、本当に日夜懸命にいろいろ厳しい中、御案内のとおりウエルカムじゃないんですよ、納税者の方からは。嫌な思いをすることが多いんですよ。そんな中、一生懸命働いて食いついてやっていたいと思いますので、何としても財務大臣として定員をしつかり確保していくという決意をもう一回聞かせてください。

○国務大臣(麻生太郎君) 加えまして、今やつぱり税というものは昔より複雑になりましたし、毎年税制というのは、みんないろいろ税制を変えられますでしよう、毎年。毎年変えられますものから、毎年その度々に法律を変えにやいかぬということになる。

加えて、それは国際化しました上に、BEPSなんという国際的なものも全部これ日本も一緒にやらないかぬというルールに変わりますし、加えて、これにICT、いわゆるインフォメーションとコミュニケーションのテクノロジーというICTが入ってきまして、ものすごく、更に話が込み入ってきて、いろんなものが昔に比べて手間暇掛かることになってきたし、複雑化したというのは事実でありますので、それに合わせて税務職員の質も変えないかぬでしようし、税務署の質も上げないかぬでしようし、同時に質と、こつちも機械化で対応するにしても、それだけでも限度があるうかと思えますので、人数というものをある程度確保しないかぬということ、私どもも基本的にそう思っております。

○尾立源幸君 じゃ、是非現場の御苦労をまず理解していただいて、適正な税務行政のためによろしくお願いしたいと思います。

あと、またこれは話、がらつと変わるんですが、今般、社会福祉法人への会計監査人の設置というのが検討されております。これは高い公益性と非営利性ということもあって、また、ちよつといろいろ問題もあったというところもあって、この社福への会計監査の導入が検討されております

が、この目的について簡単にお聞かせをいただきたいと思います。

それで、この改正は法律の成立が前提ですが、いつから行われるのか、教えていただきたいと思

います。

○副大臣(竹内譲君) お答えいたします。

社会福祉法人は公益性の高い非営利法人でございまして、福祉ニーズが多様化、複雑化する中、その果たす役割はますます重要になっております。

こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から検討が行われまして、平成二十六年には規制改革会議における議論を基に閣議決定された規制改革実施計画におきまして、一定の事業規模を超える法人に外部機関による会計監査を義務付けることとされたところであります。また、平成二十七年には厚生労働省の社会保障審議会福祉部会の報告書におきまして、必要なガバナンスや財務規律を確立するため、一定規模を超える法人に対して会計監査人による監査を義務付けるとの提言がなされたところでございます。

これらを受けまして、今般の社会福祉法等の一部を改正する法律案におきまして、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化と財務規律の確立を図ることを目的として、会計監査人制度を導入し、一定規模を超える社会福祉法人に対してその設置を義務付けることとしたところでございます。

いつからということですが、改正法案附則第八条におきまして、平成二十九年年度、最初の定時評議員会の終結のときから適用されるということになっておるところでございます。

○尾立源幸君 分かりました。二十九年年度ですね。

次いで、社会福祉法人への会計監査人の設置は、社会福祉法人のうちどのような法人を対象とするのか、その基準、また狙いについてお聞かせください。

○副大臣(竹内譲君) まず、この義務付ける法人

の規模につきましては、監査の受入れに係る事務体制や監査費用の負担能力を考慮する必要があると考えておりまして、今後法案が成立した場合に、施行までの間に、専門的な検討を行った上で決定していくこととしておりますが、これまで社会保険審議会福祉部会におきましては、事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が十億円以上又は貸借対照表上の負債の額が二十億円以上の法人とすることが適当との提言が行われておるところでございます。

いずれにいたしましても、法案が成立した場合には、専門的な検討を行った上で施行までの間に速やかに決定してまいりたいというふうに考えております。

○尾立源幸君 それでは、会計監査人が監査をする際には、やっぱり大事なのがその監査の基準、内容なんですけれども、これは今どのように検討されて、いつ頃この詳細が決まる予定でしょうか。

○副大臣(竹内譲君) 御指摘の点でございますが、現在、公益法人会計基準や企業会計原則を参考にしたしまして、日本公認会計士協会の協力を得て、平成二十三年度に社会福祉法人会計基準を作成し、平成二十七年までから全ての社会福祉法人に適用しているところでございます。

今回の制度改革において導入する会計監査人による会計監査につきましては、この社会福祉法人会計基準に従い、財務諸表が適正に作成されているかを監査するものでございます。その会計監査の具体的な手法につきましては、会計監査の中で社会福祉法人の公益性、非営利性をチェックする視点などが必要であると考えておりまして、法案が成立した場合には、日本公認会計士協会等の協力を得ながら、専門的な見地から検討したいと考えております。

○尾立源幸君 じゃ、これから監査基準については検討することですかね。

○副大臣(竹内譲君) ベースは今申し上げたとおりでございますが、その細部等でございますが、これは今申し上げたとおりでございますが、日本

公認会計士協会などの協力を得ながら、専門家の皆様の御意見を種々取り入れて検討したいというふうに考えております。

○尾立源幸君 もうメンバーは決まっておりますか。

○副大臣(竹内譲君) これも日本公認会計士協会の幹部の皆様と今検討中であるということでございます。

○尾立源幸君 それでは、これから徐々に詰められていくということですが、今回の社福への会計監査人の設置義務化をきっかけに、社福の運営の透明性が高まって、より信頼される法人制度になることを祈念をいたしまして、私の質問を終えたいと思います。

今日は航空局の方に来ていただいて、やっぱりたどり着けませんでした。また次回ということ、申し訳ございません。

ありがとうございます。

○磯崎哲史君 おはようございます。民主党・新緑風会の磯崎哲史でございます。よろしくお願いを申し上げます。

私の方からは、冒頭、先ほど尾立委員の方から少し質疑のやり取りございましたが、春闘に關してお話を伺いたいというふうに思います。

今までの政府の政策含めて、アベノミクスの着実な積み上げという意味でいけば、好循環を回すという意味で、政府の場も持たれました。その意味では、今春闘に対しての期待は政府としても非常に大きかったのではないかなというふうに私自身受け止めておりますけれども。

先週の水曜日、十六日になりますが、大手ではありますけれども、集中回答日を迎えました。まずは、回答の状況を見て、政府としての受け止め、麻生大臣としての受け止めをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(麻生太郎君) 集中回答日が三月の十六日、主にゼンセンとか鉄鋼労連とか自動車総連とか大きなところが主だったんだと思っておりますけれども、幅が小さい企業も確かに多く見られました

けれども、一時金等を見ますと前年比増の回答がされておりますので、我々から見ますと、これまでの二回にわたっての春闘のいわゆる賃上げの流れというのは続いているのではないかなという感じが率直なところです。

個別の業界とか企業とかを見ますと、これは様々なんだと思っておりますけれども、これから来週に向かつて回答される企業においても、自社の企業の内容に応じて前向きな検討が望まれるという話を経団連等々もされておられますので、そういったものを見ておりますので、私どもとしては、そういったのがまだ答えが出てくる前ですから、今そういった方々の答え、もう本場に同じ業界でも随分違いますので、そういったところは、何となく横並びみたいな話じゃなくて積極的に行っていたらいいんじゃないかと期待しております。

○磯崎哲史君 先ほどの尾立委員とのやり取りでは少しベアという発言にも触れられておりましたので、そういった回答になるのかなと思つたら、今は賃上げの流れということで微妙に表現が変わりました。賃上げの流れという、平均賃金、通常の月例賃金に加えて一時金も入りますので、総額という意味ではその大きな流れは続いているというふうな御趣旨でお話をされたんだというふうに思います。

その一方で、少し中身を分けますと、やはり一時金の部分大きく積まれておりますが、月例賃金という部分では少し、一部報道では組合の要求が低かったのではないかなという厳しい報道もありましたけれども、それはあくまでも個別企業の実態として労使の関係の中で要求されたわけですから、私はそういうものだというふうに思います。ただ、今回、回答を終えたある大企業の幹部の方のお話では、潮目が変わったという表現をされた方もいらっしゃいました。これは、やはり今まで続いていた国内の様々な景気がこれから良くなっていくかもしれないという期待感に変化が生じてきている。

どやれるものならやつてみるみたいな御発言がありましたけれども、中国が今の出している数字が本当なのかどうか。あるいは、アメリカも利上げ政策始めましたが、それがどのような影響を与えるのかという点もあろうかと思っております。EUもそうです。中東もそうです。原油価格もそうです。北朝鮮ももちろんその中に含まれます。様々な世界情勢が変わってきていることに対して、より先行き不透明感が増えてきた。その意味での潮目が変わったという発言なんだというふうに思いますけれども。

こういう発言を受けて、やはり今回、潮目が変わったという発言、私は率直に、素直に受け止めることができたんですが、この部分について、潮目が変わってきたんじゃないかという部分については、大臣、どのようにこの発言を受け止めますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 世界経済の先手が、やたら最近使われるのはインビジュブル、不透明感と。不透明、インビジュブルと、なかなか見えにくいという意味に使われるんですけども、そういったものになってきているという、理由は今言われたような話を総じて言っているんですが、かなりみんな見聞違えて、FRB、アメリカ連邦準備銀行の議長も、年四回金利を引き上げるといふ話を実際されて、一挙にいろいろな、ドル高に一手すればやらないというふうな話になってくる、今度は当然のこととして、ドルの金利は上がらないということになれば、これはドル安になって他国の通貨が上がるということになりました。また、三十ドルを切るほどのWTIが、WTIというのはウエストテキサス、アメリカの西テキサスの平均価格が、通称WTIが三十ドルを切るといった事態、かつては百ドルだったんですが、それが三十ドルを切りまして話がずっと続きましたものから、世界中、産油国が一斉に自国の原油の損益分岐点を大きく割り切りましたものですから、自国のキャッシュフローがうまくい

と間に合わなくなっているんじゃないかという
ことで、いわゆる自国で持つておりますファン
ド、持つております株を売って、そしてキャッ
シユフローを得て、その金で回すというようなこ
とになるから、株価が、当然売られた方の株はな
かなか上がりにくいという状況というの
は、これはなかなか、持つてある金の大きさが桁
が違って大きいものですから、そういった金の動
きというのはなかなか見えにくいというものがあ
りますので、私どもとしては、その石油の価格が
下がった結果の及ぼす影響というのはファンドま
ですと影響してくるというのが、それは結果とし
て株価につながっていくというような話、そう
いったものはなかなか複雑になっていて、入り組
んでいて見えにくいところがあるというのは、多
分企業経営者もそう思われるんで、ここはベアで
はなく一時金で対応して、今、目先、決して悪
くありませんから、今の現在は決して悪いわけ
じゃありませんから、企業収益悪くないんで、
ちよつと先行き、ベアでやっちゃうとずつとその
ままになりますので、目先は一時金という形に
なっているかなという感じはいたします。

○磯崎哲史君 景気に関する部分は微妙に触れて
回答いただいたのかなというふうに思います。
ある企業の方とちよつとお話をしましたとき
に、新興国の景気に対して非常に心配をしている
というお話をされていました。私、考えるに、や
はりアメリカの利上げの話、あるいはオイルマ
ネーの動きの話からすると、自分たちのところ
にあるお金が引き揚げられるんじゃないか、結果的
に新興国、力のない国の景気が加速しなくて低下
をしていくんじゃないか、そうすると、世界全体
に新興国の景気が落ち込んでいくことになりま
すから、そういう意味ではグローバルで展開をさ
れている企業の経営者、相当深く冷静に見詰めてお
られるというふうには私は受け止めております。

そうした観点、もちろん政府もお考えだとい
うふうに思いますけれども、今回の件含めて、世界
中の情報を集めた上で様々な政策、必ず日本に

も、企業経営にも影響があるという観点で進めて
いただければというふうに思います。
それと、あと、先ほど大臣の方から労働分配率
という言葉に触れていただきました。力強い発言
をいただきました。私もこの労働分配率はやはり
高めていかなければならない、もう低下の一途を
たどっていますので、これはやはり高めていかな
ければならないんだというふうに思います。

その中で、先ほど正規、非正規というお話がご
ざいましたけれども、別に私、連合の立場で連合
の役員として発言をするわけではございません
が、実は、今回の連合の中でも、デフレからの脱
却や経済の好循環確立という意味でいけば、連合
としても底支えあるいは底上げという活動をされ
ておりまして、その中でも、非正規労働者の雇用
の安定、それと処遇の改善に向けて、これは正
規、非正規関係なく同時決着を目指すんだとい
うことを連合としても掲げておりますので、進めて
いかなければならないと進められているというふう
に大臣には御理解をいただきたいというふうに思
います。

ただ、どれだけ組織化できているんだというの
は、これは現場の実態のやり取り、経営者とのや
り取りの関係で決まってくる話ですので、ただ、
政策としては、しっかりと労働者を守る活動は進
めているということでありまして、そのように
受け止めをいただきたいというふうに思います。
先ほどその話の中で、格差というものはあるけ
れども、まずは格差の上の方という少し言い方
としては失礼なのかもしれないが、そこまで
引つ張り上げていく、その中で景気を良くしてい
く、その景気を良くした段階で最後底上げをつな
げていくんだというお話を大臣されたというふう
に思うんですけれども、これ、格差というのは、
そうするとどこまで認められる、ここまでだった
らいいよ、ここまで行っちゃうとさすがにちよつ
とこれは違う方向に話行っちゃうよね、だから、
そういったもしい観点、御所見のところがござい
ましたらお聞かせいただければと思いますけれ

ども。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、磯崎先生、こ
れは定義があるわけではありますから、アメリ
カなんかの場合、よくウォールストリートに対
して一対九九というのが三年ぐらい前に、一対九九
というブラカードが出ましたけど、一%の金持ち
と九九%の低所得者層という意味で一対九九とい
うのが出たんだと思いますが、中産階級所得がだ
んだんだんだんだんだん減ってきていて消滅した
んだとか、いろんな表現がワシントン・ポストや
ら、特にワシントン・ポストは多いような気がし
ますけど、そういった流れが、ニューヨーク・タ
イムズも多いですね、最近。そういった記事がや
たら多いように、増えてきているというのは、間
違いなく格差が広がっているという意識が非
常に強いのが、多分、先ほど尾立さんの話じゃあ
りませんけど、トランプに対する支持が白系の、
白系というか白人の方の低所得者層に限らず、白
人の余りいないハワイ州でもあれだけ圧勝する
という事態というのは、やっぱり非常に低所得者層
に対する不満を代弁しているというのがトランプ
という人の立ち位置かなと思って、他国の話とは
いえ関心を持って見ているところなんですけれ
ども。

日本の場合にはそんなに開いているかと。私そん
なに開いていると思いませんし、社長の給料と新
入社員給料があまりに何百倍というよう
なこともありますし、そういった意味では格差
がそんなにむちゃくちゃ広がっているわけとは思
いませんけれども、今言ったように、私どもそう
いったことは少し是正をされてしかるべきだと思
っておりますので、私どもは相続税の話にし
ても所得税の最高税率の話にしても今回引き上げ
させていただくという案を出させていたいただいて
おりますけれども、いろんな意味でこういったもの
は常に配慮をしておかなければならぬところで、
全部、やってもやらなくても結果が同じじゃ人は
動かなくなることははっきりしていますので、そ
ういった意味で、ある程度のモチベーションや労

働意欲を高めて、そういった意欲を維持するの
はどれくらいのことかというの、これは大き
な課題だと思っております。

○磯崎哲史君 課題認識として持たれているとい
うことでもありますので、是非その観点も重視し
ながら様々な進めたいことというふうに思
いますが、やはり今、日本の景気見た段階で一番問
題なのは個人消費が伸びないということ、これは
全て共通している認識だというふうに思います。
それで、少しデータとして見てみたいんですけ
れども、この個人消費、特に、今格差のお話をし
ましたので、少し所得別で消費性向にどれぐら
いの違いがあるのかという点を確認をさせていた
きたいというふうに思います。

内閣府の方からお願ひいたします。
○政府参考人(千野雅人君) お答えいたします。
家計調査の二人以上世帯のうち勤労者世帯の結
果から、可処分所得に対する消費支出の割合であ
る平均消費性向につきましては、二〇一五年、年間
収入五分位階級別に見てみますと、最も年間収入
の低い四百三十九万円以下の第一分位が八六・
〇%、最も年間収入の高い九百三十三万円以上の第
五分位が六六・八%となっております。

このように、平均消費性向は年間収入が高くな
るほど低くなる傾向が見られます。
○磯崎哲史君 今御紹介いただいた数字からも、
やはり所得が高い低いということ、消費性向に
もこれ傾向として明らかに数字の違いが出てきて
いる、階段状に変わっていくということでありま
す。

その意味では、今回のこの個人消費を上げてい
かなければならない、そういう政策を進める意味
では、やはりこの消費性向の高い層にしっかりと
働きかけをしていく、つまりは所得の低い層に
しっかりと働きかけをしていく政策というものがや
り必要なことというふうに思っております。

今回、春闘の結果、ちよつとまた春闘の方に一
瞬だけ戻りますが、トヨタ自動車ですけれども、
これは賃金改善そのものは昨年の結果よりも低く

なっておりますが、ただし、非正規の方の取組というのを同時に組合としてもやられていて、これ日給でいくと百五十円、これ新聞報道での数字ですけれども、百五十円上げられたと。これ月額に直しますと、フルタイムといいますが、月二十日間働けば三千円相当になるといふことですから、恐らくは正規で働いている皆さんよりも賃金は上げるといふ形になったといふふうに思います。

ですから、賃金が低い立場の人たちの賃金をこうしてより高めていくというような政策、私は、やはりこういう取組こそが個人消費を伸ばしていく上では必要だといふふうにも思っております。

その観点で、少し産業全体というところで見てみますと、やはり昨年の例えば春闘の要求、回答といふことでいけば、やはり大メーカー、これが要求値も高いし回答値も高い。そもそも要求の段階で、中小企業というのは大メーカーのような要求が掲げられない。結果として回答は更に低いところになる。ですから、要求段階で付いていた要求の格差が、更に回答だと大きい格差になるといふのが昨年までの流れだったといふふうに思います。

その意味で、今年、まさに今トヨタの例などというのは、賃金の格差が要求の段階では付かないどころか、回答を開いてみたら実はその差が逆転しているぐらいの回答が出てきているといふことでありますので、やはり特にこれから中小、先ほど大臣もおっしゃいましたが、これから中小の論議というのは本格化をしてまいります。ある意味、一方で、マスコミの報道を含めて、何かもう大企業が終わっちゃうと春闘の回答終わっちゃったかのような、そういう雰囲気すら漂っていますが、今もう首を振っていただいたので安心しましたが、そうではなくて、日本の景気を底支える層の春闘はこれから始まるんですよといふことが、やはり僕は認識として持つことが大変重要だといふふうに思います。

その意味では、大臣からはまだまだ終わっていないよと、これから春闘しつかりとやっていかな

いといけないよという政治からの発信、まあ私は官製春闘いいとは思っていないんですけれども、思っていないんですが、中小の春闘を盛り上げていくという意味ではまだまだ発信をいただきたいといふふうに思っているんですけれども、大臣、お考え、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 連合から一遍も支持されたことはないんですが、正直言つて、自動車総連の相原にしても鉄鋼労連の神津にしても、みんなそれぞれ会社の中でそこそこ、何といふかな、昔の私どもの労働組合というのは、組合との団体交渉というのは、炭労、全炭鉱といふのと私どももやっていたので、日産とかそういう品のいいところと余りやったことはないものですからね、私から。ですから、どうしても激しい労働組合との団体交渉といふのを、何日も続けるをやってきましたので、最近のように何となくお話し合いで翌日きれいに決まりましたなんといふのはよく分からぬ世界で動いておられるので、ちょっと正直、私どもの想像を超えているんですが。

いずれにしても、そういった大企業の話じゃなくて、中小零細企業の中でやっぱりきちんとした利益を出しておられるところといふのは、総じて、今、人手が足りなくなってきた。特に熟練の技術屋といふのを持っていけないと仕事ごとくもじゃないといふことになってきていますので、中小零細の方々の話といふのは、話を聞いてみると、ここの方が人材を確保し続けるために給料を上げないといふものにもならぬと言われる考え方の経営者といふのは、僕はこの数年間えらく増えたきたなと思っておりますので、こちらの方が経営者としての感性としては正しいと思っておりますし、大企業の方は、はたっておいても人は来ると思っておられますし、機械が進めば、いわゆるNC機械といふのは、数値制御の機械を使っておられるので、別にとかいふような表現をされる方が随分昔に比べて、まあ、そういう時代が長く続いたせいもあるんだと思いますが、なかなか労働組合とか、そういった労務管理というものの対する感性

が中小企業の方が極めてシビアだし、深刻だし、真面目に考えておられる風が多いかなといふのが正直な、私のこのところ、いろんな方にお目にかかる、この一、二年間ぐらいの間の実感なんですけれども。

是非、今言われましたように、今後とも、やっぱり支えている中小のところが一番頑張らないかぬところだと思っておりますので、そういうところに対する税制とか、いろんなものを私どもとしては今後とも支え続けていくという姿勢が大切なことと思っております。

○磯崎哲史君 中小の大切さという観点は、与野党関係なく、同じ認識だといふふうに思います。特に中小の皆さんが人材確保のために人件費含めて上げられるような環境をつくるという意味では、やはり世の中のサービス、商品含めて、大企業だけで生まれてくるものではなくて、中小がいて、大企業がいて、あるいは商品を運んでいる輸送会社の人や、あるいは直接販売をする販売店の人や、やはり総合力で全てのものが成り立っているんだとすれば、そこで生まれた付加価値といふものは全ての人たちにやはり恩恵は及ぶべきだといふふうに思いますし、それぞれの人の努力に報われた付加価値の分配がやはりあるべき姿なんだろうといふふうに思います。私は、そういう観点で今後も様々な質問させていただきたいと思っておりますし、政府の政策で何かいいといふような点があれば、今後も引き続き、様々な指摘もさせていただきたいといふふうに思っております。

今、中小の点、少し産業全体というお話でさせていただきましたが、今日は自動車分野、いわゆるグローバル産業の実情ということで、少し税の観点と絡めて、産業の移り変わりと税の移り変わりという観点でお話をさせていただこうかといふふうに思います。

お手元の方に一枚資料の方をお配りをいたしました。それは、日本の自動車産業の発展過程といふことで、生産台数や販売台数を言われたもので

あります。

今、中小のお話をさせていただきましたけれども、やはり目下、足下の観点でいきますと、これは日銀の短観になりますけれども、業況判断の数字になりますが、先行き感としてどういふような短観の数字が出ているかということで御紹介をすると、九月と十二月のそれぞれの調査結果、日銀の短観になりますが、これは製造業でいくと、大企業は九月時点の先行きだとプラス一〇ポイント、それが十二月だとプラスの七ポイントに下がりました。中堅どころでいきますと、九月段階でいくとプラスの四ポイントが十二月段階でいくとゼロポイントにやはり低下をした。中小でいくと、マイナス二ポイントからマイナス四ポイントといふことで、やはり日を追うごとくといふますか、日銀の短観を含めて少し先行きの不透明感といふ数字が明らかになってきているんだといふふうに思います。これはもう感覚的な問題ですけれども、出てきているといふふうに思います。

その観点でもう少し、今のは直近の数字の流れになりますけれども、長い観点で見ますと、ここで経産省の方に一つ確認なんです、直近のその数字、こういうふういふに悪い数字が出てきているんですけれども、その観点で、消費税増税、五%から八%に消費税が増税された前後といふますか、以降の自動車の国内販売の状況について御紹介をいただきたいと思っております。

○政府参考人(若井英二君) お答えを申し上げます。

委員お示しの資料は暦年でございましてけれども、消費税引上げの前後といふことで、年度で少し数字を御紹介をさせていただきます。

平成二十六年四月に消費税率が八%になりました。前後において国内新車販売台数を比較をいたしますと、平成二十五年年度は約五百六十九万台、平成二十六年年度は約五百三十三万台となっております。また、平成二十七年年度、日本自動車工業会の見通しとしては四百九十四万台程度といふふうに見込んでございます。これを月次ベースで見ても

いりますと、平成二十六年四月の消費税率八%への引上げ以降、月次では直近の平成二十八年二月まで二十三か月ございますが、そのうち前年同月比でプラスになったのは二か月と厳しい状況であるというふうに認識をさせていただきます。

経済産業省としても、今後の動向をしっかり注視をしてまいり所存でございます。

○磯崎哲史君　ありがとうございます。

今数字上、もちろん消費税だけが原因だと言うつもりは毛頭ございませんが、やはりこの税制を変えたその前後で大きな消費の変化、あるいは産業としても売上げの変化があったということ、これは事実としてやはり受け止めなければならぬ数字なんだろうというふうに思います。

スコープとして今少し短めの数字を取りましたがお手元にお配りをいたしましたグラフは戦後からの系列ということでかなり長いスパンで数字を取りました。

一番上の緑色の国内生産台数という数字を見ていただくと、戦後しばらく低迷期はございましたけれども、その後一九六〇年代から大きく国内の生産台数は伸びていくという経緯をたどってまいります。一九九〇年にピークを迎えまして、そのときは千三百四十九万台という数字が国内で生産をされていた。その後、御存じのとおりバブルのときでありますけれども、その期を終わつたときから低迷をいたしまして、その後一千万台のレベルで推移をしております、足下九百二十八万台というのが現在の国内の生産台数に関する推移という形になります。

あわせて、国内の販売台数という観点で見えていただきますが、赤い線になります、同じく一九六〇年代からぐっと坂道を上がっていく形になります。途中で凸凹ございますが、同じく一九九〇年前後をピークにしてこれはもう右肩下がりというふうに表現していいんだというふうに思います。目下、足下は今経産省からも御紹介をいただきましたが、五百万台を超えるか超えないかという線の攻防になっているということになります。

あわせて、そこに輸出台数というものも加えました。ちよつとグローバルの企業の動きということで、恐らく電機産業や鉄鋼やほかの業界も、少しタイミングや凸凹は違うのかもしれませんが、感覚としては同じような感覚になろうかというふうに思います。

輸出台数に関しては、この国内の販売、生産から遅れること十数年たつて、七〇年代に近くなつてから伸びていくという経緯をたどってまいります。一九八四年から五年、ここが国内からの輸出台数のある意味一つのピークになりまして、その後は上がつたり下がつたりという経緯をたどっていつて、それよりも大きい数字というようにはなかなかなりにくい。今でいくと、大体五百万台を若干下回つたぐらいというのが今の現状になっております。

これはもちろん様々な企業努力ということもありましたけれども、これはやはり経済の背景というものが大きく関わっているということは皆さんもお分りのことだというふうに思います。

一九六〇年代は、まさに日本が高度経済成長期ということもありまして、国内の生産、販売が大きく伸びた期間という形になります。

あわせて、七〇年代に入れば、ここはもうオイルショックです。オイルショックがあつて、結果的には輸出台数というのはこのオイルショックを契機に日本の小型車が改めて見直されると。特に北米では様々な排ガス規制がかけられましたので、新たな……（発言する者あり）今横でシビックという声がありましたけれども、排ガス規制に対応できる車というものが注目され、結果として日本車に白羽の矢が当たつて、ここから一気に輸出台数が増えていくというような経緯をたどってまいります。その際、日本の自動車はといいますと、やはり赤い線、一瞬上がるんですが、その後落ちていく。まさにこのタイミングがオイルショックのタイミングという形になっていくという形になっていきますが、ちよつとここで一つ確認なんですけれども、こ

のオイルショックの前後で自動車の税制についてどんな変化があつたのかということで、七〇年代になりますけれども、ちよつと七〇年代の十年間に限つた形でお伺いをいたしますが、自動車の税制についてどんな点が変わつてあつたのか、確認をさせていただきたいというふうに思います。財務省と総務省とそれぞれお願いします。

○政府参考人（佐藤慎一君）　お答え申し上げます。

国税でございますので、自動車重量税ということについてお話を申し上げます。一九七〇年代でございます。

一九七一年、昭和四十六年に自動車重量税が創設ということでございます。当時の理由は、自動車の走行が多くの社会的費用をもたらすということとを考慮して広く自動車のユーザーに負担を求めるということで、自家用の乗用車〇・五トン当たり年間二千五百円ということと創設をされました。

それから、一九七四年、昭和四十九年には、資源の節約、道路財源の充実といった観点から暫定税率が設定をされまして、同じ、税率で申し上げますと二千五百円を引き上げた形で、年間トータルで五千円ということになりました。

それから、引き続き一九七六年、昭和五十一年に、同様の理由からこの暫定税率そのものの引上げということが行われまして、五千円の年間の税率が六千三百円というふうな形になったわけでございます。

一九八〇年代につきましては、改正は行われておりません。

以上でございます。

○政府参考人（時澤忠君）　地方税関係の部分についてお答え申し上げます。

一九七〇年代でございますが、まず自動車取得税につきまして、一九七四年度、昭和四十九年度ですが、地方道路財源の充実を図るため、軽自動車以外の自家用自動車の税率が三%から五%へ引き上げられたところでございます。

自動車税、そして軽自動車税につきまして、一九七六年度、昭和五十一年度でございます、それと一九七九年度、昭和五十四年度でございますが、この年は営業用自動車を除いておりますが、それぞれ自動車の販売価格の上昇や道路整備等に要する経費の増大を考慮し、税率の引上げが行われているところでございます。

○磯崎哲史君　今御紹介をいただきましたが、この七〇年代、もちろんオイルショック等がありました、あるいはモータリゼーションの幕開けというふうなこともありまして道路の整備が必要だつた、そういう背景もあつたかというふうに思いますが、やはりこの赤い線を見ていただければ、国内の販売がこれだけ右肩上がりに来ていたものが明らかに十年近く足踏み状態にあつたということ、ここからも見ていただけるんだというふうに思います。

ちなみに、このとき、じゃ日本の景気はどうだったかというふうにいえば、GDPの数字だけでいきますと、国内の総生産の数字そのものはオイルショックの翌年については確かに足踏みをしているんですが、実はその翌年からはまた上昇傾向に変わつていくという形になります。つまり、日本の景気そのものが十年間沈んでいたかという決してそういうことではなくて、景気そのものはオイルショックから立ち直つて既に前進を始めていた。

ただ、その中でも自動車の売上げに関しては年間足踏みをしていたということからすると、もちろんこれも全て税だというふうに言うつもりはありませんが、少なからずというよりも多分にこの税制の影響というのは大きかつたのではないかなというふうに思います。

ちなみに、この七〇年代の前というタイミングでも様々な自動車の税金というものはありましたが、基本的には燃料関係の税金が主力でございました。あつたのは自動車税、軽自動車税というこの二つがメインでありました。したがって、この七〇年代に差しかかろうかというタイミング、あ

るいは七〇年代の中で自動車取得税や自動車重量税、そうしたものが創設をされ、さらには増税、あわせて自動車税や、今あえて確認はしませんでしたけれども、実は燃料課税についても大きく増税をされていたというのがこの七〇年代の歴史になります。私は、やはりこの税制の設計の仕方が国内の販売に大きな負担になっていたのではないかと、あるいは消費者のマインドに大きく働きかけをしていたのではないかなというふうに私自身は考えております。

では、もう少し話を進めさせていただきます。輸出がこういう形で伸びていく、そしてその後、今お話をいただいた税制の話で八〇年代を迎えていくと、国内の生産は更に伸びていき、国内の販売も落ち着きを取り戻して伸びていく形になっていきます。

ちなみに、この八〇年代の税制の設計については、それぞれ先ほどお話をさせていただいた税制について何か変化点があれば、それぞれの省庁からまた御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(佐藤慎一君) 自動車重量税につきましては、一九八〇年代は特に変更はないということでございます。

○政府参考人(時澤忠君) 一九八〇年代の地方税関係でございますが、自動車税及び軽自動車税につきましては、一九八四年度、昭和五十九年度でございますが、自動車の販売価格の上昇や道路整備等に要する経費の増大を考慮し、税率の引上げが行われております。

その後、自動車税につきまして、一九八九年、平成元年年度でございますが、普通自動車に係る税率が、小型自動車と比べ急に高くなる税率の構造が普通自動車の多い外国車に対し差別的であるとの諸外国からの指摘等に鑑みまして、排気量二千ccを超えます自動車に係る税率の引下げが行われたところでございます。

○磯崎哲史君 自動車・軽自動車税については変更があったけれども、その他については特になしということでしょうか、これも全部税と言うつもり

もありませんけれども、比較的市场としては堅調な伸びの中にはあつてそういう税制の変更もなかったということが背景としてあるのかというふうに思います。

今、総務省の御説明の中で、海外からのそういった話あるいは軽自動車の税制についての話というものがございました。ちょうどこの八〇年代というのが自動車産業あるいは様々なグローバル産業にとっても大きな節目の年になっております。

ここで、一番最後にありました青い線になります、海外生産台数という線がここに来て登場をいたします。実はこれより前の段階のデータが、なかなか詳しいデータがなくてここには記載をしておりますが、ただ、ここに載せていけば問題ないということでお載せをいたしました。

実は、ここまでは為替の話、あるいはこれまでの先ほど言った輸出台数の話の中で、オイルショック以降、日本の自動車の競争力が高くなって、海外で売れ始めます。あわせて、この頃はまだ為替でもかなり競争が有利な環境に日本製の商品はありましたので、輸出台数がどんどん伸びていく。

結果としては、この八〇年代を迎えて、日本からの、海外からすれば輸入車に対しての風当たりが強くなって、日本バッシングというものが始まっております。結果として、メーカーとしては自主規制、輸出の自主規制というような動きも始まり、ここで大きく日本の企業は海外に進出をしていくという形になります、このブルーの線に話に乗って行くという形になります。

それ以降、見ていただければ分かりますとおり、この海外の生産台数というのは右肩上がりといえますか急上昇で上がっていくというのが、これが産業の形態になってまいります。

もうこの海外の生産台数が国内の生産台数とちょうど合わさったぐらいが二〇〇〇年代の中盤ぐらい、二〇〇四年、五年ぐらいのタイミングになりまして、それ以降、ちよつとリーマンのとき

ろでは凸凹ありますので、ちよつとその期間は余り正確には見ない方がいいと思うんですが、トレンドとしてはそこを境にして明らかに海外の生産台数が増え始めるというふうな経緯をたどってまいります。

あわせて、同じような見方を国内の販売と輸出台数を見てまいりますと、同じくその二〇〇四年、五年ぐらいのタイミングで輸出台数と国内の販売台数というものがまた拮抗あるいは逆転をしていくというふうな形になります、ここが一つ産業の置かれた状況としては特徴のポイントになるのかというふうに考えております。

【委員長退席、理事長峯誠君着席】
二ページ資料の方をおめくりいただきまして、資料三を見ていただきたいんですが、そこ載せたのは日本の自動車メーカーの三社です。トヨタ、日産、ホンダの三社の国内と海外の損益の推移ということで、一九九〇年代の後半からデータをお載せをしております。

このグラフの絵を単純に、細かい数字は結構です、絵を単純に見ていただきますと、国内の収益と海外から得られた収益のバランスを皆さんに見ていただきたいんですが、やはり今の台数の推移と同じようにして、国内の収益はある意味頭打ちの傾向、それに対して海外の収益がどんどんどんどん伸びていくということがそのグラフから見取れるかというふうに思います。

二〇〇八、九、一〇、一一というのは、これはリーマン・ショックあるいは国内においては東日本の大震災がありましたので、ちよつとここはグラフとしては参考になりませんが、無視していただいて結構でございますが、傾向として、やはり今国内の営業よりも海外でもうけるということがグローバル企業の実際の収益の構造になっているというふうに見ていただきたいというふうに思います。

この点が先ほどの春闘の話とも絡んでくるんですが、企業経営者の感覚として、では、どこで一体うちの会社は収益を出していくのか、

収益を改善していくのかというふうにとすると、やはりこの部分、先ほど言いました、国内の市場としてはもう頭打ちの傾向が何となくもうこの十数年来出てきている、それに対して海外の生産を含めて伸ばしてきているということからすると、やはり海外の収益というのを経営者サイドとしては気にせざるを得ないということですから、やはり投資、そうしたもののについてもやはり海外に目が向いていっているのではないかなというふうに考えております。

ここでまたちよつと経産省の方に数字を紹介いただきたいんですが、グローバルの自動車の販売台数の規模感というものを数字を提示をいただきたいんですが、お願いいたします。

○政府参考人(若井英二君) グローバルな自動車販売台数ということでございます。

ある民間調査会社が各国の自動車工業会等が出しております資料から作成をいたしました統計によりますと、世界全体の最新販売台数は二〇〇〇年には約五千六百八十四万台、二〇〇五年には約六千五百四十一万台、二〇一〇年には約七千四百二十四万台、二〇一四年には約八千七百七十一万台と推移をしております。

この間の平均の伸び率を約五年ごとに分析をいたしますと、二〇〇〇年から二〇〇五年は年率約二・八％、二〇〇五年から二〇一〇年は年率約二・六％、そして二〇一〇年から二〇一四年は年率約四・三％となっております。

近年比較の伸びておるわけでございますが、これはアメリカ等の先進国市場がリーマン・ショック時の落ち込みから回復をしたこと、そして新興国市場の拡大に牽引をされて世界全体の市場の伸び率が高まっていると、このように認識をしております。

○磯崎哲史君 ありがとうございます。

今、年のその増え方ということで、パーセンテージで二・八ですとか四・三という数字を御紹介いただきましたけれども、年間で数百万万台の規模でこれは規模としてはもう拡大をしていって

ということであり、数百万台の規模で年間海外の市場は拡大をしているということであり、トヨタが国内で売っている車の台数というのがおよそ五百五十万台、ホンダですとか日産が売っているのが大体七十万台から八十万台ということですから、言ってみれば、トヨタ、ホンダ、日産を足した数字が海外の市場で新たに生まれているというのが今の世界の情勢ということでもあります。

〔理事長峯誠君退席、委員長着席〕

とすると、今グローバル企業が戦っているのは何を戦っているかというと、年間で二百万台、三百万台増えていくパイの奪い合いをしているということであり、そのパイを奪い合うためにどういうふうな企業経営をしていけばいいかということが今、目下、企業の経営者の頭の中にはいつぱいだということ、これやはり考えておかないと、この後、様々な政策、先ほどの税制もそうなんです、政策を進めていく上で考え違いをしてしまう可能性が高くなるということが一つポイントになるかなというふうに思っております。

あえて私が海外の話云々かんぬんを今長々お話をさせていただいたのは、もう一度一ページ目に戻っていただきまして、国内の生産台数を気にしているんです。

国内の生産台数、今、一千万台ぐらいのレベルをこの二十年來推移をしてきていると軽く言いましたけれども、実はこれは、結果として推移をしてきているのではなくて、推移できるように企業が努力をしているというのが実態であります。国内の販売がだんだん右肩下がりで落ちてきているという実態をカバーするために輸出台数で何とか稼いできている、結果として国内の生産台数を一千万台にキープしようとしているというのが今の段階であります。

これ、なぜこういうことが起きているかといいますと、自動車という産業だけではなくて電機もそうだしというふうに思いますが、やはり商品の魅力あるいは競争力というのは、コストだけではなくて

なくて製品の信頼性あるいはその性能という形にならうかと思えます。それを作っていく過程で、やはり品質の高いもの、やはり壊れにくいですとか均一的なもの、そうしたものを努力というのがやはり日本の企業というのは優れていた点、これが八〇年代以降の右肩上りの海外生産にもつながっているというふうに思っています。

この技術力をしっかりとキープしていくためには、何が源泉になっているかといえば、それはやはり国内でそういう仕事に就いていた、あるいは高度な技術を持っている人材をいかに確保するのかという点、これを非常に企業側としては注目をし、気にして、そしてこの一千万台の国内生産レベルというものを維持しようとしているというのが私は実態だというふうに考えております。

特に、構成部品の多い自動車、三万点から四万点というふうに言われます。この部品を一個に組み立ててあの車という製品ができ上がるということとは、これは精度が悪ければ形がめちゃくちゃになりますし、あつという間に壊れちゃう、あるいは故障しちゃうという形になりますので、このすり合わせ技術をキープをしていくということが何よりも重要な点だというふうに思います。

では、この国内生産をしつかりと一千万台レベルを保つていくとすれば、じゃ、どこで頑張ればいいのかというと、実はこの右肩上りの海外生産の青い線ではなくて、主役は私はやはりこの赤い線、国内の販売台数あるいはこの紫色の線、輸出台数、ここが鍵を握っているんだというふうに思っています。輸出台数に関しては、商品の競争力はこれは企業が考えることですから政治が出る幕はありませんけれども、やはりここについては為替の部分が大きな影響がありますので、ここは政治の力というものが大きく働くんだというふうに思っています。

そして、あと国内の販売台数、これも先ほど税制のお話と販売の推移というのを少し関連付けてお話をさせていただきましても、ここに大きく効いてくるということからすれば、やはりこ

の税制をいかに組み立てていくのか、国内の市場をどのように確保していくのかということが私は大変重要になってくるのかなというふうに思っておりますけれども、ですから、この国内の市場をどうつくっていくかということを極めて慎重に考えて税制を設計していくことが何よりも重要だというふうに思います。

ちよつと済みません、長々お話をしましたが、ここまでの点、大臣のお考えございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には、労働組合ではなくて経営者のレベルの話としては正しいと思います。

もう一点、おちよくつて言うつもりは全くありませんけれども、今、グローバルな企業というのも稼ぎ方が変わってきているんだと思えますね、磯崎さん。一番違ってきたのは、いわゆるGDPではなくてGNI、Gross・ナショナル・インカムという話になってきていますので、そういった意味では、海外で投資したものに對するリターン、いわゆる配当とか投資した金の金利とかまた利益とか、そういったものの配当収入を日本で受けて、それでGross・ナショナル・インカムというもので計算しないと、GDPだけではなかなか計算がしにくい時代というのになつてきているんだと思っております。

この自動車の場合、私も特に国内の生産台数というのが非常に重要だと思ふのは、労働力です。この自動車の場合は、下請、孫請含めまして関連する企業が極めて大きいし、部品総数も極めて大きい、飛行機ほどではありませんけれども部品総数も極めて大きいものですから、それを作っておられる部品工場の方々の、いわゆる労働者というのを見られた場合、その勤務しておられる方々の数や何やらの雇用を計算いたしますと、やっぱり国全体としては自動車産業を国内に持つておくということにより影響というものは、なかなか数字に出てこないところですけども大きなものになつていっていると思っておりますので、基本

的な考え方として、今きちんと説明しておられたと思いましたが、私はこういう考え方というのでも事は動いていると思ひますし、今後とも国内の生産をある程度維持しながら海外にということは正しいと思ひますし、また、国内で作ったもので輸出しないと、これ自動車に限りませんけど。

例えば、最近出た話で、ある紙会社の社長の話でしたけれども、中国の工場を閉鎖します、中国で作った製品と日本で作った製品とを国内で使つてみた場合は全くその品質の差は技術屋で見ても違いはありません、しかし中国で売れる商品の箱書きにメード・イン・チャイナと書いてあったら百円でしか売れません、しかし同じ製品を日本のある県の工場で作りますとメード・イン・ジャパンと書いてあったので百八十円で売れます、商品そのものは全く差異はありません、しかし輸出コスト掛けても五〇%以上の利益が出る、こっちの方が、だから国内に生産を移します、この三年間で決めたことですよと言われた話を過日も伺ったんですけれども。

そういった信用というのは極めて大きいので、例えばトヨタでいえば、トヨタの九州で造ったレクサスがサンディエゴの工場に上がったものは車体検査なし。車体検査はされずとも一〇〇%というのが実績としてありますので、車体検査なしで全部通つていくというような実態が今アメリカにありますので、そういった長い間のつくり上げた信用というのは、我々の御先祖から受け継いだ大事な大事な信用なんだと思ひますが、こういったものを含めまして、国内生産で品質をきちんと維持するというのは我々の持つております非常に大きなアドバンテージ、優位なところだと思ひますので、私も私としてはこういったものを大事にしながら今後とも経営とか経済というものを考えておかなきゃいかぬのかなとお話を伺ひながら思ひました。

○磯崎哲史君 新興国に売れる製品、あるいは先進国に売れる製品、あるいはその作り方、販売の仕

方、これ全然違うんですね。ですから、どういう商品をごに持つていくかによって商売でどのようにもうけを出していくかという構造も違っているというところで、今まさに大臣お話をされていたもうけ方が変わってきたということなんだというふうに承知をしております。ですから、その源泉になる日本企業の力、これがやはり高まってくることというのが何よりも大事だというのは恐らく今共通認識として持てたというふうに思います。

その意味では、この自動車の税の設計というのは今大臣にトータルではお伺いをしましたが、これ総務省さんの方でも様々持たれている税の設計というのがありますから、やはり同じ認識を持つて私はいただかないといけないかなというふうには思っているんですけれども、今日は森屋政務官来られておりますので、総務省のお立場として、同じような観点でお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○大臣政務官(森屋宏君) 先生からただいまいろいろと自動車の産業の重要性というのをお話を伺いました。私も全く同じ考えでありまして、大変裾野の広い大きな、我が国にとりましては重要な産業であるというふうに思っております。その上で、先生から先ほど自動車の関連税制と、それから市場との関係性ということに対する考え方という、受け止め方というふうなことだというふうに思います。

先ほどの事例でございました一九七四年という年は、確かに販売台数は減少している。これは第一次オイルショックの影響があったということが考えられますけれども、その後、一九七九年あるいは一九八四年、ここは税制を引き上げておりますけれども、販売台数は増加しているというときもございました。

ということ、必ずしも税制のみが販売台数に影響するものではないと。景気動向でありましたり自動車の普及状況、いろいろな要因があるものであるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○磯崎哲史君 以前、ほかの委員会の場ではありましたが、税を取り取る立場、取られる立場、その立場をやはり考えた上で様々な税制の設計をしていかなくちゃいけないというお話もその際もさせていただきました。今回、総務省からは、今回の税制の中で、自動車取得税については廃止する方向、これは消費税を一〇％に上げる段階で、けれども、廃止する方向性と併せて、環境性能課税、環境性能制というものを導入するというお話でありました。

自動車を取得したときだけ自動車税が高くなる。高くなるんだけれども、環境性能に応じて安くなる。非常に極めてユーザーからすると分かりにくい。でも、結果的には、トータルでいくと増えているんですかね、減っているんですかね、そういう税制がつけられようとしています。私の考えからすると非常に分かりにくくするものでもありますし、自動車を購入した段階でやはりダブルで掛かっている課税になるのではないかとこの疑いが拭えないのではないかとこのように思っています。二重課税の疑いがあるのではないかなというふうにも思っております。

今、森屋政務官も言われたとおり、税制で全てが決まるわけではないのかもしれませんが、ただ、影響としてはやはりあるという認識には共通に立っていただいて、この後様々、総務省さん、財務省さんと連携をしながら自動車の税制、見直しを図っていくというふうに思いますので、その点、しっかりと議論をいただきたいというふうに思います。

与党の税制大綱になりますが、消費税が上がっていく段階で、自動車の税制については総合的な軽減に向けた話合いをするということが与党の中でも話し合われているようでありまして、是非その中でも財務省、総務省それぞれ連携を取って、しっかりと話を、経産省も入れた形で話を進めていただきたいというふうに思っております。それで、最後の質問になるんですけれども、前

回のこの委員会の中で、民主党の大久保委員の方から、消費税とその自動車の二重課税について問題があるのではないかと、自動車取得税であったりガソリン税についての論議でありますけれども、ここについて問題があるのではないかとこのように質問をいたしました。それに対して、佐藤局長の方からでしたけれども、課税根拠が異なるので二重課税はないんだというお話をされたんですけれども、ちよつとここ、展開が早過ぎたものですか、もう一度整理をして、局長の方から、どういう考えなのかを確認させていただきたいと思っております。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

先日の委員会で大久保先生の方からお尋ねがございました。自動車取得税を代表とします自動車関係税制と消費税との関係において、二重課税ではないか、二重課税論ではないか、こういうお尋ねがありましたものですから、それに対しては私の答えをいたしました。自動車取得税と消費税の関係の理論的な概念上の整理ということで申し上げたのがまず最初の方の答弁でございます。

自動車取得税は自動車の取得の事実と担税力を認めて課される税である、その一方で消費税は広く消費一般に課される税であるということで、それぞれ両者は課税根拠があり、異なっているものであるということ、それから、欧州におきましても同じような形の併課をしていくということは一般的に行われているということもございまして、自動車取得税のような自動車関係税制と消費税というのが二重の課税であることをもって、それゆえに見直しをすべきだという主張ということであれば、それは当たらないのではないでしようかと御答弁申し上げました。

もとより、自動車に対して複数の税が現に掛かっているという状況がございしますので、そのことと自体を否定する答弁ではなかったわけでございます。

いずれにいたしましても、自動車全体に対する税負担の在り方というのをどう考えるかということですが、これについては今申し上げたような概念上の整理、理論上の整理というものを踏まえた上で、その時々々の経済状況あるいは財政状況、それから自動車に対する税負担全体の状況、それから自動車自体が持つております社会的な費用もたらしめているということ、それから自動車ユーザーには一定の道路整備による利便性の恩恵を受けているというような様々な観点を踏まえまして、総合的に検討されるべきだということを念頭に御答弁を申し上げたわけでございます。

大久保先生とのやり取りの中で、おっしゃる二重課税という状態にあるのか、二重課税論はどうかという、その辺がちよつと曖昧だったものから若干の整理が行き届かなかったことは申し訳ないと思っておりますけれども、今申し上げましたように、いわゆる理論的な整理としましては、二重課税であるがゆえに直ちにそれ自体は見直すべきだという論は立たないということですが、ただ、現実問題として自動車に対する税負担全体をどう考えるかというときには、繰り返してございしますけれども、自動車に対する税負担全体の状況であるとか財政状況とか経済状況とか、様々な観点も含みながら検討していくと、これはもう当然のことだというふうに答弁を申し上げたつもりでございます。

○磯崎哲史君 今局長がお話しされた概念上の整理、その税制の考え方、設計上の考え方では、担税力を含めて二重課税という状態には概念上は当たらないというお話。ただ、その一方で、今まさに局長が言われたとおり、経済状況や財政状況、あとは税制全体、そうしたものをよく全体を見ながら決めていかなきゃいけないと、まさにそういうことだと思っております。

担税力があるからこそ取りますよ、これも取りますよ、この税制もつくりますよとやられたら、払う側は一人ですからね、お財布は一つです

から、ユーザー一人ですから、これは払う方からすれば、とてもじゃないけど自動車はもう買えませんが、ということになれば、今日長々お話をさせていたしましたが、国内の市場を痛め付けることにもつながりかねないということを、少し長い観点でも踏まえて見ていただきたいながら、税制の設計は引き続きしていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○委員長(大家敏志君) 午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(大家敏志君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、所得税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中西健治君 中西健治です。自民党会派での質問は二回目ということになりますが、前回は麻生大臣いらつしやらないときでありましたので、大臣がいらつしやるときということで初めてとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、法人実効税率の国際比較について聞いていきたいというふうに思います。

昨年閣議決定された日本再興戦略改訂二〇一五では、「平成二十八年度税制改正において、平成二十八年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図り、その後の年度の税制改正を含め、数年で法人実効税率を二〇%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。」と、こういうふうにされておりました。今般の税制改正によって、国、地方を通じて法人実効税率は、平成二十八年度には二九・九七%、目標としていた二〇%台を改革二年目にして実現するとともに、平成三十年度には二九・七四%となる見通しということになりました。これは、安倍政権発足前の三七%と比

較しますと、僅か三年余りで七%以上下がるということになります。

この水準は、主要先進国、つまりOECD諸国と比較してどの辺りにあるのか、これ、まず政府参考人の方からお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

今先生からお話ありましたように、法人実効税率、我が国は、今、法案で御審議いただいておりますけれども、それを前提にいたしますと、平成三十年度には二九・七四%まで下がるということでございますが、この水準でございますドイツが二九・七二%ということでございますので、ドイツと同水準程度ということでございます。

それよりも高い税率、例えばアメリカは四〇・七五%、それからフランスは三三・三%と、そのほかベルギー、オーストラリア、メキシコといった辺りが三〇%台ということ、そんなような位置付けでございます。

○中西健治君 そうすると、順番としては、OECD三十数か国の中では大体どれぐらいに位置しているものになるということでしょうか。

○政府参考人(佐藤慎一君) 今申し上げましたように、アメリカが四〇%を超えているところからスタートいたしますと、日本は六番目、ドイツとほぼ同じですが、六番目ぐらいの高さということでございます。それ以外の国は、例えばイタリア、カナダなどはそれよりも若干低い水準でございます。

○中西健治君 法人実効税率下がったということですが、これは、G7などの諸国とは引けを取らない、遜色がない程度まで下がってきたと、ドイツなどを特に意識してきたということかなというふうに思ひますが、ただ、これもよく言われることなんですが、我が国の企業の競争相手としてはやはりアジアの国々というのが非常に大事になってくるということなんじゃないかと思ひます。

中国ですとか香港ですとか台湾、シンガポー

ル、こういった国々はOECDに入っていないので、今局長がおっしゃられた国々には入っていないということになるかと思ひますけれども、こうしたアジアの主要国、法人実効税率はどれぐらいになっているか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

例えば、中国は二五%、香港は一六・五%、台湾は一七%、シンガポールは一七%、韓国は二四・二%ということでございます。

○中西健治君 一六・五%とか、そういった数字を聞いてしまうと、二九%台といつてもまだ差があるということかなというふうに思ひます。

しかし、この差というものをどういうふうに説明していくのかということもあるんじゃないかと思ひます。企業の立地条件を決めていくということには、この法人実効税率だけで決めていくということでもないでしょうし、言っているこの法人実効税率というものも見た目の税率でありますから、この見た目の税率以外に日本に政策減税、租

特の部分もありますし、あと、企業の社会保障、これをどれぐらい負担しているのかということも含めて考えていくということなんじゃないかなというふうに思ひますが、こうしたものを含めた上での国際比較というものを財務省はしているのか、できているのか、数値を、データを持ち合わせているのか、これについてお伺いしたいと思ひます。

○副大臣(岡田直樹君) ただいまお尋ねのございました日本の法人所得課税の税率と社会保障料の事業主負担の合計、この対GDP比については、OECDの統計などによりますと、日本はアメリカ、イギリス、ドイツと比べると高い水準にある、その一方、フランス、スウェーデンなどと比べると低い水準ということでありまして、こうした主要国と比べて日本の法人の負担が特に高いというわけでもなく、また低いというわけでもない、そういう水準にあると認識しております。

また一方、韓国、中国、シンガポール、こうしたアジア諸国よりは高い水準にあるというふうに認識をいたしております。

○中西健治君 今のお答え、大変興味深いというふうに思ひます。

先ほど局長の方からは、アメリカの法人実効税率は四〇%で非常に高いというお話があったと思ひますが、ほかの社会保障の負担率とも比べると、アメリカの方が実は低くて、こんなようなことも言えるということのようです。

今副大臣からは対GDP比の数値で比べるとということ御答弁いただきましたが、この対GDP比というののも一つのマクロの指標としては大事かなというふうに思ひますが、実際に各国の法人実効税率ですとか社会保障費を数値として見た上で日本のこの企業負担とどれぐらい違うのかと、こんなような調査というものではないものなんでしょうか。

○政府参考人(佐藤慎一君) 今は私もちょっと持ち合わせておりませんが、研究してみたいと思ひます。

○中西健治君 是非、こういった国際比較というのはやっていた方がいんじゃないかなというふうに思ひます。実効税率、見た目の税率だけの話で終わってしまったようにした方がいかなというふうに思ひます。

今後の方向性ということも併せてお伺いしたいというふうに思ひますが、競争力強化の一環として法人実効税率二〇%台へということは達成するということになりました。しかし、税制改正大綱によると、成長志向の法人税改革ということがうたわれておりますので、これで打ち止めと考えるのか、それとも更なる法人税改革というのはやっていくことなのか、こちら辺について、今後の方向性についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) これまでも日本の法人実効税率というものは諸外国に比べて高いという指摘がよくなされていくところでありまして、財界の方からもその話はよく出た話ですが、三十年

度に二九・七四％まで下がることが今度決定されるということになりますと、先ほど佐藤主税局長の方から答弁がありましたように、アジアの競争相手国よりは高いけれども、OECDの先進国よりは低いという、まあドイツ並みの水準ということになるかと存じますので、国際的には遜色がないようなところになってきたと言えると思つてゐるんですけれども、今後の方向に対しては、基本的には先ほど野党の方とか民主党の方からも御質問があつていましたけれども、やっぱり経済界に対してそれだけ税金が下がるということとは純利益が増えるということですから、そういった意味ではその分が投資の拡大とか賃金とかいうものの引上げに促す観点というものが大事なんだろうんですが、今後まず、そういった今後の取組を見ながら見極めていく必要があるかと考えております。

また同時に、与党の税制改正大綱の中にも述べられておりますけれども、法人税制をめぐります諸課題として、いわゆる租税特別措置、いわゆる租特につきましても必要性和政策効果とか時限とかいろいろものをよく見極めた上で見直しを取り組んでいくということが一点、もう一点は、中小法人とか協同組合というのに向けての税制の在り方についても検討していくこととされております。

例えば、いわゆる中小法人でいきますと、資本金一億円以下というのが一律にばつと全部同じになっておりますけれども、それが妥当ですかという点が一点ありますし、また、協同組合というものも、農林中金とか、何でしたっけ、信金中金か、ああいうものは中小並みに扱われておりますので、実力、大きな地銀並みにあろうと思ひますけれども、それでも法人実効税率は一九％ぐらいの協同組合ですから、軽減税率一九％ぐらいだと思ひますので、ちよつと、都銀並みにでかくて一九％かよという話はこれは必ず言われるところだろうと思つておりますので、こういったものも含めまして検討をやつていかねばならぬものだと

と思つてはおります。

○中西健治君 まさに、おっしゃられた農林中金ですとか信金中金、本当に大きな金融機関でありますから、それが中小企業と同じというのはいかがなものかというところだろうと思ひます。そういった点も含めて是非今後の法人税改革というのをやっていくべきだろうというふうに思ひます。

今大臣がおっしゃられましたけれども、この法人実効税率の引下げの効果は見極めていく、そしてまた検討していくという方向性だということでありまして、そこにもかくにも、二〇％台と云ふのが実現をして、そして企業収益は過去最高を記録しているという状況で、当然それならば次は賃金の上昇、さらには消費や投資の増加へとつながっていくことを期待したいというところでありますけれども、先週の春闘の一斉回答などを見ても、どうもちよつと怪しい感じがなと、雲行きが怪しいということじゃないかと思ひます。

そういったこともあつて、昨年来よく言われるのが、積み上がった内部留保を賃上げに回すべきだとか、内部留保に課税して吐き出させるべきだと、こういった意見が聞かれるということでありまして、少しちよつと厳密な議論をさせていたいただきたいと思ふんですが、企業部門の内部留保というのは過去の税引き後の利益から配当などを引いたものの集積という会計上の概念でありますから、もう投資などの原資として使われてしまつて

いるという部分も当然あるということになります。ですから、内部に現金が留保されている、たまつているというものは違うということだろうというふうに思ひます。ですので、この内部留保に課税をする、こういう直接的な言い方というのは、ちよつとこの内部留保というのは課税にはなじまないということなんではないかと思ひます。これについて御意見をいただきたいと思ひます。

○副大臣(岡田直樹君) 企業の毎期の純利益の積み上がり、このことを内部留保というふうに言つておるんだと思ひます。したがつて、内部留保とい

うものはバランスシートの上の純資産に区分されるものであつて、これに直ちに賃金引上げの原資になるかといへばそうではないということ、ほぼ中西委員の御見解と我々共通の認識ということが言えるのではないかと思つております。

その上で、やはり今の日本経済の問題は、過去最高水準の企業収益といながら内部留保が三百五十兆円を超えるという中で、これと同じ傾向で、手元資金、現預金と申し上げてもいいかもしれませんが、これが大きく増加をしている、その一方で設備投資や賃金がおつしやるとおり十分に伸びていないというところにあると思ひます。内部留保を賃金引上げの原資とすべきという考え方については、こうした企業の現状への問題意識を分かりやすく伝えるための表現として内部留保ということをお願いしてきているというふうに思ひます。

政府として、内部留保課税ということをどう考へるかということも御質問に含まれておつたかと思ひますけれども、企業の内部留保が、繰り返しの数字申し上げますが、三百五十兆円を超えるまでに積み上がり、しかも手元資金も増えているこの状況には私どもも強い問題意識を持つておりまして、しかしながら、内部留保課税といったアイデアは現在のところ政府としては検討をしておりません。

政府としては、今回の法人税改革などによつて企業に対し投資拡大や賃金引上げへの取組を促しているところでありまして、足下の賃金引上げ、春闘のお話、先ほどからいろいろ出ておるところでございますけれども、個別の労使間の議論が、大きいところは終わつたけれどもまだ中小企業が、あるという中で、まずはそうした動向というものをよく見極めてまいりたいと、このように思つております。

○中西健治君 今整理していただいたように、内部留保は会計上の概念ということでありまして、から、より正確に賃上げの原資となつていくのは現預金ということだろうというふうに思ひます。

この現預金の推移というのはどうなつてゐるのか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(富永哲夫君) お答え申し上げます。

財務省の法人企業統計年次別調査によりますと、金融業、保険業を除きます企業の現金、預金等は、二〇〇九年度、平成二十一年度では約百七十八兆円、二〇一四年度、平成二十六年では約二百兆円となつており、五年前と比べ約三十二兆円増加しております。

○中西健治君 三十二兆円も増加しているんだつたら、やはりこの現預金の幾らかは賃上げに回してほしいと、望ましい方向だろう、そういうふうになつてほしいという方向だろうというふうに思ひます。

三大都市圏のパートやアルバイトの時給、これを見てみますと、今年の一月までで二年七か月連続で上昇しています。近所の飲食店の募集広告を見ても、時給千円未満というのはほとんど見なくなつてきたかというふうに思ひます。ですので、まずは、この労働需給がタイトになつてきて、非正規の方々の時給は上がつてきている、給与は上がつてきていると、これは経済理論どおりということなんじゃないかと思ひます。

問題は、その先に正社員の給与が上がつてきているのかどうかということになるわけでありまして、けれども、正社員の雇用数は昨年、八年ぶりに増加に転じたということでありまして、給与の上がり方というのは今の春闘を見てもいま一つのことかなというふうに思ひますが、今日午前中から出ていますけれども、正社員の給与がいま一つ上がりになってきているその理由はどのようにお考えになりますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 先ほど磯崎さんでしたか、御質問があつていらっしゃるでもお答えしたと思ひますけれども、少なくとも企業の収益というものが賃上げにもつとつながつてしかるべきではないかという意見に関して私どもも同じ問題意識

りますので、そういった意味では随分時代も変わってきているんだと思いますが、一時金を見ますと、ベースアップという通称ベアというものの幅が去年に比べて、自動車総連でいえば、自動車は三千円が今年は千五百円とか二千円切ったとかいろんな形のが随分出ていたように記憶しますけれども、過去二年間に続いておった賃上げというもののベースアップの上がり幅は減ったとはいえ、ベースアップをしていることは間違いないと思いますので、流れはいろいろあるところだとは思いますが、まだ中小のところは今やっている最中でもあると思いますので、その経緯を見守ってまいりたいとは思っておりますが、これから回答していく企業に対して自社の事情に合った形で前向きな検討が望まれるというふうな表現を財界の方でされたりなんかするというのは、それなりの方向を示しておられるんだと思います。

○中西健治君 先行きの不透明感が増してきているからと、こういうことでありましたが、先週この委員会では、メガバンクの組合側が賃上げ要求を見送ったということをやっとお話しさせていただきました。その理由として、マイナス金利が採用されて収益見通しが不透明になったからと、こんなような話なんです。過去最高に近い収益を出しておきながら、もうマイナス金利ですぐさま組合側が要求を見送るというのめいかがなく、ものかなというのを私は申し上げました。個別の産業や銀行について言及は当然できないだろうというふうに思いますが、こうした労働者側の動きというのもちよつとやはりデフレマインドから脱却できていないんじゃないかというふうに自身は思うんです。

状況につきましては、これは先行き何となくインビジュアルな、何となく見えにくいものが多いといふ多く出てきて、政権も極めてよく分からぬと、アメリカしかり、ほかの国も同じようなもので。そういう意味で、政権も余りよく見えないので、政権で一番安定しているのはロシアぐらいよなんてよく言われる話が、ヨーロッパの人たちも言うぐらいですから、そういった具合になってくると、ちよつとヨーロッパもよく分からぬ、アメリカもと。アジアということになってくると、何となく先ほどの資料の中でも自動車の生産量の半分がほぼ海外ということになってきますと、その影響というのは極めて大きいと思いますので、そこらのところを考えると、何となくいま一つ、ちよつと行け行けという感じにはなりにくいという感じになってきているのが大きな理由だと思ひますので、日本のファンダメンタルズは決して悪

言っているんです。賃上げをしなければ懲罰的な税制を入れたらどうかとか、そこまでは行かないにしても、こうした説明責任を負ってもらうと、こういったような提言に関してはどのように思われますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) やはり中西先生、一九三〇年代にいわゆるデフレというのは最近で起きた最後のデフレですけれども、このデフレが起きて、日本の場合は、当時の憲政会が政友会に頼んで、日本では、今でいえば民主党が自民党に頼んで財務大臣やってくれと言って、時の政友会総裁高橋は清に大蔵大臣を依頼する。政友会の総裁だった方が相手政党の大蔵大臣を引き受けて、ほぼ三年で今同じような状況ということになったんですが、これを丸々そっくり取ったのが一九三三

を丸々バクって使った。日本じゃこれニュー・デールしか教えないんですけれども、あの元の案は高橋是清の案と同じじゃないかというのが、教えないのは日本の歴史教育に問題があるなといつも思ってたんであるんですけども。

これが、アメリカはやって、当然のこととしてルーズベルトは再選をするわけですね、一九三七年に。再選をして、失業率も下がった、完全にGDPが半分までおつこつた分は元に戻った等々のことをやっていますのでこれは大成功したんだと思いますけれども、結果として、戻るんですけども、じゃ、その後、これがインフレまで行っちゃったといえば、結果的にはインフレまで行かなかったんですね。そして、御存じのように、第二次世界大戦ということになって、戦争経済でインフレになった。歴史をつなぎ合わせればそういうことになりますので、戦争が起きていなかったらど

がしを食った、あの貸し洩りを食った、あの思いだけがずっと、そのときの課長さんだったやつが、自由になっても、そのとき、常務だ、社長なやつんだといっても、あのときの思いはみんな残っていますから、絶対に銀行にだけは金は借りねえ、あのやろうどもと思っています。今の日本の経営者というのはほとんど同じですよ。だから、そういう意味では、そんな簡単に僕は企業家のマインドが変わるとはなかなか思えないところなんですけれども、少しずつ確実に行くんだというのが、安心して、よしと思うところまで来るには時間が掛かるかなという感じもしますし、それは組合側も同じで、何となくこれ以上頼むとまた賃金がかうというような形になって、それが反動で返ってきてはかなわぬとか、いろんなことを双方

んな三年間ですぐさま全てが変わるということではないだろうというふうに思います。

このIMFの提言の遵守か説明かというのも、これは一考に値する提言なのかというふうに思いますので、是非御検討いただければというふうに思います。

ちよつと話題を変えまして、中小企業庁の方も来ていただいていますので、信用保証制度についてお伺いしたいというふうに思います。

昨年の五月の参議院の経済産業委員会では、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、これが可決された際に、一つ附帯決議がなされております。その附帯決議というのは、信用補完制度に對する多額の財政支援が継続している状況に鑑みて、見直し、検証を行うと、こういう附帯決議なんです。この多額の財政支援が継続している状況というのは、信用補完制度の損失に對して税金

が投入されていると、こうしたことを見直すということの意味しているんだらうというふうに思いますけれども。

バブル崩壊以後、この信用保証制度というのが利用されて、金額としては損失が膨らんだりしてきていると。リーマン・ショックもあり、あと東日本大震災もありました。膨らんできた山もあつたんじゃないかと思うんですが、現在の状況というのはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(木村陽一君) 信用補充制度の収支でございますけれども、一般にリーマン・ショック等の危機時あるいは景気の低迷時には信用保証を利用する事業者の資金繰りが悪化をいたしまして代位弁済が増加するわけでございます。他方で、景気が良くなってくると代位弁済が減って、保険金の支払が減少いたしまして収支が改善するという実態にございます。

足下の状況でございますけれども、リーマン・ショック直後の平成二十一年度には公庫の保険部門の収支、マイナス五千六百七十八億円でございます。他方、その後、景気の回復とともに毎年徐々に収支が改善しております、二十六年年度にはマイナス千六百二十億円まで改善をしております。

財政への投入でございますけれども、平成二十一年度には二兆一千五百九十八億円の財政資金を投入させていただいておりますけれども、平成二十六年年度には千二百七十五億円というレベルになってございます。

○中西健治君 ということは、依然として若干の赤字はあるということですが、急速に税金の投入というのは減ってきているということ、損失も減ってきているということだということ、ようでありまして、そうしますと、この附帯決議の、信用補充制度に対する多額の財政支援が継続している状況に鑑みとありましたが、今回の見直しというのは、その財政状況の改善ということとそのものが目的となっているわけではない

ということなのではないかと思いますが、この見直しの目的、これについてお伺いしたいと思いますが。

○政府参考人(木村陽一君) 現在の信用保証の制度でございますけれども、中小企業金融機関からの借入れの一〇〇%又は八〇%、一律に金融機関に対して保証する仕組みとなっております。金融機関には、本来その融資先であります中小企業者に寄り添って経営改善を支援する役割というのが期待されているというふうに考えてございます。

他方、現在のそういう一律の保証というような制度が金融機関が中小企業に寄り添って支援を取り組む姿勢に水を言わば差しているのではないかと、その結果、中小企業者自身も経営改善に取り組まなくなっているのではないかと、そういう問題意識を少し持つてございまして、今回の見直しは、制度を利用する金融機関が今度以上に中小企業に寄り添いまして事業者とともに経営改善の方に取り組む、そういうふうになるように、中小企業の言わば持続的な成長、発展の基盤を整えるための一助とする、そのことを目的としたものでございます。

そのことが、結果的にさらに附帯決議にあるような国民負担を軽減することにもつながっていくのかなと、そのような認識でやっているとございまして。

○中西健治君 問題意識として、この一律の一〇〇%、八〇%というのが、金融機関が、ちょっと悪い言葉を使うとモラルハザード的にもなりかねない、こんなようなことを問題意識として持つていらつしゃるということですが、この一〇〇%、八〇%、じゃ、この一律の見直しという方向性で今議論されているということでしょうか。

○政府参考人(木村陽一君) 中小企業者も、例えばライフステージによりまして資金需要というのはやっぱり異なってくるのではないかと、いうふうに考えております。

創業期にはやはり信用力あるいはその担保もございません。したがって、それなりの手厚い保証というのが必要になってまいりますし、その後、その成長の過程で、その過程によりましてはまたちよつと別の形で資金需要がある。あるいは、それが再生でございましてか撤退というような局面になったときはまた異なった形になってくる。それを一律に例えば八〇%、一〇〇%という形でやるのはいかげんものかということで考えているところでございます。

○中西健治君 今おっしゃられた、創業期には手厚く支援をして、徐々に金融機関にバトンタッチしていくと、こんなようなことをお考えになっていらつしゃるのかなというふうに思いますが、今度の見直しによって基準が厳しくなるといふことであれば、やはり中小企業にとっては駆け込み寺的な側面があるかと思うんですが、そのところ、資金繰りに影響が出るようなことはないというところでよろしいんでしょうか。

○政府参考人(木村陽一君) 見直し自身は、もうあくまでもその金融機関のある意味力量を高めていただいて、中小企業が持続的に発展するその後押しをするためのものだという位置付けでございます。

今回の見直しが単に金融機関の貸し渋りをたまたすというふうな、そういう結果に終わつては元も子もないというふうに思つてございまして、そのようなことのないように、その地域における例えば融資の実態あるいは景気動向といったものを丁寧把握をいたしまして、成長戦略あるいは骨太の方針などにも明記されておりますとおり、中小企業のその経営環境等に配慮をし、資金繰りに万全を期しながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○中西健治君 ありがとうございます。

続きまして、金融庁にお伺いしたいと思うんですが、先週も少し、地域金融機関の不動産融資、中でも貸家に対する融資が伸びている、持家ではなくてですね、ことについて議論させていただき

ました。今日、二つばかり議論させていただいたというふうに思っているんですが、一つは、投資信託に対する金融機関からの投資、これが相当な勢いで伸びているということでありまして。金融機関全体で見ますと、二〇一三年頃には約五兆円強だったものが、直近では十二兆円まで伸びてきている、二倍強ということでありまして。

内訳を見ますと、大手行では二兆円が三兆円になったという程度でありますけど、地域金融機関では二兆円が六兆円、地銀では二兆円が六兆円、そして信用金庫では六千億円が二兆円となっております。要するに三倍の伸びということになっているわけですが、これは大手行と地域金融機関や信用金庫の規模の差を考えると相対的な金額が投資されているということになります。これ、どのような投資信託への投資が行われていると把握されていらつしゃいますでしょうか。

○政府参考人(遠藤俊英君) 委員御指摘の投資の内容、投資している投資信託の内容でございますけれども、日銀の金融システムレポートによりますと、地域金融機関が投資する投資信託等は株式投資信託、それから不動産投資信託、いわゆるREITと呼ばれるものでございます。それからラダー型と言われている内外の債券投資信託などへの投資が主なものであるというふうに承知しております。

○中西健治君 投資対象として株式だとか不動産、あと通貨をミックスしたもののなんですかね、ラダー型というのは、こういったものに投資しているのではないかと、このようにですけれども。

この投資信託の形として、形態として、私募投資信にその多くが投資されているということが報じられております。私募投資信というのは、資産運用会社が投資家向け、企業向けに、会社向けにオーダーメイドでつくるといふものでありますから、いろんな中身がつかれてしまうということになる

んじゃないかと思ひます。

透明性がどれだけあるのか、流動性は全くないんじゃないか、こんなようなことも言えるんじゃないかと思ひますが、こうした私募投信が増えているんじゃないかということについて金融庁の認識はどうかでしょうか。

○政府参考人(遠藤俊英君) 中西委員がおっしゃいます私募投信というのは、特定の機関投資家向け、あるいは四十九名以下の少数投資家に販売することを目的とした投資信託でございます。御指摘のように、公募の投資信託と違って、例えば目論見書の交付は義務付けられていないとか、情報開示について、あるいはその継続開示についてかなり要件が緩いというような形でございまして、私募投信は公募投信に比べると一般的に流動性が低く透明性が低い、しかし、いろんな商品というものをオーダーメイドでつくることができるといふ特徴がございます。

これも日本銀行の金融システムレポートによりまして、地域金融機関におきましては、私募投信の中でも、先ほど申しました内外の、繰り返しになりますけれども、債券ラダー型ファンド、これを中心に運用しているというふうに承知しております。

債券のラダー型ファンドというのは、残存期間の異なる債券に同額ずつ投資する、そういうポートフォリオをつくっております。組入れ債券が一定の期間過ぎたところで、残存期間でございましてから短くなりますので、一番短いものを売って利益を確定して、長いものを買い戻すという形で、常にポートフォリオの組入れ債券の組入れ比率、残存期間に係る組入れ比率が一定になるような仕組みのファンド、これを多く購入しているというふうに聞いております。

○中西健治君 分かりました。

ラダー型というのは、先ほど私は通貨の組合せと言いましたけれども、そうではなくて、残存期間が均等になるような形のポートフォリオを組んだ投資信託を購入していると、こういうことだと

いうことであれば、リスク的には少し少なめだろうというふうには思ひます。ただ、私募投信、おっしゃられたとおり、情報開示等は当然公募に比べると少ないということになってきますので、これが大きく増えているということとは、やはり少し注意は喚起しておいた方がいいんじゃないかというふうに思ひます。

こうした私募投信のほかに、一つリスク管理ということでお伺いしたいと思ひますが、マイナス金利が採用されました。マイナス金利が採用されると、どうしても長めの債券の方が、少しでも金利があるということで長めの債券の方に投資は行きますが、ちだちだということになるだろうというふうに思ひます。そうしますと、やはり金利が動いたときの損失の大きさというのは長い債券の方が当然多いですから、そこら辺の、地域金融機関がそうした期間の長いものを持つということについての問題認識というの併せてお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(遠藤俊英君) 債券全体の、債券に投資された資金の平均回収期間、残存期間でございまして、いわゆるデュレーションという言葉を使っております。このデュレーションは、平成二十七年三月末まで地域銀行のデュレーションは約四年ということでございます。これは平成二十三年三月末からおむね横ばいでございます。他方、信用金庫は、この平成二十七年三月末までで約六年のデュレーションでございまして、約一年間長期化しているところでございまして、このデュレーションが長期化しますと、委員御指摘のように、金利変動による有価証券の時価変動のリスクが増加いたします。こうしたリスクに対するこの管理体制というのが整備できているかどうかというところが、我々、まさに検査監督の検証の対象になります。

具体的には、地域金融機関に対してストレステスト、いろんな金利の状況になったときのそのストレシナリオに対してどれだけ自分たちのポートフォリオが耐えられるものなのかどうかという

う、そのストレステストの充実でありますとか、市場急変時に具体的にどういった債券から売却していくのかということとあらかじめ決めておくアクションプランの作成状況でありますとか、そういったことの確認を通じて、市場の急激な変動が生じた場合の影響、それからそれに対する対応が検討されているかどうかということ、総じて言えば、市場リスク管理体制がどうなっているかということとを我々は検証しているところでございまして。

○中西健治君 ラダーとかデュレーションとか、久々に金融の教科書に書いてあることを思い出しました。もう一つ、済みません、聞かせていただきたいと思ひますが、もう一つ増えているものがありまして。地域金融機関で最近増えているのが外債投資であります。外債投資全体、銀行全体で見ると、大手行が減らしている中で余り目立たないというふうになっていまして、地域金融機関の外債投資は、過去二年の間で六兆円から十兆円に二倍近く増えているというところであります。

債券の信用リスクもあります、為替リスクも円投で行くんだつたらあるということになりますけれども、このリスク管理についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(遠藤俊英君) 外債投資のリスクでございまして、今委員御指摘のように、国内債券投資と同様に、発行体の信用リスクでありまして、市場金利の変動による価格変動リスク、まずこれが適切に管理されているかということから始まりますけれども、外債投資特有のリスクに關しては、それに加えて為替変動リスクでありますとか外貨の流動性リスク、これにも対応する必要がありますし、それから外貨調達安定性、採算管理ということについても留意する必要があります。要があると考えております。

こういって外債投資特有のリスクに対して地域金融機関の今の状況はどうなっているかということとを申しますと、まず為替変動リスクの大宗に關

しては、いわゆるヘッジ取引という形でリスクをコントロールしているという状況にはございまして。それから外貨流動性リスクについても、現状、ソブリン債でありますとか金融債など流動性の高い有価証券運用が中心になっておりますので、外貨流動性リスクそのものは地域金融機関にとつて低いものではないかというふうに考えております。

他方、地域銀行の外貨調達構造については、先ほど円投というお話がございましたけれども、短期の外貨市場調達への依存割合が非常に高く、外貨調達の面での安定性という点に關しては少し脆弱かなというふうに考えております。米ドルの調達コストも上昇しておりますので、採算管理にも留意する必要があるものというふうに考えております。

こういった状況でございますので、金融庁といたしましては、このモニタリングを通じて各地域金融機関が中長期的にどの程度外債投資における運用規模というものを確保していくのか、その際に投資種別でありますとか期間を想定して、そのためにどのような運用体制、リスク管理体制というものを構築しようとしているのかを検証し、資産運用体制の高度化というものを促していきたいなというふうに考えております。

○中西健治君 外貨調達の部分が、まさに今後問題になりかねないというふうに私自身も考えております。

アメリカの金融規制というものも強まっていますので、ドルのファンディングというのは今後しにくくなるんじゃないかということも言われています。あと、通貨スワップ市場に行くと、やはり日本の金融機関がドルをファンディングするコストは非常に今高くなっているということでもあります。

いわゆるボルカー・ルールというものはこの通貨スワップは外れておりますけれども、今後、外貨調達にしにくくなるということは十二分に考えられるので、その場合には逆ざやになってし

まったりしかねないということですから、ここは一番目を光らせていただきたいというふうに思います。

今、こうした投資信託ですとか外債投資ですとか、こういったことを申し上げましたけれども、本来は、金融機関は当然貸出しにお金を回してほしいということだと思います。国債を漫然と買うということよりはいい部分もあるというふうに思いますけれども、こうした外債投資や投資信託、いい部分もあるというふうには思います。融資が、預貸率が五〇％を下回っているこうした金融機関も幾つもある中で、やはり貸出しをもっと強化してくれないと困るということじゃないかと思いますが、金融庁もいろいろ指導されていると思いますが、今これやっていかなきゃいけないこととしてどういったものを中心に考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(遠藤俊英君) 御指摘のように、地域金融機関の中には、預貸率、これが五〇％を下回っている先があるということは承知しております。近年、預貸率は、地域銀行においてはほぼ横ばい、信用金庫、信用組合においては低下傾向にございます。これは、貸出残高は増加しているんですけども、貸出残高の増加以上に預金が増加している以上は増加してしまっているということがこの数字の上のトレンドでは原因としてあるのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、金融庁は、地域金融機関においては、まず担保、保証に依存する融資姿勢を改めてほしいということ、それからもう一つ、取引先企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価して、融資や本業支援などを通じて地域の産業や企業の生産性向上などの促進を図り、ひいては地方創生に貢献していただきたいということを強調しているところでございます。

具体的には、こういった担保、保証に依存しない、あるいはその事業性というものを評価して融資を行ってほしいということ、様々な切り口で金融庁は金融機関と議論しておりますけれども、例

えば、この事業性評価を踏まえた解決策の提案とか実行支援、そのための体制整備というものが各金融機関において実際にできているのかどうかというところを検証して、もしそれが非常に好事例としていいものがあれば、それを対外的に公表して他の金融機関の追随を促すというようなこと等々を行っているところでございます。

○中西健治君 是非、先週もこうした議論をさせていただきましてけれども、やはりそうした好事例を共有するなどして、地域金融機関の融資は伸ばしてもらって、預貸率を上げる、こうしたことを引き続きやっていただきたいと思っております。

それでは、私の質問はここの辺で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○石田昌宏君 自民党の石田でございます。残りの時間を私が担当させていただきますと思っております。

前回、私はこの委員会でも、税制で軽減税率の話とセルフメディケーション控除の話をしていただきました。実は、両者に共通するのは、特に国民視点になった場合に、レシート一枚一枚チェックしなければならぬ、手間が非常に掛かるような税制改正の仕組みであって、ここをどうするかというのが非常に重要な問題ではあるんですけども、これは同時に、税務署で働く職員にとってもなかなか大変な話であると思っております。実際に一枚一枚の領収書をどこまでチェックできるか分かりませんけれども、そこ間違っていたら税金の金額変わってきますから様々な作業が必要で、すし、問合せも随分増えていくのではないかなと思っております。

事前の準備として、もし来年四月に導入するのであれば、今年中に職員の研修ですとか、そのためのマニュアルを作成するですとか、窓口の職員の様々な準備が必要となるわけですし、非常に人手の不足が心配されていきます。平成二十八年、その手当てが予算上もなされていると思うんですけども、まずお伺いしたいんですけども、平成二十八年の国税庁の職員の増員がどの

くらいあるか、内容も含めて教えていただきたいと思っております。

○政府参考人(星野次彦君) お答えいたします。

平成二十八年の国税庁の定員につきまして、増員が千三百七十七人、定員合理化がマイナスの千六十一人、差引きマイナス二十四人とされております。増員の主な内訳でございますが、税制改正等への対応が三百三十四人、消費税率軽減税率制度への対応が三百三十二人、業務量の動向に応じた国税庁内の定員配置の見直し四百五十八人となっております。

○石田昌宏君 税制改正の対応ですとか軽減税率の対応で百人超えの増員があるというんですけど、全体としては合理化を含めて実質でマイナス二十四人ということですね。もちろん、これは理屈上は増員をしたということになっているとは思いますが、現場の感覚からすると全く増員になっていない、むしろ減員という形に感じていると思っております。予算はこうなっているわけですが、けれども、ほかにもいろんな方法があると思いたすので、何とか工夫して、とにかく人の体制をしっかりと整えていっていただきたいと思いたすし、そうあるべきだと思っております。

こういった、制度に合わせて人をどう配置するかというのはとても重要な問題で、場合によっては思わぬ影響を与えることがあると思うんですけども、実調率をずっとデータ見てみました。実は、実調率に関しては、平成十七、八年ぐらいは五％ぐらいあったと思うんですけど、徐々に減ってきているというのは最近の傾向ではあります。

これとはちょっと別なんですけれども、平成二十四年に五弱ぐらいから三弱ぐらいに一気に下がったときがあるんですね。何でこう急激に下がったのか。いろんな理由があると思うんですけども、どうやら、いろいろと調べてみると、国税通則が改正されて、それによって手続が極めて厳密化されました。書類とか決裁とかが非常に増えている、そういった手続があつて、実際、実調

に行きにくくなって、その結果、実調が非常に下がったということがあります。つまり、これはそのときに、じゃ、定員を増やしたかというところ、実は相変わらず全体としては減員が続いているわけですね。やっぱり、制度を見直すときには、実際に現場がどう影響を受けるかとか、どう変わるのかとか、そういったものをしっかりと把握して、それに対する手当てをして初めて制度の改正がうまく運用がいくんだと思いたす。

今回の動きを見てみると、本当、来年の春から軽減税率にしてもセルフメディケーション控除にしても、マイナ番号も入ってくる。そういったことを考えた場合、現場的には、感覚としてはやっぱり人が足りなくなるといふのは想像付くと思うんですけども、なかなかその手当てが十分行っていない、制度改正ばかりやって、現実とずれ込むような形になるんだと思いたす。この点についてどう考えていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、石田先生御指摘のとおり、軽減税率という新しい制度が入ってきますと、これはこの制度を適正にかつ円滑に運営するというためには、これは制度の執行をいたします現場、いわゆる税務署員ということになるんですけども、その税務執行体制全体の整備というものは、これは人数に限らず、機械化を含めていろいろなものが必要と考えております。

したがって、今、国税庁の方から申し上げましたように、平成二十八年の予算で国税庁の定員は百三十二人の増員ということにいたしました。これは、国税庁においてはこの定員も活用するんですけども、ほかにも関係省庁や関係民間団体とも緊密に連絡をしていかなければならないかなと思っております。

また、国税本庁、また国税局、税務署等々の関係部署が、これはいろいろ新しいことをやりますので、一体となつて効率的にいろいろやっていかないと、新しいこともなかなか、広報とか相談とかいうのを、新しいこともいっぱい質問等々が出てくるであろうということは思っておかなきゃい

けませんので、その体制も構築してきちんとやっていかぬということ、今、我々としては、しゃべり方にしても、同じ言い方をするにしても、あいつが言ったら納得できるけれども、こいつが言ったら納得しにくいというやつは世の中いっぱいいますから、それは税務署も同じですから、そういった意味で口の利き方もよく考えてもらわぬいかぬということ、私ども、余計なことですけど、きちんとやっているところでもあります。

いずれにしても、国税庁につきましては、今後とも事務運営の効率化というのはもちろんですけども、定員というものは、これはどう考えても物理的に絶対量が足りないということになり得ることはあるかと思いますが、私どもとしては、制度改正に当たっても的確に反応できるように体制づくりというのを常に考えていきたいと考えております。

○石田昌宏君 確かに絶対量が足りないということとは十分あり得ると思います。確かに、現実もあるので、本当に工夫というのは非常に必要だと思いますし、配置の問題とかほかの協力を得るですとか、とにかくあらゆることをやって、円滑にかつ公平な税制運用に努めていただきたいと思いますが。

そういった全体の整理をするに当たってもまだ細かいこともたくさんありまして、国税庁の税務署の仕事ってだんだんだんだん複雑化して高度化していると思うんですけども、例えば国際化、経済取引の、に伴ってかなりの国際的な税務の知識が必要であって、国際税務専門官という仕事があるんですけども、こういった方々ですとか、また、複雑な税法の実態に沿って判断する係の人がいて、審理専門官というんでしょうけれども、そういった極めて税制に精通した人をもっともつと増やしていくということも必要だと思いが、こういった職員の増員についてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) お答えいたします。

近年、経済取引の国際化、ICT化等によりまして、税務行政が複雑困難化している状況にございます。

先生御指摘のとおり、国際課税の分野への対応や法令の適正な解釈、適用が税務行政における重要な課題となっているところでございます。このため、国税庁といたしましては、国際課税に係る調査を専門的に担当する国際税務専門官、複雑な事案に係る法令の解釈及び適用を専門的に担当する審理専門官の設置を積極的に進めておりまして、平成二十三年度からの五年間でこれらを合わせて百四人増員をしているところでございます。

今後とも、税務行政の複雑困難化に的確に対応するため、必要な機構の確保に取り組み、適正、公平な課税の実現に努めてまいりたいと考えております。

○石田昌宏君 増員、人の配置は非常に重要で、どうぞ是非、実際現場で働いている最前線の方々とかよく対話をしながら、業務に漏れがないように進めていっていただきたいというふうにつくづく思います。

ただ、なかなかそううまくはいっていない現実もあって、今、税金の滞納の問題もかなりありまして、平成二十六年のデータを調べてみると、新規発生の滞納額が五千九百十四億円というふうに見積もられているそうです。うち五五・七%、半分以上が消費税の滞納になっています。ある意味、この金額を見たら、軽減税率で足りない税収を、ちゃんと把握すれば、十分それだけで埋まっちゃうんじゃないかと思うぐらいな規模であって、この辺はしっかりと、税金を公平にという観点からやっぱりその抜け道を塞いでいくことも重要だと思えます。このためには、ある意味、実調率のデータの話しもしたけれども、確実な、公平な税運用、税務の運用をしていただきたいと思っています。

残念なデータも一つありまして、平成二十七年の会計検査院の年報を読みますと、財務省に対して、税収の徴収額に過不足があるというふう

なことで不当事項という判断をしています。中身を見てみると、実際に租税の徴収に当たって納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見逃すなどとして徴収額が不足していたものが二億三千八百八万円、過大になっていたものが四千四百七十一万円というふうにあります。基本的には、申告を間違えて書く方にももちろん問題はありますが、それを確実に分からなかったという点もありまして、これは本データの一部分だと思います。調査の結果は。だから、かなりな量があると思います。

税務署の職員、非常にプライドを持って働いていると思います。ある意味でこの税金のことを、税は国家なりという言葉もあります。この言葉は我々政治家にとつて非常に重要な言葉でありますけれども、それを実際業務で担当していらっしゃるのが最前線で働いている方々だと思います。そういう点で、非常に誇りを持って働いていただきたいですし、そういった環境をつくって、国民が納得できるような、公平な税制、適正な税制をしつかりと運用していただきたいんですが、現実を見ると、なかなかそれが、漏れがあったりとか徴収できなかったりとかかなり起きているんですね。そういった点は明らかに、個人の努力とかい

ろんなものはあるかもしれませんが、絶対的なやっぱり量の不足というのがあると思います。なかなか予算その他の問題は簡単な問題じゃないというのは十分認識はしていますけれども、それでもしつかりとした方向を出していただいて、やはり公平な、国民にとつて本当に納得できる税制の運用を第一線でやっていくべきだというふうに考えますが、今後のこの税制の実際の在り方についてどうお考えになるか、最後に質問させていただきます。

○副大臣(岡田直樹君) ただいま石田先生御指摘になりましたように、税務行政を取り巻く環境が見れば、経済取引の国際化などによって一層厳しさが増しているわけございまして、今参考人か

らも御答弁させていただきましたが、軽減税率制度といった新たな制度、また、これは麻生財務大臣が国際的なインシアティブを取ってBEPSという仕事、これはタックスヘイブンなどを通じて課税逃れやあるいは利益移転をすることに対する対処策でありますけれども、こういった国際的課題に対しても的確に対応することが大きな課題となっております。

さらには、石田先生今おっしゃいましたとおり、財政事情が厳しい中で、国税庁は歳入官庁でございます。したがって、課税や徴収の体制が充実すれば、これは歳入増にも寄与をするということとは考えられると思っております。

こうした状況の中で、適正、公平な課税徴収を引き続き実現してまいりますためには、効率化を図るということはもちろんのことでございますけれども、やはり必要な定員も確保して、税務執行体制の整備を図ることが重要と考えてございます。

○石田昌宏君 制度はやっぱり運用あつてこそ正しくされるんだと思っております。どうぞ、現場としつかりと対話をして、適切な税制の運用を図っていただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。よろしくお願いたします。

来年四月の消費税一〇%増税についてですが、与党の中からも、これは実施延期、中止、そういう声が出ております。自民党の稲田朋美政調会長は十七日の記者会見で、増税延期の判断も含めて注視していかなければならないとおっしゃいました。それから、日曜日には、溝手顕正参議院議員会長も、増税が基本だが絶対ではない、来年四月というタイミングは良くない、参院選のテーマになるのは大変だと、こう述べたというんですね。大臣にまず、与党内からこういう声が上がっています、どう受け止めていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 与党の幹部の方々とい

う、くくりで言えばそういう表現なんでしょうけれども、方々に逐一コメントする立場にはないとはつきりしております、私のところの立場はね。ただ、報道については、発言の一部だけ切り取られているというのはいさしやうある話ですから、それも私もよくやられていましたので、それについても一々コメントすることは差し控えていただきます。

いずれにいたしましても、私どもは、総理がおっしゃっておられるように、消費税率一〇％への引上げというものにつきましては、一昨年のような景気判断を行わないということを言っておられますので、リーマン・ショックというような言葉を使われておりますが、リーマン・ショック、大震災といったような重大な事態が発生しない限り、いわゆる確実に実行をさせていただきたいと考えております。

○小池晃君 ただ、そうはいっても、ただの幹部でないわけで、政策責任者あるいは参議院の最高幹部が言っているわけですね。

私は、予算委員会でも、八％への増税のときに家計消費どうなりましたかという質問をした際に、安倍首相は、家計消費が予想以上に落ち込んで、予想以上に長引いたというふうに率直に認められたわけですよ。

これは一昨年、大門実紀史議員が、ここじゃないですけれども、予算委員会ですけれど、質問した際に、総理はワンショットだと言っていたわけですから、これはワンショットでなくて長引いたということを確認したわけですね。ならば、この見通しが誤っていたことを率直に私は認めるべきだと思ふんですよ。やっぱり消費税率八％に引き上げたことが今の日本の経済に重大な打撃を与えたという、失敗だったということを認めるべきだと思ふんですね。それで中止だ。

ところが、今の議論というのは、何か官邸が国際金融経済分析会合なるものを開いて、ノーベル経済学賞を受賞したステイグリッツ・コロンビア大学教授を招いた。ステイグリッツさんは、現在

のタイミングでは消費税を引き上げるべきでないとおっしゃったというふうな報道されています。今日は、何か、これまたノーベル経済学賞のクルーグマン教授から話を聞くそうでありまして。クルーグマン氏も消費税増税には慎重だというふうな報道もされている。

私には、何かこの消費税増税中止を、これ世界の声だと、世界経済のせいにしてしようとしているんじゃないかというふうな思えて仕方がないんですが。これは率直にやっぱり、さつき言ったみたいに、増税中止するならばやっぱり自らの増税の誤り、アベノミクスの行き詰まりをちゃんと認めるべきじゃないですかね。それやらないで何か世界のせいにする、ちよつとこのやり方ってどうかと私は思ふんですが、大臣、こういうやり方って正しい政治の在り方だと思ひますか。いかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 国際金融経済分析会合と、正式にはそう言うんだそうですけども、これは今回、御存じのように五月にはG7のサミットをやりますので、その議長国をやりますので、現下の世界的な経済状況等々につきまして、これは適切に対応するために開催するものであり、消費税率の引上げについて判断をするために開いているものではないと、私どもの理解はそう理解しております。事実そう言っておりますから、私どもはそう承知をしております。

また、各有識者が様々な意見を言われるというのは毎度のことでですから、私どもとしては、率直な意見というものを伺うという環境を確保するためにも有識者の個別の見解について一々コメントすることはありません。

○小池晃君 私は、今の経済情勢あるいは国民の生活実態から見れば、やっぱり増税は中止すべきだというふうな改めて申し上げたいと思ふんです。

今日は軽減税率について聞きたいと思ふんです。この軽減税率は、税制抜本改革法を根拠に導入

する低所得者対策だという御説明なんです。消費税率を一〇％に引き上げるのを前提にすれば軽減税率によって逆進性は緩和されるから、だから低所得者対策だというんですが、これは一月の補正予算の予算委員会が質問した際に、たとえ軽減税率があつても一〇％に増税すれば八％時よりも逆進性は高まるのではないかと、麻生大臣はそれは当然のことだというふうにお答えになつておられるんですよ。そうすると、これは一体どこが軽減税率なのか、低所得者対策なのかと。これは、八から比べれば明らかに逆進性強まる、どこが低所得者対策なんですか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、御存じのように、社会保障と税の一体改革というのは、これは消費税率の引き上げました分に関しては増収分を活用して社会保障の充実と安定化を図るということであつて、社会保障制度というものを持続可能なものとしてということをやこれ度々申し上げてきたところであります。

したがいまして、消費税率一〇％への引き上げた後には、低所得者に対する配慮という観点から、我々はこれまで実施している国民健康保険料の軽減の拡充というものに加えて、介護保険料の軽減の強化ということで、御存じのように、二〇％になりますと一万三千二百円程度の軽減になるかと思ひます。

また、年金生活支援給付金ということにつきましても、これにつきまして年額最大六万円等々、社会保障の更なる充実を図ることとしたしておりますので、さらに軽減税率制度について言わせていただければ、こうした社会保障の充実と併せて、簡素な給付措置や子育て世帯臨時特例給付金といった臨時的な対応ではなくて、少なくとも恒久的な対応として、幅広い消費者がいわゆる消費、利活用等々に、利活用しておられます、消費税というものの負担を直接軽減することにより、いわゆる逆進性を緩和、また痛切感の緩和といたことをやる利点があると思つております。

したがいまして、私どもとしては、社会保障と

税の一体改革という全体の枠組みを踏まえれば、低所得者への配慮というものは十分になされておるのではないかと、そう思つております。

○小池晃君 いや、その社会保障の問題はこれは予算委員会でも何度ももうやつていて、小泉政権のとき以上にやっぱり自然増抑制やつていっているわけだから、これ社会保障のためだと言ひ言ひ訳はもうやめた方がいいと思ふんですが。

今、簡素な給付措置についてもお話がありました。確かに、この税制改革法の原案では、給付付き税額控除が社会保障の総合合算制度か、そこにその複数税率というのが入つてきたわけですよ。その低所得者への配慮の恒久的な措置ができるまでのつなぎとして、八％時には簡素な給付措置ということが導入されたわけですよ。今日お配りしているような資料で、こういう給付措置ができた。

確認しますけれども、この臨時福祉給付金などの給付措置の金額の計算の根拠というのは、この考え方というのは、食料品の増税五から八への三％の増税分に相当する額を低所得者に給付して言わば戻す、返還すると、そういう考え方で組み立てられているという理解でよろしいですね。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的にそうです。

○小池晃君 ということだと。

二〇一二年のこの税制改革法の三党合意の後の国会の審議、議事録を私も見てみましたけれども、公明党の皆さんは八％への増税時から簡素な給付措置があるいは複数税率を導入すべきだというふうな主張されていきました。食料品の税率の世界標準は四％から五％だからということ、それで簡素な給付措置は食料品五から八に増税する分を補うものとして導入された、そういう計算で出されたというのは今お認めになったと思ふんですが。

少なくとも、大臣、この時点で低所得者対策の考え方というのは、建前というのは、これは住民税非課税世帯の食料品の消費税の負担を税率五％に相当する状態に据え置くというのが政策の

目標だったから、だから、五から八の分のその食料品の増税分を戻すという考え方でやったわけでしょう。

ところが、今回、食料品に軽減税率導入するけれども、八％に据え置きちゃったわけだから、これ、結局、給付金の対象世帯にとってみれば、簡素な給付措置が廃止された上に食料品以外の消費税率上がるわけだから、これダブルパンチということになりますよねと、これももう事実の問題です。そういうことになりましたよねということなんです。それが、確認していただきたいんです。

○国務大臣(麻生太郎君) 現金給付の増減のみで勘案して消費税率一〇％への引上げにおける低所得者への給付とか負担の増減というのを考えれば、それぞれの年齢や収入に応じてこれはプラスマイナスは様々になるんだと想定されます。

一方で、社会保障と税の一体改革による社会保障の充実というものは、先ほど例として申し上げましたように、いわゆる現金給付の充実のみならず保育の受皿の拡大等いろいろやらせていただきますし、地域包括ケアシステムの構築とか医療とか介護とか、いろいろ御存じのようにさせていただきまして、現物給付の充実も図ることとしておりますので、低所得者層に対する社会保障の充実の保障をいわゆる現金給付の増減のみで判断するというのは適当ではないのではないかと、基本的にそう思っております。

〔委員長退席、理事長峯誠君着席〕

いずれにしても、社会保障と税の一体改革というものは国民の各階層に幅広く消費税の負担をお願いするわけですから、社会保障制度というものを持続可能なものにさせていただいて、低所得者の方々を含めて国民一人一人が将来にわたって安心した制度というものを利用していきけるように引き続き持続させていくためのものでありまして、引き続きこうした趣旨を踏まえて改革を着実に実行に進めていくということが大事だろうと思っております。

○小池晃君 いや、私が聞いているのは、八から

一〇への増税については、これは軽減税率ということが低所得者対策だというのがそちらの言い分なんでしょう。じゃ、その五から八への低所得者対策でやった簡素な給付措置は、これはどうなんですか。まだ決定していないのかもしれないけど、やめちゃう可能性高いんでしょう。そうすると、結局、その五から八への低所得者対策はもうやらなくてもいいという認識なんですとかということなんです。私が聞いているのは。

○国務大臣(麻生太郎君) 私どもは、基本として、今回の軽減税率を導入するに当たりましては、今言われたような方向で事を考えておるのが実態であります。

いずれにしても、これはお金の掛かる話でありますので、少なくとも、こういった形で、私どもは、軽減税率を導入するに当たって約一兆円前後のものが掛かる、そこまで掛からなければいいとは思いますが、掛かると予想されますので、そういった意味におきましては、少なくとも今までのやらせていただいた分のうち約四千億ぐらいのものに当たろうと思っております。そういったものはこの軽減税率に置き換わっていくということと考えているというのが基本であります。

○小池晃君 結局、低所得者対策というのは、何か理念とか哲学があつてやるんじゃないかと、やっぱり増税したときの一時的な負担を緩和するだけだということじゃないですか、そうすると。結局、そういうことにしかならないということだと私は今の答弁を受け止める。

結局、低所得者対策になつていくのか。なつていないんですよ、これ。景気対策にもなっていない。何でこんな軽減税率にこれだけこだわるのだろうかと、私さっぱり分からなかつたんですけれども、ある雑誌の記事を見て、ああ、こういうことだったのかというふうに変化よく分かつたんですが、二枚目に資料が入れてありますけれども、これは週刊東洋経済に掲載された斉藤鉄夫公明党税制調査会長のインタビューなんです。これはこう書かれてるわけですよ。

「将来、消費税率は一三から一五％、ひよっとすると欧州のように二〇％になつていくかもしれない。そのときでも食べ物には八％に据え置かれる。」「今回、たつた二ポイントの軽減だが食べ物に税率を一ケタに固定したことは非常に大きい。将来、この後はちよつと括弧付きですけど、「消費税の本則税率が上がったときに」この幅は大きくなる。そのときに初めて軽減税率の意味が出てくる。」と。

これ非常に分かりやすいんです、これは。これは、自民党の谷垣幹事長も、消費税の将来を考えたときのインフラ整備だというふうに言っているわけで、その発言とも平仄がこれ合う。

〔理事長峯誠君退席、委員長着席〕

大臣、今回の軽減税率制度というのは、これは消費税率が一〇％を超え引き上げることになったインフラ整備という側面もあるということでしょう。いいんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 重ねて申し上げますけれども、幹事長であるのと与党の政調会長だつた方であつたら、政調会長ですか、何ですか、公明党は政審会長というんですかね、政調会長とは言わないじゃないの。(発言する者あり) ああ、与党まあどうでもいい話ですけども。その与党議員の偉い方だということであつたら、政府として一々、逐一コメントすることはありません。

その上で、消費税の軽減税率制度の導入については、これは税制抜本改革法第七条というのに基づいて、消費税率の一〇％への引上げに伴う低所得者への配慮として、ほぼ全ての人が毎日購入している酒類及び外食を除く食料品などの税率を八％に据え置くことにより、所得の低い方ほど収入に占める消費税負担の割合が高いといういわゆる消費税の逆進性を緩和し、また日々の生活の中で買物の都度、痛税感を緩和し、実感していただくために導入するものでありまして、したがって、消費税率の更なる引上げのために導入するという御指摘は全く当たらないと我々は考えております。

○小池晃君 いや、しかし、斉藤さんは毎日新聞のインタビューでもこう言っているんです。「少子高齢化の中で社会保障を支えるため、今後さらに消費税率が高くなることも考えられる。消費税率が二ケタになつても、生きていく上で必要な食べ物に税率は一ケタに抑えられれば、国民も安心して、社会保障の持続性にもつながる」ということを言っていて、一貫しているんですね。やっぱりそういう議論があつたんじゃないかと、これを見ると。しかも、自民党は言っていないとおっしゃるけれども、しかし谷垣さんだつてそれに近いことを言っているわけですから、私紹介したように。谷垣さんと言っていることとほとんど平仄は合つてますね。

それから、財務省でもそういう議論があるんじゃないかと。これ、軽減税率が、今後、一五、二〇と消費税増税に上げることをやりやすくするための制度をビルトインしたものでないかということについて、資料の三枚目見ていただいたんですが、これ福井新聞という地方紙なんですけれども、今日お見いただいたとおり財務省の主税局担当の矢野大臣官房審議官が福井新聞社で懇談した内容が翌日の同紙で報道されているわけです。

氏の発言として引用されている部分ちよつと読み上げますと、「消費税率二二％の議論になつても生活に身近な飲食料品は八％のまま。国民理解はある程度得られ、引き上げやすくなる」、「一二％に上げて軽減税率があるので賛成・反対は五対五になるかもしれない。(税率を)」、「これは括弧付きなのでちゃんと言っておきます、括弧付きで、「(税率を) 上げる決断をする政権は、やりやすくなるだろう」と。これは斉藤税調会長と全く同じ認識なわけで、しかも一二％というのはすごいリアルな数字なんです。さあ。

御本人に来ていただいたんですが、財務省内では、軽減税率によつて消費税を一二％に引き上げやすくなるだろうというような議論があるんです。

○政府参考人(矢野康治君) お答え申し上げます。

そのような数字はございません。本報道は、三月三日、財務局主催の福井県での講演会が終了した後、地元新聞社を訪問した際のやり取りに関してその一部を報道されたものと承知しておりますけれども、委員が御指摘の、あるいは本会議でも御指摘をされました、軽減税率の導入は消費税率を一〇％超に引き上げた際に初めて意味が出てくるなどということは、私は一言も申し上げておりません。したがって、軽減税率の導入は消費税率を一〇％超に引き上げるための布石であるとか、あるいは準備であるという趣旨も全く申し上げておりません。

それから、私の講演につきましてですけれども、総理が国会等の場において、自らの政権においては消費税率の更なる引上げを行うことは無いということを明言しておられるということを前置きをしっかりと上でお話をさせていただいておりますし、私からは、軽減税率につきまして、その趣旨を、日々の生活において幅広い消費者が消費、利用している野菜や果物やお惣菜といった飲食料品についてはその消費税負担を直接軽減するということになりますので、買物の都度、痛税感の緩和を実感できるという利点がありますことから今般導入されることになりましたという趣旨をる説明して、それから指摘されております線引き問題、財源問題、事務負担問題についてどういう整理をしたかということをする御説明をしました。その上で、それしかないのかということをおっしゃいますと、この話をさせていただきますけれども、二一という数字で申し上げても、我が国においては社会保障、受益と負担のバランスを取っていく必要がありますけれども、向こう半世紀以上にわたって少子高齢化が進んでいくということが見込まれておりますので、一体改革の考え方がいたしますと、消費税率を据え置いて社会保障経費がどんどん累増していくということになりますというお話をさせていただいた

だいた次第でございます。

○小池晃君 いや、今の答弁は、この部分は、じゃ言ったということですよ。それ以外にいろいろ言ったけれども、そこは切り取られたけれどもこの部分は言ったという答弁ですよ。

私は、初めて意味が出てくるなんてことは先ほど言っていないです。初めて意味が出てくるとおっしゃったのは斎藤鉄夫さんですね。それ、矢野さんが言ったとは言っていないんですよ。私が読み上げたのは、純粋に矢野さんが言った部分なんです。そこはお認めになった。今後そういうことなわけで。結局、これ、低所得者対策だということになるだろうということを言ったとあるということ、これはもう認めたということに私なと思うんですね。これ、やっぱり重大だということに言わざるを得ません。

低所得者での消費税負担、本当に深刻になっているという実態をちょっと次のところで、資料の四ページと五ページで引いておりますが、これ家計調査、まあ家計調査はいろいろちょっと問題あったという議論は予算委員会でもありましたけれども、もうそれしかないのでもうやりやうが、これで収入階級別に税項目ごととだけ負担しているかを試算してみますと、これは、最も所得の低い第一位では、一か月の収入が二十万六千七百四十一円に対して消費税が一万四千八百六十五円、所得税二千六百六十一円、住民税四千五百五十一円、その他税収含めて納税総額二万八千九百四十四円。だから、納税総額に占める消費税の割合は五・四％ですから、税金の半分消費税だということになっています。低所得層では消費税が所得税の五・六倍課税されていると、税負担の半分は消費税だと。一方で、最も所得の高い第十分位で見ますと、一か月の収入九十六万九千六百九十九円に対して消費税負担は三万六千三百一十一円、所得税六万四千九百五十円、住民税五万二千二百四十四円、納税総額は十六万七千四百七十六円ですから、納税総額に占める消費税の割合は

よそ二割なんですね。

これはもう財務省的に言えば、税金の仕組みはこうだからこうなるんだということになるかもしれないんですけど、大臣、やっぱり税負担の在り方としてこれ適正なんでしょうか。こういった在り方ではないというふうには大臣はお考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 消費税の負担について言われておりますので、消費税の負担のみで見れば、御指摘のいわゆる負担が重いという一つ目の話ですけど、低所得者ほど収入に占める税負担の割合が高いという意味ではいわゆる逆進性を有するものではあるということだと思いますが、社会保障と税の一体改革の中で、その増収分は社会保障の充実、安定化というものに充てるということになっております。その受益は低所得者ほど大きいというものはそうやってつながるという面がありますので、そうした受益の面と併せて評価をしていただかないと、この面だけ見ても、それはなかなか話としては難しいと思います。

加えて、今般の消費税率一〇％への引上げに当たりましては、全ての方々がほぼ毎日購入しているという酒類とか外食を除く飲食料品を対象に軽減税率制度を導入することによって、いわゆる逆進性を緩和することができるということを考えております。

他方、低所得者ほど税率負担に占める消費の割合が高いという二つ目の御指摘ですが、これは消費税のみをもって税負担を考えると適当ではないので、他の税負担も併せて税制全体として所得の再分配を考慮することが重要ではないか、これはずっと申し上げているとおりです。

したがって、日本の税制は全体として累進的でありまして、更に再分配機能の回復というものを図る観点から、近年の税制改正、今年もそうですけど、税制改正において、所得税の最高税率とか相続税とかそういったものの見直し等々などを行っているところでもあります。

○小池晃君 社会保障のことはさっき言ったとお

りです。

今、税制全体で見てくれというお話だったので、ちょっと資料の最後に飛びますけれども、ちょっと見ていただきたいんですけど、じゃ、税制全体でどうかと。消費税など間接税による逆進性が、直接税、所得税や住民税によって、じゃ逆進性解消しているかということで見ると、これ、勤労者世帯の年収別の負担率、計算してみたいんですが、これは一応消費税率を一〇％にした場合ですよ。軽減税率を含む形で試算してもらった数字を基に作ったグラフでありますけど、大臣、このグラフ見ていただくと、消費税のところは、これは大臣も先ほどお認めになったように、消費税のところはたとえ軽減税率導入されてもこれ逆進的ですよ、どう見ても。

ここに、じゃ、累進課税である直接税が加わるとその逆進性が解消されるかということでは計算してみました。所得税、住民税、これを上乗せして、税負担率だけになるかというのを見てみました。これ、所得一千万円を超える部分、まあ千五百万円を超える部分辺りを除くと大体フラットになってきちゃっているんですよ。ほとんど負担率は一％から一四％台ですよ。これが今の日本の税の実態なわけですね。消費税の増税と所得税の最高税率の引下げによって、税による所得の再分配機能がこれ失われてきているんじゃないかと。

先ほど、税全体で見れば累進的だとおっしゃったけれども、実態を見るとそうなのではないんじゃないですか。だから、私は消費税のことだけを申し上げているんじゃない。日本のやっぱり税負担の在り方をこのままでいいのかと、これ根本的にやっぱ見直すべきじゃないかというふうに思いませんか。こういう実態になっているというふうにお認めになりますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 税負担の水準というのは、これは同じ年収であっても世帯類型によって大きく異なっておりますのは、もう小池先生御存じのとおりでありますので、御指摘のこのグラフ

はどのように作成されたものか詳細は不明ですが、例えは家計調査の二人以上の世帯というものにおいては、年収の多い世帯というのは世帯人員が多いという傾向にありますので、各収入の階層に様々な世帯類型が存在をいたしてあります。

他方、これを夫婦子供二人の民間給与所得について比較をさせていただきますと、年収二百万円ぐらいのところでは消費税負担の割合は四・五%でありまして、いわゆる年収千万円以上、三・二%になるといふ話だと思いが、収入に占めます税負担全体の割合でいいますと、これは年収二百万円のところでは四・五%、千万円以上のところで三・二%と。

これ、夫婦子供二人でやると、きちんとそうやってやるとそういった形になるという数字も我々としては関心を持っておかないかぬところだと思っております。

○小池晃君 これは家計調査を基に、まあ個別間接税のところはこれ仮定の数字で入れていますけれども、これは消費税のところは財務省からいただいた数字ですよ。それを基にこれを計算した。やっぱりこういう実態になってきているわけですよ。やっぱりそのことを、ちょっとこれは、もう数字の話これ以上やつても平行線になっちゃうかもしれないのでこのくらいにしておきますけれども、やっぱり全体として、消費税の増税とそれから所得税の累進課税、最高税率の引下げという方向によって、やっぱり所得の再配分機能がどんどんどんどん奪われつつあるという実態があるというふうに思います。そこはやっぱり見直していく時期だと。それを更にこの軽減税率を導入することによって一〇%以上に増税する準備を、インフラ整備をしたということになればこれは重大だというふうに言わざるを得ないし、この法案は断じて許されないということを改めて申し上げておきたいというふうに思います。

○藤巻健史君 おおさか維新の会、藤巻です。

今日の後場はちょっと知りませんけれども、前場、日経平均三百三十円ぐらい上がって一万七千円を回復してありました。これ、想像したとおりなんですけれども、先週にアメリカのFRBが利上げを見送ったということで百十円台まで為替が円高ドル安の方を突っ込んで、それがまた百十二円の方に戻ってきたがゆえに日本の株価もいい動きをしているのかなというふうに私は思ったわけですが。

最近、特に一月以降、株価の動きと為替の動きは物すごく連動しているんですね。私なんか、いつも為替のマーケットを見て、あつ、円高だな、じゃ株価が下がっているな、もうきちんと下がっているんですね。円安になった、あつ、株価は上がっているんだろなと日経のページを見ると必ず上がっていくというところで、ほとんど為替を、市場を見ていけば株価の動きは予想できるぐらいに連動しているわけです。

長い目で見て、アベノミクス成功したと言われているのは、二〇二二年の秋から、当時の野党、安倍自民党総裁が円高はまずいというふうにおっしゃってくださった百二十円までドルが上がったというところで、景気は良くなり、そして資産効果で株も上がり、資産効果で景気が良くなったと私は思っています。

ところが、二〇一五年、去年の中頃から、百二十三、四円でしたかね、円安が止まって、それに伴い株の上昇も止まり、そしてインフレ率も上がらなくなってしまうと。そしてさらに、今年の一月以降、円高の方向になってしまった、百十円台まで突っ込んでいったということで、株価もそれに全く連動して、極めて強い相関性を持って株価が下落し、資産効果はなくなり、デフレ脱却できるかと思つたのがデフレになってしまったということ、この数年間を見て、為替の動きと株価、景気、消費者物価指数って物すごく連動していると思うんですね。

それは、この前の、FRBが先週利上げをしなかった理由として、これは日経新聞に書いてあり

ましたけれども、一つは利上げをしないことによつてドル高が進んでアメリカの経済が減速してしまうのを怖がつた、これも一つの見方だと思えますし、そういうこともありました。それから、G20では、自国通貨の切下げ競争をしないとみんなでアグリーしたわけですが、当然それが意味するところは、どの国も自国通貨安、すなわち日本でいえば円安が景気にいいと思つていて、だからそれを競争しないようにとしてアグリーしたわけですね。

ということは、やっぱりどの国も現状においては、景気を良くするためには通貨安、自国通貨安がいい、日本でいえば円安がいいと認めているわけですよ。通貨が強ければ、それはハワイ旅行は安くなりますけれども、仕事はなくなっちゃうわけですね。

要するに、通貨、円が強くなれば、外国人の労働力が安くなるということで、工場は海外に行つて、日本人の仕事なくなっちゃうんですから、幾ら労働、ペアを上げるなんて言つたって、需要と供給の関係で仕事がないんですから、円高で海外行っちゃうって。当然のことながら労働も上がらないということ、景気が悪いときというのは、当然にハワイ旅行が安いよりは仕事がある方がいい。もちろん、景気が強くなれば、仕事は多少なくなつても、ゆつくりしてもハワイ旅行が安くなった方がいいと思うということで、為替というのは時代時代によつてレベル、円安がいいか、円高がいいかって違つてくると思うんですが、今は世界的に景気が悪いということで、どの国も通貨安にしたいんだろうと思つています。

先日、予算委員会でも麻生大臣にお聞きしましたところ、円安がいいとおっしゃつてくれないかと何度も念を押しましたけれども、常識があるからということでおっしゃつてくだらない。最後に、介入はしないけれども量的緩和はやつたということ、ニューアンスとして円安がいいなという雰囲気は私は非常に感じんですが、そういう状況において、今政府が何にもしなくて円高が進ん

でいつて日本経済はもつのか、そしてデフレから脱却できるのか、その辺についてちょっと大臣がどういうふうに通つていらつしやるか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) もう十回以上お答えしたと思いますが、為替水準についてのコメントはしない、これももうずっと申し上げておりますので、手を替え品を替え聞かれても答えは同じであらうと存じますので、それだけは何回聞かれても同じことです。

○藤巻健史君 私は、日銀総裁とか財務大臣とか総理大臣が円安はいいとおっしゃつてくれれば、途端に二、三十円は円安になって、日本経済にとって非常にいい、財政出動もなくて、ただの景気対策だと私は思っているんですが、おっしゃれないというのであれば、ほかの方法はいろいろあると思うんですね。

そのことをお聞きする前に、まずちょっとお聞きしたいんですが、税務当局にお聞きしたいんですが、個人がドル預金をしました、一万ドル、例えば百万円でドル預金をした、一ドル百五十円になって百五十万円になりました、一万ドルが。そのときの課税はどうなるんでしょうか、もうかつたときの税金の仕組み。そして、一万ドルを百万円で買った、百万円払つたものが七十五万円に減つてしまった、一ドル七十五円に下がってしまった、損をした、そのときの税金の仕組みをちょっと教えていただきたいんですね。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

個人がドル建ての外貨預金を行いましてドルが上昇した場合の為替差益につきましては、預入時のレートと円交換時のレートとの差額について従前から雑所得として取り扱っております。他方、ドルが下落した場合の為替差損につきましては、預入時のレートと円交換時のレートとの差額が雑所得の損失となりまして、他の雑所得がある場合にはその金額から為替差損の金額を差し引くとい

うことになります。

○藤巻健史君 為替が百円から百五十円に上がって雑所得があるということは、基本的には、一つの会社に勤めて二十万円以下の収入、雑所得の方は別ですけれども、二十万円の収益があれば確定申告をしなくては行けない。税率が高い方は四〇％、物すごく高い方は四五％の所得税を払わなくちゃいけない。百万円もなかったところで四十五万円は税金に持っていかれちゃうということだと思ひます。

一方、損した場合、大体雑収入がある方ってほとんど余りいせんから、損した場合は丸損なわけです。損益通算ができないわけですね。丸損だということで、為替の益と、もうかつたときと損したときの税の仕組みがアンバランスが激しいわけですね。となると、どう考えてもドル預金をやってみようというモチベーション湧きませんよね。得した方がばつと税金取られる、損したら丸損、これではドル預金をしようと思う人は少ないと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) 雑所得につきましては、先生御指摘のとおり、損失が出た場合には他の所得金額との通算をすることはできないということになります。雑所得が出た場合には全体として総合課税ということになりますので、先生御指摘のとおり、このドル預金に限らず、雑所得の扱いというものはそうなっているということでございます。

○藤巻健史君 じゃ、次に、ドルのMMFについてお聞きしたいんですが、ドルのMMF、大体、法律上には元本保証の預金と元本保証ではないけれども実質的にはほぼ同じドルのMMFがありましたが、昨年までドルのMMFの為替益は非課税だったと思います。今年になってどう変わったのでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

一般論として、個人が、今年、二十八年一月以後にドル建てのMMFを譲渡した場合の課税関係

についてまず申し上げますと、ドル建てのMMFの譲渡時の為替レートで邦貨換算した譲渡価格から取得時の為替レートで邦貨換算した取得費を控除した金額に対して申告分離課税の方法により所得税が課税されるということになります。他方、損失が生じた場合には、他の上場株式等の譲渡益や配当所得等と損益通算できるということにこの一月からなっております。

一方、平成二十七年の十二月三十一日以前にドル建てのMMFを譲渡した場合には、保有期間中の為替差損益も含め非課税とされておりまして、損失が生じた場合はその損失はなかったものとみなされて課税関係が整理されていたということでございます。

○藤巻健史君 昨年の暮れですけれども、ドルのMMFが非課税だったものが今後源泉分離二〇％税金を取られるということで、過去にドルのMMFを買っていた方はかなり売り越したと思うんですね。当然のことながら、キャリーオーバーして今年になって売れば二〇％の税金を払わなくては行けない。去年の暮れまでに払えば非課税なわけです。五十円も為替益があったときに、例えば今年になれば二〇％税金を、十円税金を払わなくちゃいけないし、去年であれば売ってしまったら口で済んだわけです。

ということで、昨年の末、十一月、十二月にかなりドルのMMFの売却があった、すなわちドル売りがあったと思うんですね。これが一種の、私が外から見ていると、これがドル安円高の一つの原因になったのではないかと。要するに、みんなが、それはすぐ買い戻せば別ですけれども、基本的に一度売って様子を見ようということで、かなりのドル売り要因があったと思うんですが、まさに日本経済に逆行する円高を税の仕組みの変更によって加速させた。

要するに、せっかく円安になって日本経済が良くなっていると思つているところに逆の圧力を与えたのは税の改革ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) いわゆるMMF、マネー・マーケット・ファンドの話をしてもらえるのだと存じますけれども、この課税方法の話は、これは元々は金融業界からの要望も踏まえて、二十八年からですから、これまで非課税であった売却益について二〇％の申告分離課税ということにさせていただいたことだと思ひますが。

一方、為替差損とか売却損というものが出た場合は、さっきの為替の話と違ひまして、他の上場株式や公社債の配当、利子等々と売却益で通算できるようにしたということでありまして、いわゆる課税変更というものを、上場株式と同じような課税方法ということに変更したということだと思つております。

したがいまして、これによって金融商品の税負担の違いが左右されることなく、いわゆる二一ズに應じた投資が行うということになりましたし、また、利益が生じた場合に課税されるということ、一方、損失が出た場合は損益通算というので、損益通算が可能となるという意味で投資リスクは軽減されるということになりましたので、投資家にとつては一方的な負担ということになったとは言えないと思つておりますので、そういった負担になるだけの改正ではないというように考えております。

したがって、こうした変更が株価とか、何でしょうね、日本経済に及ぼす影響という意味につきましては、これが直接の引き金になったというような大きなものではなかったと、そのように感じております。

○藤巻健史君 損益通算ができるということと、例えば非課税だったものが二〇％課税にすると、そのメリットとデメリットといったら、デメリットがめちゃくちゃに多いので、それはちよつと認識を改めていただきたいと思うんですが、私が申し上げたことは、これ、もう前から決まっていた規則ですから、これが間違ひだとかいとかいうことをあげつらうのが目的で質問をし

たわけじゃなくて、税制というのは為替を動かせるということとを私は申し上げたかったわけなんです。為替というのは税制によって物すごく変わ

る。元々、私は、日本経済というのは名目GDPは二十年間低迷してちよつとも動かなかつた。ちよつと記憶は余り定かじやないですが、アメリカが二・三倍、イギリスが二・四倍とか、中国に至つては十一倍になったにもかかわらず、日本経済が低位安定して名目GDPが二十年間ちよつとも上がらなかつたのは、私はひとえに為替だと思つてい

るわけですね。要するに、日本の経済の教科書を読むと、経済対策というのは財政政策と金融政策しか書いていないんですよ。アメリカとかほかの国の経済の本を読むと、財政政策、金融政策、為替政策というのが書いてあるわけです。この二十年間全く名目GDPが上がらなかつたということは、考えようによつては、もし景気対策に財政政策と金融政策しかなかつたならば、日本は経済学が全く働かない国である、若しくは、もう一つの考え方は、要するに世界の教科書には書いてある為替政策というのを無視したせいだと思ひます。私は当然のことながら後者だと思つていて、日本の円が国力に比べて極めて高過ぎたがゆえに日本の二十一年間の低迷があると思つていられるわけです。要は、円の割高というものを軽減し過ぎたのがこの名目GDPの低迷につながっていると私は思つてい

るわけですね。それで、先ほど申しましたように、G20で通貨安をさせないというのであれば、確かに介入はしにくいかもしれませんが、でも、ほかに方法があるだろうと。その一つがこの税制の改革なわけですね。私はもう昔から、円安にするためにはマイナ金利政策がいいというふうにも二十年前から言つておりましたし、それから、税制改革でも円安は導入できるんだ。介入であればそれは他国から文句を言われるかもしれないけれども、国民が勝手にドル投資をする分には誰も文句を言わない

わけです。若しくは、国民が、横にいるタナカさんがドル買つてアメリカが怒つたつて、タナカさんは全然怖くないわけですよ。国民のお金が海外に向かつてドル高円安に進む分には国は全く非難を受けないわけです。

特に申し上げたいのは、ほかの国というのはもうほとんど個人金融財産が三割、四割海外へ行っちゃっているわけですよ。日本はほとんど、ホームバイアスが強く、ほとんどの資本が、お金が日本に残っているわけです。それは何かの仕組みで外に出せば、幾らでも円安ドル高が進んでいくわけです。日本経済が良くなるわけです。その一つに税法というのは極めて有効ではないかということで、私は今日は質問させていただきたいんですが。

麻生大臣の年齢ですと当然のことながら覚えていらつしやると思いますけれども、マル優という制度がありました。三百万円までは非課税なんです。そういう制度が、一人三百万円までは非課税。それと同じように、マル外と称して、三百万円相当ぐらい、もっと大きくてもいいんですけれども、その外貨預金に対しては為替益は非課税、こういう仕組みをつくれれば、これはかなり円安ドル高、皆さん円安ドル高進むと思うわけです。せっかく宮沢自民党税調会長もいらつしやるので、小学校のときよく私の意見聞いてくれたけど最近余り聞いてくれないので是非聞いていただきたいんですけれども、是非マル外、ドル預金を創設していただきたい。

そうすると、せっかく円預金は今のところプラスですけれどもマイナス、すなわちペナルティーを払う、ドル預金は利益がある。多くの日本人がドル預金しますよ。そうすれば一発で円安ドル高、株価は上がるし、資産効果でいいし、工場は日本に戻つてきて労賃も上がる。万々歳じゃないですか。ということで、是非、ドル預金、マル外をお願いしたいと思うんですけれどもね。

それで、特に、先ほど中西委員が、日本の金融機関がドルファンディングが難しいとおっしゃつ

ていました。私もちょっとそれを昨日べらべらと見ていて、実はクロスカレンシー・ペーシス・スワップのレートを見て、スプレッドが物すごく上がっているのを見発してあつたと思つたんですけれども、それが何を意味するかというと、日本の企業はドルファンディングが非常に難しくなっているということなんです。であるならば、ドル預金というのは金融機関にとつても有り難いわけです。

そういうことを考えて、ドル預金、マル外、是非考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) ドル預金のいわゆる為替とか利息とかいうのの益を非課税にするという、簡単に言えばそういう話なんだと思いますけれども、為替を目的とした御提案というのであれば、先ほど申し上げましたように、そうした前提でのお答えというのは差し控えていただきます。先ほど申し上げたとおり、手を替え品を替えて言われたんでしょうけれども、答えは同じです。

その上で、一般論として申し上げさせていただきます。所得税非課税ということならば、その趣旨が妥当なものであるかということだというのが大事なところでありまして、趣旨に照らして適切な方法であるかといった点を慎重に考えないかぬところなので、例えば今御指摘のありましたマル優、いわゆる少額貯蓄非課税制度でしたっけね、あのときは昭和三十八年にこれ設立されたんだと、大学出た年だから昭和三十八年にこれ設立されたんだと記憶をいたしますけれども、いわゆるこの貯蓄を奨励するという当初の政策目的というものがありました。

しかし、その目的というものを我々はほぼ達成して、貯蓄が多過ぎる、個人預貯金というのは世界一ですから、そういうのが必要性が乏しくなってきた頃から廃止、縮小されたのが昭和六十二年だと思ひますので、そういった意味では、今、御存じのように、平成十四年で高齢者とか障害者と

を除くところでは基本的にそういったものではなくなつたんだと思つておりますが、こういうものに照らしてみても、同じ貯蓄でありますドル預金の利息や為替差益の非課税とするという提案というのは、政策目的というのとは何ぞすといへば、それは明らかに国際的にはいかなものかということになりかねぬのではないかと感じがいたします。

○藤巻健史君 いや、問題は国際的にどうかというところですから、財務省は頭のいい方がたくさんいるんですから、その趣旨なんというのは何とかこしらえて、是非マル外をつくつていただければと思います。

次の質問に入りますけれども、今、日本は世界に冠たる皆保険国家と言われておりますけれども、厚生省の担当者の方にお聞きしたいんですが、他の国で国民皆保険を実現している先進国はほかにあるのかどうか、教えていただければと思います。

○政府参考人(谷内繁君) お答えいたします。我が国の医療の国民皆保険制度ですけれども、社会保険方式を採用しつつ国民全員を公的医療保険で保障をしている、また医療機関を自由に選べるフリーアクセスとなっているという特徴がございます。

議員お尋ねの、他の先進国の状況についてでございますけれども、イギリス、フランス、ドイツなど多くの先進国では税財源又は社会保険方式により国民を対象とした医療保障を提供しております。

ただし、先ほど私が申し上げました、全ての国民が公的医療保険の適用対象となつており、かつ医療機関へのフリーアクセスが認められており、かつ我が国と同様の国民皆保険制度を有する国はないというふうに承知しております。

○藤巻健史君 それは分かっているんですけども、一応念のためにお聞きしますけれども、税務担当者にお聞きしますけれども、日本の消費税は現在世界的に見て高いのでしょうか、低いので

しょうか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

OECD諸国三十三か国ございますので、それでお答えをしたいと思いますけれども、付加価値税の標準税率一〇%以上の国が三十三か国中三十か国ということでございます。日本が現在八%、スイス八%、カナダ五%、この三か国が一〇%未満ということでございます。

○藤巻健史君 ちょっと大臣にお聞きしたいんですけども、今、先ほど聞きましたように、厚生省のお話だと、やっぱり日本の社会福祉とか皆保険制度は世界に冠たるものだというふうに思います。一方、消費税は世界、先進国では最低レベルということだと思ふんですが、これは何を意味するかというと、日本が少ない消費税で世界に冠たる社会保障を達成している偉大な国なのか、非常にリーダーが頭がいい国なのか、それとも、他国が、日本にできることをなぜ、その日本ほどもない社会保障を高い消費税を取っているのにできない他の国のリーダーは極めて劣悪なのか、リーダーシップがないのか、そのマネジメン

トが悪いのか、どちらだとお考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、日本の財政について、いわゆる受益と負担というお話をされているんだと思いますが、そのバランスが取れていないとの問題意識からのお尋ねなんだと承知しますけれども、確かに受益につきましては、日本の社会保障というものは、これはもう岸内閣ぐらいです。昭和三十三年、六年ぐらいからだと思いますが、国民皆保険が確立した、世界に冠たるものだと思ひます。給付の規模も、国際比較に見ても中福祉の水準にあると認識をしております。

他方、負担面で見ますと、これは、社会保険料と税を合わせた負担の対GDP比はこれは三%ぐらいでありますから、OECDの中で七番目に低いということになりますので、低負担ということになっておりますので、主税局的な観点からい

えば消費税率も低くなっているということなんだと思いますが、他方、このため、中福祉というものを賄うためには必要な財源というのは確保できていないと、低負担ですから。ということですから、毎年度多額の赤字公債を発行することでこれまで将来世代の負担というもののヘツケ回しておるということであって、やりくり上手ということでは全くないんだということは理解いたしております。

したがいまして、既に巨額となっております公債の残高というものを抱えて少子高齢化ということになりますと、社会保障費が更に増加するというものが見込まれますので、財政を持続可能なものにしていくために受益と負担というもののバランスを確保していかなければならないということはこれ間違いない事実だと思いますので、経済再生を進めながら歳入面から財政の健全化というものにしっかりと取り組んでいかなければならぬということなんだと思っております。

○藤巻健史君 来年度予算でいいますと、六十二・三兆円の税収プラス税外収入、そして九十七兆円を使うということで三十四兆円の赤字になるわけですが、もしこの三十四兆円を消費税だけで賄おうとすると、消費税をあしたから幾らにしなければいけないでしょうか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

極めて機械的な計算ということになります。一％当たりの消費税収二・七兆円ということでございますので、今先生おっしゃいました三十四兆円というものを二・七で割りますと、消費税率換算で一三％相当というふうになるわけでございます。

○藤巻健史君 ということは、二一％にしないと間に合わないということで、それは単年度黒字になっても別に累積赤字が減るわけではないので、元本を返していこうということになるともつと高い消費税率が必要だと思ふんですが。

ここで、もし軽減税率八％を導入した場合、三

十四兆円の赤字を、まあ軽減税率を採用しなければ一三％上げる、すなわち二一％になるということだったと思いますが、八％の軽減税率を採用した場合にはほかのものは何％まで上げる必要が、消費税は何％まで上げる必要があるのでしょうか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

八％の軽減税率ということで、今御提案申し上げている内容のものを導入するという前提で計算いたしますと、一％当たりの消費税収二・二兆円ということになりますので、三十四兆円を二・二兆で割りますと、消費税率一六％の相当分ということに機械計算ではなるのだろーと思ひます。

○藤巻健史君 ということは、軽減税率を導入するか否かというのはどういふことかという、二一％で均一の消費税を採用するのか、二四％と軽減税率八％のコンビネーションを採用するか、どちらかであるというふうに理解できるんですが、いかがでしょうか。どなたでも結構ですけれども。

○政府参考人(佐藤慎一君) 機械的計算としてお答えを申し上げた次第でございますが、実際そういうその差分というものをどういふ形で埋めていくかということについては、経済成長に伴う経済再生の話とか歳出改革とか、いろんなものを全体としてどう考えていくかということが重要なテーマになっていくのだろーというふうに思ひます。

○藤巻健史君 スイスとかドイツは均衡財政を憲法化しているわけですね。我が国も、憲法ではありませんけれども財政法第四条で均衡財政を言っているわけですね。すなわち、財政である以上、どこかで減らせば、要するに軽減税率を採用するのであれば、歳出、まあ社会保障に必要と思ひますが、社会保障を減らすか、消費税をさつき言いましたように二一％から二四％にするのか、若しくは他の税で補填するとか考えようがないんです。が、もし他の税で補填するとしたらばどういふ税制が考えられるのか、財務大臣、お教えいただきたいのですが。

たいのですが。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、佐藤の方から申し上げたように、これはあくまでも機械的な話で答弁しておりますけれども、二十八年度において歳入歳出の均衡に必要な三十四兆円という、消費税だけで賄うという、これを前提に置きまして、軽減税率を導入する場合としない場合、いろんな話を今したのでありますけれども、財政の健全化というものは、これはもう何といつても経済成長との好循環というものを図りながら進めていくということが一番肝腎であって、収支の差額というものを全て増税で賄うというようなことは私どもとしては全く考えておりません。

そもそも国債の元本償還までを含めた歳出が均衡する状態を目指すべきかどうかというのは、これは議論のあるところ、分かれるところだと思っておりますので、いずれにいたしましても、財政健全化というのは現実的に一歩一歩進めていくべきものなのであつて、政府としてはまず二〇二〇年度のプライマリーバランスの黒字化に向けて取り組んでいくということだろーと思っております。

○藤巻健史君 時間がないので終わりにしますけれども、私、ドイツもスイスも均衡財政を憲法化しているというところは、やっぱり当然のことながら、国というものは均衡財政でいかなくちやいけなと思ふんですね。そのときに軽減税率をやるといふことは、先ほど申しましたように、歳出を減らすのか、消費税を更に上げるのか、若しくは他の税収で補うのか、その選択しかないと思ひ思っております。

ということで、終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○中山恭子君 日本のことを大切にする党の中山恭子でございます。

今、藤巻委員からお話がありました、社会保障制度をこのまま維持するのにどのような対策が必要なのか、どれだけの税を増税しなければいけないのかというお話の中で、麻生大臣から、経済の

好循環なども考えないといけないというお話がありました。まさに私も、今、日本の経済をもっとしっかりと成長路線に持っていくことが非常に大事なことになると思ひ思っております。

昨年十月から十二月期の、十一月十二月期のGDP成長率について発表されておりますが、では簡単に御説明いただいてよろしいでしょうか。大臣じゃなくてよろしいんですが。

○国務大臣(麻生太郎君) 平成二十七年十一月十二月のGDPの成長率というもので、これはもうよく言われますけれども、暖冬等々いろいろありましたけれども、名目で前期比マイナス〇・二％、実質〇・三％ということになっておりますが、これ、一次速報値の時点と実質でまた少し、〇・一％ぐらい違つておりますけれども、いずれにいたしましても、一方で、平成二十七年の暦年で見ますと、成長率は実質〇・五％のプラス、名目で二・五％のプラスとなっておりますので、中期的に見ますと、日本の経済というのは緩やかではありますけれども確実に回復基調が続いていると、私どもは基本的にそう思っております。

いずれにいたしましても、デフレ脱却・経済再生というものを更に前進をさせていくためには、まずは平成二十七年の補正予算を迅速かつ着実に実施すること、二十八年度の予算及び関連法案の早期成立に努めていくことになるんだと、当面そういうことだろーと思っております。

いずれにいたしましても、今後とも、民需主導というものの経済の好循環というものを拡大、深化させていくためには、これは経済界におきましても、収益の好調な企業におきましては、これは投資の拡大とか賃金引上げとかそういうものを、利益というものを大いに活用していただくということで一層の取組を求めてまいりたいと思ひ思っております。

○中山恭子君 今お知らせいただきましたが、緩やかな回復基調にあるという考え方が打ち出されておりますけれども、昨年十一月十二月期のGDP成長率、中を見てみますと、民間需要の中で、民

間最終消費支出は三角の〇・九％、民間住宅も実質でマイナス一・二％、民間企業設備は実質でプラス一・五％ですけれども、非常に三角の数字がずらっと続いております。公的需要につきましても、政府最終消費支出は実質プラス〇・六％ですが、公的固定資本形成は実質で三角の三・四％にも落ちております。日経新聞などでも、景気に下振れ圧力が掛かってきているというような評価が出ておりました。また、三月一日に発表されました経産省の鉱工業指数では、一―三ヶ月の生産の予測指数は前期比マイナス〇・三％の予測というものが出ております。

こういった経済指標から見ますと、やはり今政府が行うべきことは経済成長政策であり、財政出動であると考えておりますが、この点については大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には、経済成長といわゆる財政再建というのを両立させていかねばならぬと、これ、ついこの間までは財政再建派かといわゆる上げ潮派とかいろんな表現で、片一方、二者択一みたいな話が主流だったと思いますけれども、基本として私どもとしては両方を目指していかなければいかぬということで、この安倍内閣になりましてから、その方向に従って、いわゆる金融を緩和し財政を機動的に運用する等々やらせていただいた結果、御存じのような数字が出てきて、加えて、財政の中でいきますと、新規国債発行も十兆円減額、三年前に比べて減額という数字を挙げておりますので、一応その方向で私どもとしては考えておりますが、いずれにいたしましても、経済成長ゼロで財政再建、デフレのままで財政再建はできません。はつきりしておりますので、私どもとしては、きちんとした経済成長を図りつつというのが大前提になるうと思っております。

○中山恭子君 先日も多くの学者の先生方から、例えば本田内閣官房参与は、経済成長なくして、これは随分前からおっしゃっていますが、財政再建なし、高橋先生は、増税したら元も子もない

というような表現で、今増税の時期ではなく、その前に今しなければならぬのは経済成長戦略を取ることであるというふうなおっしゃり方があらからこちらから最近聞えておりまして、私もそのとおりであると考えております。

もちろん、両立することは大切ですが、やはり財政再建そのものが目的化してしまっているのではないかと考えております。経済成長のための戦略を取って、結果として財政再建ができるという形を取っていただきたいと思っております。

少し余計なことかもしれませんが、私は、麻生大臣はどちらかというと攻めの戦略を取ることに適していられようかと思っております。財政再建という重荷を持つと全てが萎縮した政策になってしまいうような様子があると見ております。そこからちよつと解き放たれた形で、思い切った形で経済成長政策を取っていただけたらおのずと財政再建も取れるのではなからうかと麻生大臣に期待しているところでございます。

御感想というのもおかしいでしょうか、もしよろしかったらお尋ねしたいと思っております。

○国務大臣(麻生太郎君) 財政再建原理主義みたいな方が多いのは、御出身の大蔵省に多いのは間違いないところだと思えますが、三年少々前に財務相に就任させていただいたときに、金融庁では、金融処分庁というイメージはやめろ、金融育成庁にせなはいかぬと、財務省につきましても、財政再建原理主義というのでは話にならぬと、財政といふものは基本的にきちんとしたものにしておかなければならぬけれども、少なくとも私どもとしては、財政再建といふのは単なる手段であつて目的ではないと、我々は国家といふものを考えたときに財政再建をしておくべきだと思ひますが、経済成長といふものをしながら財政再建を図っていくというのがこの考え方だと、三年三か月前も、最初に申し上げましたけど、同じことしか言うておりませんので、基本的にはそういう考えでこれま

でやらせていただいた結果、先ほど申し上げたように、経済は経常利益から何から全て史上空前のものを出しましたし、債権は少なくとも新規国債十兆円減額しておりますし、そういった意味では方向としてはその方向で動きつつあると思っております。

○中山恭子君 ありがとうございます。是非そちらの方向で動いて、財政再建もできる形に持っていくていただきたいと思っております。

今日、お手元に一人当たり名目GDPの資料を配付いたしました。以前、予算委員会です使ったものでございますけれども、一人当たり名目GDP、二〇一五年に発表されたものでございまして、IMFの数字を使っております。この中で、日本は二十五位でございます。もちろん、人口の少ない国の一人当たり名目GDPというのは非常に高くなりますし、また石油産出国などの数字もあります。

左側に丸を付けておりますのが一千万人以上の国、大体この辺りですと比較してよろしいかと思っておりますが、この丸を付けた一千万人以上の人口の国で考えましても、日本は九番目でございます。アメリカが先進国といひましようか一千万人以上の国では一位で、五万五千九百四十四でございまして、これに比べて日本は九番目、三万二千四百八十ドルでございまして、比率でいいますと本当に少なくなつてしまつておりますが、六〇％を切る程度の、アメリカに比べますと、非常に一人当たり名目のGDPが少なくなつていふことが分かります。

また、二枚目でございますけれども、これは主要先進国の一人当たり名目GDPのグラフでございます。

一九九五年に日本は断トツの一位でございましたが、先進国の中で二番手が紫色でドイツになるわけですが、これをはるかに超えておりまして、しかし、この一九九五年以降、日本の一人当たり名目GDPはほとんど、一旦下がって、そこからほとんど横ばい、二〇一二年に少し上がり

ましたけれども。そして、二〇一五年には何と七か国の中で六番目、イタリアに次いで下から二番目でございます。これですと、アメリカの大体五八％しか名目GDPがありません。

なぜこのように日本の一人当たりの名目GDPが落ちてしまったのか、もう一度その理由などをしっかりと見極めて対策を取る必要があると考えております。アメリカ・ハーバード大学のジョルゲンソン教授が先日国際金融経済分析会合で、日本の労働者一人当たりが物やサービスなどの価値を生み出す力、生産性が日本では一九九五年以降停滞していると指摘されております。

このテーマが、日本の経済成長とも絡んで、今後この一人当たり生産性の向上をどのように目指していったらいいかというのが喫緊の課題であると考えておりますが、この点について大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これはもう幾つか理由があると思ひますけれども、何といつても、この九五五年、これはドルは安くて円が高いという時代ですから、これはドルの指標でやっておられると思ひますので、当然のこととしてこういふ形になつていくんだらうと思ひますし、この辺が急に下がつておりますが、これは円安になつていふ理由が大きな理由だと思つておりますので、これ、ちよつと円とドルとで大分感じが違ふだらうと思ひます。それが一つです。

もう一つは、やつぱり少子高齢化になつてまいりますので、これはどう考えても一人当たりの生産性といふのは上げないかぬといふのは当然のことなんです。この約二十数年間デフレをやつておりますので、企業設備投資といふものはほとんど動いていなかった時代が長く続きましたので、今新しい機械といふものによつて生産性が随分上がるものになつてきているにもかかわらず、今なかなかそういったものに投資が向いていないというのが現状だとも思ひますので、そういったものが今から、インターネット・オブ・シングスとかいわゆるAIとかビッグデータとかいろんな

ものがありますけれども、こういった新しい技術分野につきましては国を挙げてこれを力を注いでいくという方向を結んでいくというのが国の経済成長をしていく上において割と大きな問題、経済成長につなげていくということにおきましてはそういったところが最も大事なところになってくるかなという感じはいたします。

○中山恭子君 三枚目のページにこの指数が出ております。もちろん為替の問題というのはつながるわけでございますけれども、影響があるわけでございますけれども、名目GDPの指数を三枚目で見まして、日本は九五年に比べて現在七六・四でございます、ほかの国がしっかりと伸びている状況を見ますと、やはり日本の経済の在り方というのが問題がある、欠陥があるであろうと考えております。カナダは九五年に比べて二一・三・六まで行っておりますし、アメリカは順調に真っすぐ上昇しておりますし一九四・四でございます。日本だけが一〇〇を切っているという状況でございます。

もちろん、先ほど藤巻先生のお話もありましたが、日本の通貨量が非常に伸びなかった、伸ばさなかったという点も一つの原因であろうと思っておりますが、いずれにしても、日本だけがこまごま一人当たり名目GDPが落ちているということについてしっかりと見極めて、これを上昇させる政策を早く取っていただきたいと考えております。

例えばですけれども、これまで労働賃金の話が出ておりました。また、なぜ賃金が上がらないんだらうというようなことがよく言われます。例えば最低賃金を引き上げるというようなことを考へていただいておりますか。いろいろな影響が出てくると思いますけれども、その最低賃金引上げるに当たって必要な施策は取った上で最低賃金を上昇させるということをお考へいただけたらと思います、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 個人消費というのは総じて見ればかなり底堅いものだと思いますけれども、

ども、賃金上昇することによって消費が拡大するというのは、可処分所得が増えるとかいろんな表現があるかと思いますが、何より消費喚起策としては、もう大きな要素は賃金上がる、来年も上がるかなと思へば物も消費しやすくなるということだと思っております。

政府としては、過去最高の企業収益を上げておられます企業に対しては、引き続き賃金の引上げに回していくことをしていただきたいということ、最低賃金の引上げということ、もう一点は、政労使会議を通じていろんな形で官民の対話など働きかけているところではありますけれども、結果として、最低賃金につきましては安倍内閣で約五十円ぐらい上がったことになろうかと思っております、そういった意味では少しずつ結果は出てきているんだと思っておりますけれども、昨年の賃金の上昇率も十七年ぶりの最高ということになっておりますので、ベースアップの幅が小さいという今年も企業もありませんけれども、日銀等々を見ますと、間違いなくトータルで見れば過去二年の賃上げの流れというのは引き続いて継続していると、そういうふうと考えております。

いずれにしても、こういった企業が生産性を上げない限りは給料を上げられませんか、生産性向上のために設備投資を、また、その結果として生まれた利得に対して、利益に対してはその分が給与に、配当にというようなことで、内部留保ではなくてそういったものに回っていくということが、金、好循環を回していくことが景気対策に大きな要素を占めるものだと思うております。

○中山恭子君 おっしゃるとおり、あらゆる政策が絡んでくる問題になると考えております。例えば生産性の低い農業ですとか小売・サービス業のIT化を図るとか、いろんな政策を取っていくか、最低賃金だけ上げておきながら状況だろーと思ひますが、いろんな政策を取りながら最低賃金を上げていくという方向へ持っていく必要

があると考へております。

また、そのため、別の意味になるのかもしれないけれども、労働者と云つていいんでしようか、働く人々、若い人たちも含めて、労働のための教育訓練、そういったことについても強化を図る必要が出てくるでしようと思つておりました、質の高い労働者を育成するということも大事な作業であらうと考へております。

労働者グループに対して投資をするというような考え方を取つていただけたら、ある意味では質の高い労働力、農業についても質の高い労働力が必要だと思つておりますので、その辺りはいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、各企業において、少なくともこれからICTが使えとか、アーティフィシャルインテリジェンス、何でもしたつて、AI、人工知能になっていくとか、いろんなものがこれからの時代というのは、機械化されるとかいろんな表現があるんだと思いますが、そういったものを使いこなせる、NC機械が使え

るかといへば、ニューメリカルコントロールなんでものは使えないというんではとても労働者としては今の時代使えないということになろうかということ、これは新入社員教育等々、もう随分昔とは違つたものになってきているというのは、これ各企業で皆やっておられますし、同時に、高齢者でも、そういったような方が別に体力的に何という問題もなくできるのであれば、少々ベルトコンベヤーのスピードを遅くするとか、階段をスローに替えるとか、字を大きくするとか、工場内のライトを明るくするとか、LEDに替えるとか、ありとあらゆることをみんなやっておられますよ、気の利いた経営者だったら。

そういったことをきちんとしておられるところというのは私どもとしては参考にせないかぬところなんであつて、農業においてもいろんな意味で今大きく変わるところにあるかと思ひますので、気が付いたところから、農業の中でも、農協を含めまして随分とこれまでの、三年前

とは取組が変わつてきておられるというのは顕著に、ところは目に付きますんで、そういったところを含めましていろんなものが変わつていく、私どもはそういったいいチャンスになっているんだと思ひますんで、妙に、きちんとしたことをやらないとなかなかそまていかないんで、いよいよにならないとなかなか人間は動きませんから、そういったこともよく言われるところですから、是非私どもとしてはそういったところも考へた上で、労働者、新入社員教育、いろんな表現がありますけれども、そういった者の教育というものはきちんとやつていかないと、これからの社会の中ではなかなか難しい時代になってくるんだと、そういう覚悟で臨まないかと思つております。

○中山恭子君 また、もう一つのテーマは、やはり女性が非常に優れた労働力、質の高い労働力であると考えておりますので、女性たちが働きやすい形を取るというのは一つ大きなテーマであらうと考えております。

もちろん、保育所を完備する等のことは今の場でお話するつもりはありません。当然のこととしてそこは進めていただきたいと思つておりますけれども、やはり三代、子供が生まれましたときにその祖父母、おじいちゃん、おばあちゃんも同居するというのは都内では非常に難しいかと思ひますが、どこか近いところに滞在できる、そういったことについても積極的に支援していただきたいと思つております。

例えば、以前お話ししたことがあるかと思ひますけれども、公共のアパートメントの一階を全部空けてもらつて、そのかいわいに住む、そのアパートメントに住む人だけじゃなくて、その地域の方々の若い女性が子供を持ったとき、その公共アパートの一階を低い家賃で、その親たち、祖母が地方から出てきて何年間か期限付で住めるというようなことなど、また、空き家を使うとか、これは特別に法律改正とかではなくて地方公共団体でもできるのかもしれないが、そういった形の三代で子供を育てていくという形を取ること

などについても、財務省としても関係省庁と相談した上で指導していただきたいと思ったりしております。

また、女性が一旦家に入った後も一度社会に出て働くとき一番困りますのは、社会の方が進んでしまっていて追いつけないのではないかと不安が強くございます。そんな意味で、これも地方公共団体の話かもしれませんが、常にいつでも研修を受けられる、そういった施設を完備しておいてもらって、ある程度落ち着いたときに研修を自由を受けて次の仕事に入っていくような、そういった制度又は施設を設けていただきたい、そんなふうにも思っています。

女性が働くことについていろいろ案が出てはいますけれども、財務省としても大いに応援していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 昔いらつしやいました金融庁、十六人採用中八人女性、だから五割になっております、おとしだと思えますが。去年が似たような数字だと思えますし、財務省も同様に二十一人のうち六人か五人かは女性ですね。昔は、中山さん、先生の頃は一人がいいたところで、片山さんやいろいろ珍しい方もいらつしやいますので、そういった方が一人で、それで大体終わりとということになっておりますけれども、今はもう五、六人ごとと入ってきておられる時代になって随分変わってきたと思えますが、なかなか昔採用されている絶対量が少ないのですから管理職のまだ年齢までは達しておらないとは思いますが、流れていってそうなると思っておりますし、事実そうならざるを得ないだろうと、世の中の流れとしてそう思っております。

三世代同居の話もありましたけれども、私のところは四世代一緒に住んでいましたので、そういった意味ではよく分かったところでもありますけれども、なかなか核家族がいいというような風潮というのは、随分世の中は流された時代があったんだと思えますね。

核家族がいいんだという話で、大家族が悪くて核家族がみんないいんだといって、まあ私もそういういった、そうですね、占領中に「プロンディ」という漫画がその最たるもので、あの中に三種の神器あり、3Cがありましたので、そういった意味ではマッカーサー占領時代のときの朝日新聞に出ていた四コマ漫画、あの中が全て、戦後の三種の神器等々が描いてあった中に核家族もあの中にありましたので、そういった意味では随分と影響されている部分というのは大きいんだと思えますけれども、やっぱりいろいろな意味でも一回見直されつつあるというのが現実かなと思っておりますので、そういったものが現実になるようなことを行政はやらなくというのが大きなことかなと、基本的にはそう思っております。

○中山泰子君 経済成長のための政策というのはありとあらゆる分野に絡んでいて考えておりまして、できれば財務省として、以前、財務省の中には全ての省庁に対してウェイト付けをする、今はどちらかというとシーリングがあつて、各省庁の会計課がその省の予算というのを抑えて入ってくるということでございますが、それだけではそのままだけに取れない、日本全体の経済政策のウェイト付けをする箇所が今なくなってしまうのではないかと考えております。

ある程度の金額は自由裁量ができるということではありますと聞いておりますが、それだけではなくて、各省庁のシーリングというのはある特定の分野に限った上で、政策予算というものは省庁を横並びにして、どこにウェイトを付けていくのかというような日本全体の予算の在り方というものを考えていく必要があるかと思っております。できれば財務大臣の下に、もちろん各省庁からの人も入ってよろしいかと思えますけれども、日本経済全体の在り方を審議する、経済財政諮問会議とは別に、しっかりと予算と組み合わせた形のチームが欲しいとずっと思っております。もし可能であればそのようなことまでしていただけたら有り難いと思えますが、いかがでしょうか。

うか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは非常に大きな話であろうと思いますが、シーリングという最も安易な方法を取られたのがそもそもの間違いなんだと思っておりますが、ね、私自身は、あれ、頭打ちにして、それでそこまで全部やってこいという話ですから、物すごく主計官としては楽になったんだと、昔の古い主計官がよく言っておられたもので、あんな楽なことをさせておいたら駄目だよと、よく昔の主計官経験者の方から言われた記憶がありますので、私もそうなのかなとは思っておりますけれども。

いずれにしても、今の状況の中で全体のことを考えた予算編成というのを、役所の中でなかなか難しいから財政諮問会議というのを小泉内閣でつくられたんだと思っておりますので、いろんな意味で少しづつ、この三年間見ましても、随分、縦割りのところをばあつと横につないで、担当の大臣だけ四つ集めて、財政諮問会議でばつと付けて、それで予算というのをやって、随分野党から非難も受けましたし、新聞も受けていますけれども、それなりに事は進んだことは間違いないとは思いますが、それはそれなりにいいところ、悪いところ、いろいろ出てくるかとは思いますが。

誰が決めるかというのは非常に難しいところだと思えますので、役所でやって、役所が決めるのかという話になろうかと思えますので、役所というのは、昨日の次が今日、今日の次があしたと、つながっているときは非常にうまくいくとは思いますが、全く別のものをばつとやるという大変革の時代のときには、行政上がりの方というのはどうしてもこれまでの過去の経験にとらわれますので、新しいことに対する試みというのはなかなか臆するところがある、当然のことだと思いますけれども、そういった意味においては、政治家というのは大いに頑張らないかぬところかなとは思っております。

○中山泰子君 是非頑張ってくださいと思います。

ております。

ありがとうございます。

○平野達男君 平野達男でございます。今日、消費税に関連しての質問から始めさせていただきますと思います。通告申し上げていた順番とちよつと変わりますけれども、冒頭、軽減税率、複数税率の導入について質問させていただきますというふうに思います。

〔委員長退席、理事長峯誠君着席〕

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、長い名前ですけれども、この法律の第七条に、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討することと、イ、ロと定めまして、イについては、低所得者に配慮する観点から、総合合算制度、給付付き税額控除等の導入について様々な角度から総合的に検討することとありまして、結果的にはこれは導入しないということになったわけですね。ロとして、やはり冒頭に、頭にあるのは「低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する」と書いてあります。

これ、よくできたやつぱり条文だと思えますけれども、この中で、対象範囲の限定についてはかなり示されてきているということでありまして、中小事業者の事務負担等を含めというように、事務負担についてもこれはある程度の、ある程度というか、考え方としては提示されている。一点だけ、財源の問題ということについては今回出てきていないということでもありますね。

この頭の、キャップにあるのは低所得者に配慮する観点からということでありまして、今日の議論、それから前の、以前からの様々な議論を聞いておきますと、やはり麻生大臣も、今回の軽減税率のそのものについては、低所得者に配慮する観点というように、ダイレクトにその形にはなっていないという答弁をされております。

確かにこれ、今回の措置から見ると、低所得者

に配慮する観点、結果的にはしている形になるかと思いますが、食料品全般ということでありますから、生活必需品については軽減税率を導入するという、形としてはそういう形になったように見えます。

ここで、先ほどの財源の問題ということでありますけれども、この財源の問題は結果的には出てこなかったんですが、今回の法律を出すに当たりまして、財源の問題ということについては、これはひょっとしたら宮沢委員にお聞きする方がいいのかもしれないけど、そういう議論があったのかということについてちょっとお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) この財源の問題につきましては、私どもとしてはいろいろ、どこで線引きをするかということで、外食とかいわゆる加工品とかいろんなところで線引きをさせていただくことになったんですが、その財源につきましては、今の段階で私どもとしては、もう時間もかなり押し迫っておりますので、私どもとしては今の段階で確たるものを、きちっとこれでやるということを決められるところまでは行かなかったというのが現実であります。

(理事長峯誠君退席、委員長着席)

他方、それに対していろいろあるので、私どもは、元々この社会保障と税の一体改革から事が始まっておりますので、そういった点から勘案をいたしましたら、何といつても、この部分を切らないかぬとかあの部分を切らないかぬということになったり、社会保障のためにやり始めたわけですから、その部分を切るというのは、これはできないということがまず大前提ということになつていろんな話をさせていただいたところでは、これはもういろんな議論が出されたところでありますので、今の段階で確たるものは、これでやらせていただくというのは決まっているわけではありません。

○平野達男君 ただ、法律に書いてあることは、低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入に

ついて、三つの例示で、三つのことをやっぱり総合的に検討すると。まあ、最後に等付いていますけれども、その中で財源の問題だけが出てきていないということでもありますね。

それで、この文章を読みますと、複数税率の導入について、財源の問題、それから低所得者に配慮する観点ということは、複数税率を導入するに当たつても、所得の多い人に關しては、これは冒頭に低所得者に配慮する観点ですから、やっぱり財源の確保上、所得の高い人に關しては何らかの措置をしくちやならないというふうにも読めます。

今、麻生大臣の御答弁の中にもありましたけれども、今回の法律は、元々社会保障、直接的には社会保障の財源確保であります。今の国全体の税収とそれから歳出の状況を見てもかなりのギャップがありまして、来年度の予算についても三十四兆国債を発行するという状況の中で、とにかくそのもとの趣旨がその財源を確保するというものであったと思ひます。

そこで、この財源の問題をこれから議論するんだらうと思うんですが、来年度いっばい、来年の十二月まででしたら、答えを出すのは。(発言する者あり) あつ、今年ですね、失礼しました、今年の十二月末で、この筋道からいきますと、所得の高い人に何らかの措置をするというふうにも読めます。財源の問題ですから、これは一般的な考え方をすれば、歳出をカットするか、どこかで新たに税率をアップして税源を確保するしかないというふうにも思ひます。

恐らく歳出のカットはなかなかできないということでありまして、ということになりますと、どこかで税率のアップということになりますと、高所得者をターゲットに置いた何らかのいうふうな形で読めてしまうんですが、今の段階では何も決まっていらないということでありまして、私は、例えば一つの考え方とすれば、基礎控除の部分について所得制限を少し考えてみるとか、様々なことはあると思ひますが、是非、これ六千億の

財源を確保しなくちゃならないというふうに関いておられますけれども、これについてはしっかりと、この法律の元の流れの趣旨に沿った財源の確保の方策を是非やっていたかどうかを要を強くしておきたいというふうにも思ひます。

そして、関連して、消費税率のアップについてですけれども、先般、大久保委員との議論の中で弾力条項の、元々これ弾力条項というのがあったんですが、消費税率をアップするかしらないかということについての弾力条項の削除ということについて議論がございましたけれども、改めて、弾力条項の削除ということの意味ということについて、大臣からちょっとお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には経済条項という、弾力条項という名前ですけれども、経済のことで、リーマンとか大震災とかいう表現になりましたけれども、そういった経済の状況ということで、あのときは二次QEが出たのを主たるサイドの数字として十一月に決められたんだと記憶しますけれども、少なくともそういったものをやらずに一年半延ばされるというに当たつて、御自分で基本的に必ずそれまでに景気を良くしてということから経済条項というのを外される覚悟を示されたというのが一番大きな背景だったろうと私は思っております。

○平野達男君 この弾力条項の削除というのは、従来から答弁されているように、リーマン・ショックでありますとか、あるいは東日本大震災のような大きな震災があつて、日本経済に大きなショックが出てきたような状況以外については、そういった状況に陥つた以外の場合においては予定どおり八%から一〇%に上げる、引き上げるということだというふうに変更を確認をさせていただきましても、このリーマン・ショックにせよ東日本大震災にせよ、基本的にはこれは予見できなかった話であります。

今様々な、新聞情報とかあるいは官房長官の記者会見等々をやりますと、どうもやっぱり消費増

税についてはかなりの、八%から一〇%の引上げについては少し慎重になっているのかなという感じがちよつといたします。この慎重になっている背景というのは様々なことがあるかと思ひますけれども、世界経済が見通しが少し曇行きが怪しくなつてきたといったことだと思ひますけれども、この世界経済との関連性において消費税の引上げというのは見直すということはあり得るという理解なんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 世界経済が直接ということになろうかと思ひますけれども、少なくとも日本経済に与える影響というのは極めて大きいものになつてきている、それだけ日本経済が世界経済の中に組み込まれている今の時代においては、日本のファンダメンタルズは悪くないというのは世界中各国認めておるわけですし、事実、企業の経済情勢というか経営内容も極めて順調、はつきりしていますので、そういった条項で日本だけでやれるというならともかくも、少なくとも今は国際社会の中におきましては極めて不透明なものがいっぱい出てきておりますので、そういった状況がもろに影響し得る時代というのはもうはつきりしていますので、為替に限らずいろんなものが私たちの生活に直接影響する時代になつてきておりますので、今言われたように、官房長官が言われたようなのも、そういったものに十分配慮をしながらやつていかないかぬという時代になつてきているというのは、もう私どもも一緒にやつていて間違ひなくそういう感じはいたしますし、事実、国際社会に出ていつても、各国極めて厳しい状況に追い込まれているのは、自国に限らず他国の関係、また貿易の関係、為替の関係、エネルギーの関係、いろんなものから極めて厳しいものになつてきているという意識というのが皆さんおありになるんだと思ひます。

ただ、二月の上海のときに、G20の各国の財務大臣会合においては、少なくとも今、巷間うわさされているような話というのは、どう考えても悲観論が過ぎる、ベシミスティックになり過ぎてい

という意見に関しては、これは皆一致しておりますので、そういった意味では、財務大臣は一生懸命、自国のことに関してはそれなりの覚悟を持って臨んでおられるように、私自身としてはそう思っております。

○平野達男君 かなり雲行きが怪しくなってきたというふうな議論があるというのは私も委員会でもちよつと議論させていただきましたけれども、私の少なくとも理解では、例えばリーマン・ショックとか東日本大震災のときに一時的にどんと消費なんか落ち込んだりして影響が出たんですけれども、世界で言っているのは、成長が鈍化するとおっしゃるわけですね。だから、成長が急激に落ち込むという話は私はないと思います。

そういう状況の中で、成長が鈍化するということとを言っているだけですから、消費増税そのものの延長に慎重になるという状況というのは必ずしも私はないのではないかとこのように思いますけれども、麻生大臣は、この間、ステイグリッツさんが言われたような認識とちよつと違うということとを何か見解を出されたというふうにお聞きしていますけれども、改めて麻生大臣の見解をちよつとお伺いしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 少なくとも、日本の場合、やっぱりこの三年間見ましても、税収は伸びた。赤字だった税収は伸びませんから。そういった意味では、所得税、法人税伸びました。消費税ももちろん増えましたけれども、その他で約十五兆円ぐらい増えていると思いますので、そういった意味では地方税合わせまして約二十一兆円の増収になっております。企業の経常利益は史上空前でありますし、また、雇用を見ましても失業率見ましても、今までの記録を大幅に塗り替えるほどの極めて順調という状況にあるのは、この三年三か月見た場合の結果として出ております。

じゃ、それが財政出動によって賄ったのかといえば、新規国債は間違いなく十兆円減額になっておりますので、そういった意味では、日本全体と

して、私どもとしてはこれまでの結果はそれなりの成果を上げてきていると思っておりますので、今言われましたように、特に急激に落ち込むとかというようなことを考えているわけではありませんが、私自身の見解として言えば。

ただ、国際社会というのは何が起きるか分からぬというので、ついこの間まで上海がああなると思った人は世の中一人もいなかったもので、なるぞなるぞと言っていた私はもうばかかなことも言われていましたけど、最近になったらみんな、おまえの方が当たったなというふうな、大体その程度のもので、先行きは分からぬものだと皆思っておられますし、少なくとも石油の値段がいきなり五十ドルに戻るといふことを予想した人もほとんどいらつしやいませでしたから、二か月前の話です。二か月前はこの三十ドルをずっと行くんだと言っていた人たちが急に四十ドルになる、五十ドルになるといふ話をもう当然のごとくして平気で言うような世界ですから、先行きのことは本当に分かぬと、平野先生、それは本当に私もここにいてそう思いますけれども。

少なくとも、今の段階で私どもとして厳しい状況に今、日本が陥っているというわけではないと、そう思っております。

○平野達男君 その一方で、経済の成長ということについて若干ちよつと質問したいと思えます。中山委員とはかなり意見が一致することが多いんですけども、経済成長という部分については若干ちよつと意見を異にしています。先ほど日本のGDPの最近の推移等々について諸外国との比較等々がちよつとありました。私は、やっぱり人口減少とか高齢化ということからして、なかなか日本の経済成長というのは、ぐんと伸びていくというのとは、二%にしても何にしてもなかなか難しいんじゃないかという、個人的には思っています。

一方で、世界の状況についても、例えば今第四次産業革命とか何か言われて、その意味するところは私ははつきり言つてよく分からないところが

あるんですが、例えばアメリカなんかでは、今、所有からアクセスへというのが一つの、何というんでしょうか、フリーズになっているようです。別の言葉で言いますと、所有からレンタルへということなんだろうと思います。

一つの例が、この間、フォードが日本から撤退をしたということで大変な話題になりましたけれども、もう一つ、フォードの中で重要なのは、フォードがこれからレンタル業に乗り出すということをおっしゃるわけですね。アメリカはもう何でもとにかくレンタル、所有からアクセスということなんです。家もそうなんですけれども、とにかくレンタルにして、所有しないでレンタルしようとするということでもあります。

これによって、多分生活費そのものが節約できるというのが最大のメリットだろうと思えますが、ただ、これはよく見えていますと、フォードにとつてみれば、それはビジネスチャンスで入っていくんでしょけれど、車の台数は少なくていいわけですね。だから、車の台数が少なくていいということとは、その点だけ捉えればGDPそのものは縮小に向かうかもしれない。今までだと、そうやって節約した部分をほかに、産業に向かつて、新たな産業が興るということで経済の成長が見込まれるということなんですけれども、果たして本当にそのように行くのかどうか。

国内について見ても、例えば一つの例は、最近、農業機械会社がちよつと元気なようです。これは余りいいことじゃないんですけど。今までは、兼業農家であろうが何であろうが、一農家の機械だったわけですよ。だから、これでかなり日本の農機具メーカーは売上高をある程度確保できたということ、売上げだけをそれとやれば、それはGDPとしてはそれで膨らみますから。ところが、農業就業人口がどんどん減つてきて、これ、生産法人等々がちよつとできてくると思うんですが、機械の台数そのものは非常に少なくて済むというふうな、そういう状況の中で効率性が非常に上がる、だけどGDPそのものはその点だけ見

れば小さくなるということですね。

これが悪いことかというところでもなくて、電気にしても、例えばLEDに替えるとすごい長もちしますから、長もちするという点については、生活費そのものは、それから電気の使用量も物すごい少なくて済みますね。だから、LEDに替えることによって瞬間的にはGDPは増えるかもしれませんが、長い目で見ると、多分電化製品の消費というのは寿命が延びる分だけちよつと少なくなるかもしれません。

だけど、生活者にとつてみればコストは下がりますから、これ自体は非常にいいことだということでありまして、これから全体的にGDPの伸びはどういうことになるかということについては、こういうこともよく頭に入れて考えたいかなとかならないかと思えますし、むしろ、低成長でも生活費が下がるということであれば私たちの生活は良くなるということでありまして、そういうことはしつかり頭に入れて考えていく必要があるのではないかとこのように思います。

もちろん、デフレは良くありませんけれども、技術の革新ということがGDPを必ずしも増やすことにならないかもしれないという面があるということとはちよつと気を付けておく必要があるのではないかと思えますが、そこに対して何か御見解あれば、麻生大臣の方で。

○国務大臣(麻生太郎君) グロス・ドメスティック・プロダクトでGDPという言葉になっていくんですけど、たしかそうだと思いますけれども、今の時代というのは、今言われたもので、生産するのから所有とか、今いろんな表現に、フォードの話が出ていましたけれども、少なくとも今の時代というのは、私どもとして、供給面でどれだけ効率化が進んだとしても、これは需要が生まれなければ話にならぬという話で、今のようになんか金があっても需要がないというのと同じようなことなので、私どもとしてはいろいろなことを、今までにない、これまでの我々が習った経済学にないことが世の中起きておるわけです。少なくとも、借金が

増えれば金利が増えたり前話でしようけど、借金が増えたら金利が下がっていったというような事態は、そんなこと学校で習ったことはいらない経済というのをそれぞれがそれぞれの部門で一生懸命やっておられるんだと思いますが、少なくとも、グロス・ナショナル・インカムというような形になってきて、物を作るというのも大事ですが、我々は今世界で、先ほど話が出ていましたけれども、少なくとも車を海外で造る生産比率が高まっていることによって海外で得た金、利益というものが日本に返ってくる、グロス・ナショナル・インカムという活動になってくる。物を作るのは日本ではなくて、肝腎なものは向こうで作っているんだけど、利益はここに入ってくるということであろうと。

それが今の流れとして出てくると思いますので、その中であつては、少なくともA-I、いわゆる人工知能とか、それからI-O-Tとか、今はそういった言葉になりましたけど、ドイツはそれを第四次産業革命と呼んでいるんですけど、そんなものとか、それからビッグデータとか、その他いろいろありますけれども、今、シンギュラリティーというのもまた新しく多分日本にも開発するものができて、シンギュラリティーというのが数年するとこれ日本にも出てくると思います、そういったようなものが全て、我々としては日本の生産性、経済の成長、そういったものを高めていくことになり得ますので。

人口が仮に減って労働人口が減ったとしても、その分を賄うだけの生産性を高めたいかない限りはこの国は食っていけませんので、そういったところも考えて、我々はナショナルインカムだけで、金利だけで、金融だけで飯が食えるというほど人口が小さくありませんし、私どもとしては、そういったものの、いろんなことを考えて、国の経済として何で食っていくのかということを真剣に考えていった場合に、先ほど申し上げたA-I

とかI-O-Tとか、そういったようなものが大きな我々としての可能性としてそこに残されていると思いますので、そういったもののために、先ほど中山先生の言われましたように、人を育てるとか社員教育とか、いろんな人たをそういった時代に合わせた人に我々としても勉強してやっていかないかぬところなんだと思いますが、国全体としては、日本の意識がそういったところに向いている限りこの国はきちんとした対応をやっているものだと思うしております。

○平野達男君 先ほど議論がありましたように、一人当たりのGDPを上げるための努力というのはやっていかぬかぬと思います。

ただ、それでもやっぱり私は、成長しなければ税の収収、課税できないんだということをちょっと言い過ぎていてのではないかと思います。やっぱり基本的には一番大事なことは受益と負担の問題ですから、受益と負担の問題というのをもうちょっと真つ正面に捉えてやっぱり言うていくということも重要だと思いますし、今回の消費税の軽減税率の複数税率の導入に当たっては痛税感というのを盛んに、政府の統一見解の文章の中で盛んにいふか何度が言っておられますし、答弁の中でも痛税感という言葉を使っておられますけれども、確かに痛税感に分かるんですが、その一方で、やっぱり先ほど言った受益と負担の問題という観点から見た場合には、社会保障のサービスを受ける場合については、もう釈迦に説法の当たり前の話なんですけれども、誰かが負担をしなきゃならない。それは最終的には国民が負担するしかないわけですから、この部分の観点ももうちょっと前面に出してやっていくことが私は重要ではないかというふうに思いますし、特にGDPの伸び率についてはやっぱりかなり振れがあるかもしれない。そういう中で、受益と負担という問題というのはきつちり担保していくんだということがやっぱり大事だというふうに思います。

最後、もう一問、法人税の改革について質問を

させていただきます。

お手元に制度部門別のISバランスという、私はいくこの図表を用いるんですが、今回も用意をさせていただきました。ISバランスというのは、余り最近いい言葉ではないんですけど、あくまでもこの場合は貯蓄・投資バランスであります。

この図にありますように、非金融法人企業というのはいく二十年近くずっとプラスで、かつては家計が大幅にプラスで、その家計の貯金を企業が借りて投資に回しているという図だったんですが、今は、ここ二十年間ぐらいいは全くその様相が変わっています。特に、非金融法人企業についてはここ十年以上五％、名目GDPで五％以上の黒字を抱えているということになります。

一方で、一般政府はもうこれ相変わらずずっと借金をしていますから、このときはマイナスというところになります。一点、一つ言えるのは、非金融法人企業の中でこれだけやっぱり黒字を抱えている中で、例えば今回の場合についても法人税率を下げて、ただ、一方で課税ベースをちょっと上げてということで、法人住民税でしたか、所得割を少し少なくして資本割等々の割合を多くするというようなこともいろいろ考えておられるようですけれども、やっぱりこの図を単純に見て考えたいと思いますのは、これだけの黒字を上げている中で今回の法人税の引下げというのは、やっぱりこの傾向からすれば適切ではないというふうには思います、改めて麻生大臣にちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今回の法人税の減税につきましましては、先ほど中西先生の御質問にもありましたけれども、我々としては、基本的に国際競争力というもののなかで生き抜いていくためには、先進国並みということで三〇％を切る、OECDの中でという話で、新興国の中では一〇％台、一七％とか二〇％弱のところが多いんですけれども、そういった中であつて我々はまずそこまで、

国際競争力において法人実効税率の話ではということであつたことにはさせていただきます。

財界からの要望も極めて大きかったんですが、しかし、私どもは同時に、課税ベースは広げさせていただきます。これ野党の方のよく御意見もあつたところなので、課税ベースは拡大させていただきますということ、レベニュー・ニュートラルにさせていただきますということで、法人税は安くなりますけれども、その分だけ上げるところもありますので、トータル法人税の部分についてはバランスさせていただきますというのを申し上げて、外形標準課税等々は、中小企業は外しすけど大企業については外形標準課税は比率を上げさせていただきます等々のことをやらせていただいた結果でありますので、形としては法人税というものが、実効税率は法人税だけを見ますと減った形になりますけれども、その他の部分に關しましては、いわゆる減税ではなくて増税という形になっておりますので、それなりの形にはなっているんだと、私どもとしてはそう思っております。

いずれにしても、これ、どのあれが一番いいのかというのはいくつか分かれるところであつて、税金が問題ではないと、むしろいわゆる年金の方が問題なんだとか、会社で持たなきゃいかぬ年金の部分がもっと問題だとか、いろんな意見はいっぱいありますので、そういった意味では、今後この種の話は広く議論を深めていかねばならぬところだろうと思っております。

○平野達男君 時間になりましたから、今日はやめます。残りはまだ次回にやらさせていただきますと思います。

○委員長(大家敏志君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

〔参照〕

(尾立源幸委員資料)

平成28年3月22日
参議院・財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

企業の内部留保は、3年間で81.36兆円も増加！

	内部留保 (利益剰余金) 【百万円】	人件費計 【百万円】
2012年	274,403,111	171,779,090
2013年	293,532,035	166,064,144
2014年	332,015,991	165,942,912
2015年	355,765,152	168,165,614

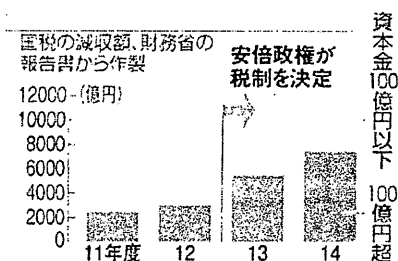
1.30倍

3兆6,000億減少

出所)法人企業統計より尾立事務所作成

平成28年3月22日
参議院・財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

安倍政権で法人向け政策減税が増加



出所)平成28年2月14日 朝日新聞



諸外国における給付付税額控除 導入事例

国	給付付税額控除の名称	類型	相対・給付等	選定・選定等	執行機関	特許者番号
アメリカ	Earned Income Tax Credit (労働所得控除)	給付型	所得控除と相対し、税額を給付	所得あり 所得なし	外国税関庁	社会保険番号を用いる
	Child Tax Credit (児童控除)	所得型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
	Married Tax Credit (夫婦控除)	所得型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
イギリス	Working Tax Credit (労働所得控除)	給付型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
	Child Tax Credit (児童控除)	所得型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
ドイツ	Kinderzuschlag (児童手当)	給付型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
	Child Tax Credit (児童控除)	所得型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
フランス	Prime Pour l'Emploi (雇用奨励金)	給付型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
	Child Tax Credit (児童控除)	所得型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
オランダ	Werkloosheids toeslag (失業手当)	給付型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
	Child Tax Credit (児童控除)	所得型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
スウェーデン	Arbetslöshetsbidrag (失業手当)	給付型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
	Child Tax Credit (児童控除)	所得型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
カナダ	GST Credit (GSTクレジット)	給付型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
	Child Tax Credit (児童控除)	所得型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
ニュージーランド	Family Tax Credit (家族控除)	給付型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
	Child Tax Credit (児童控除)	所得型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
韓国	Child Tax Credit (児童控除)	所得型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる
	Child Tax Credit (児童控除)	所得型	所得控除と相対し、一定の条件に	所得あり 所得なし	税関庁	社会保険番号を用いる

出所) 調査と情報 ISSUE BRIEF No.678「諸外国の給付付税額控除の概要」

平成28年3月22日
参議院 財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

企業「縮小」6割
経営者アンケート



「縮小」6割以上の企業が、経営者アンケートで報告した。これは、2015年の調査結果と比較して、1.8ポイント増加した。この結果は、企業の経営者にとって、労働力削減の必要性を認識していることを示している。また、この結果は、企業の経営者にとって、労働力削減の必要性を認識していることを示している。

出所) 平成28年3月17日

平成28年3月22日
参議院・財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

社会福祉法人への優遇措置

- ・ 法人税、登録免許税、固定資産税等の非課税措置
- ・ 施設整備地、運営費に対する補助金の交付
- ・ 退職手当共済制度に対する公費負担
- ・ 社会福祉法人への寄付者に対する税額控除

出所)各種資料より尾立事務所作成

平成28年3月22日
参議院・財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

現行開示制度における財務情報

○決算短信・四半期決算短信 作成要領等(東京証券取引所) 抜粋

「遅くとも決算期末後45日以内に内容のとりまとめを行い、その開示を行うことが適当であり、
決算期末後30日以内(期末が月末である場合は、翌月内)の開示が、より望ましいものと考えられます」

○日本と諸外国の決算日から監査報告書提出日までの期間比較

日本	米国	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス
42日	58日	61日	77日	81日	85日

日本
36日

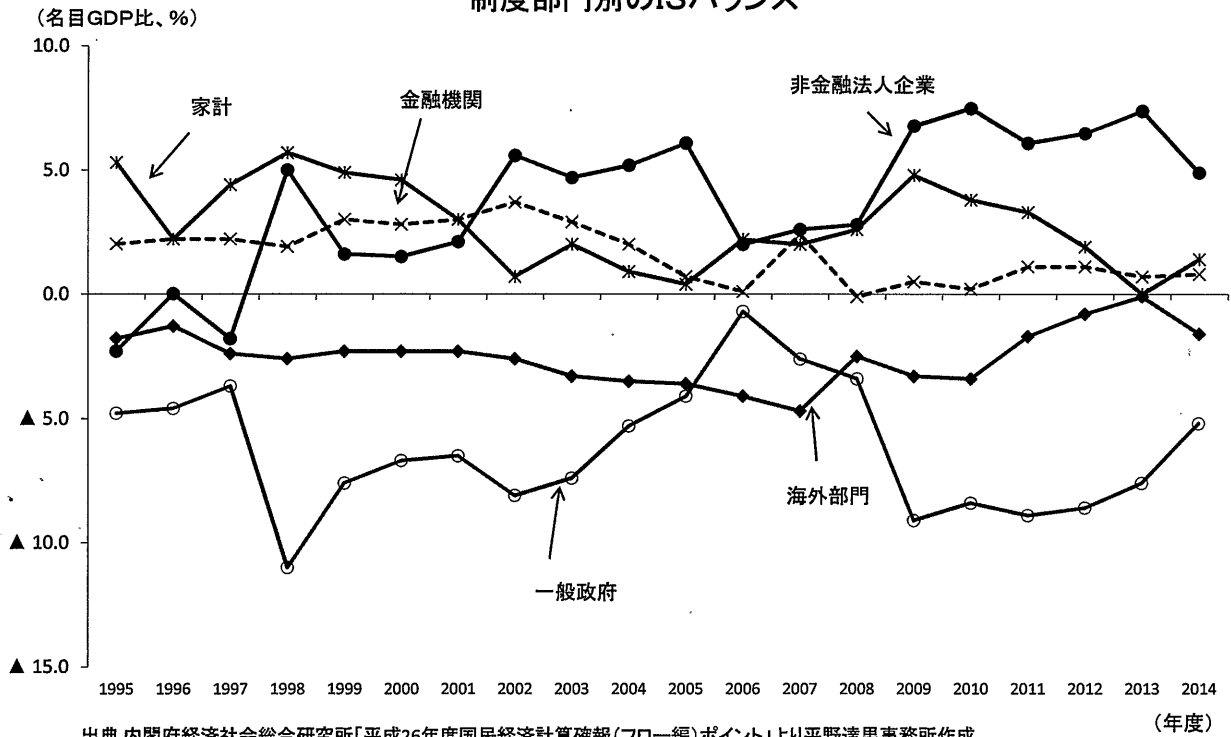
○株主総会開催日の集中状況に関する諸外国との比較 (決算日から定時株主総会開催日までの期間比較)

上場先		日本	米国		カナダ	イギリス	ドイツ	フランス
東証一部		84.9日	大規模	124.4日	120.4日	119.4日	122.1日	122.7日
他本則市場		85.8日	中規模	138.3日	133.1日	130.7日	169.6日	150.0日
新興市場		85.3日	小規模	144.1日	140.0日	161.2日	162.2日	154.0日
平均		85.2日	平均	135.6日	131.1日	137.1日	151.3日	142.2日

出所)各種資料より尾立事務所作成

(平野達男委員資料)

制度部門別のISバランス



出典 内閣府経済社会総合研究所「平成26年度国民経済計算確報(フロー編)ポイント」より平野達男事務所作成

平成28年3月22日 参議院財政金融委員会 新党改革・無所属の会 平野達男

資料①

国債利払費の推移

(単位: 億円)

年度	予算積算金利	利払費	
		当初予算	決算
23	2.0%	99,238	80,556
24	2.0%	98,403	80,173
25	1.8%	98,697	81,082
26	1.8%	100,980	82,880
27	1.8%	101,151	—
28	1.6%	98,687	—

出典 財務省作成資料

平成28年3月22日 参議院財政金融委員会 新党改革・無所属の会 平野達男

資料②

三月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)

第七九四号 平成二十八年三月九日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 岐阜県海津市 武藤和美 外三百九十一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第七九五号 平成二十八年三月九日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 京都市 磯部笑美子 外三百九十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第七九六号 平成二十八年三月九日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 群馬県高崎市 片山まさ江 外三百九十一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第七九七号 平成二十八年三月九日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 東京都板橋区 斎藤とき子 外三百九十一名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第七九八号 平成二十八年三月九日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 京都市 中村恵子 外三百九十一名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第七九九号 平成二十八年三月九日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 川崎市 福元みつ子 外三百九十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第八〇〇号 平成二十八年三月九日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 東京都足立区 野沢イシ 外三百九十一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第八〇一号 平成二十八年三月九日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 神戸市 中西くに子 外四百名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第八〇二号 平成二十八年三月九日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 大阪府枚方市 持田典子 外三百九十一名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第八〇三号 平成二十八年三月九日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 大分市 渡辺久美子 外三百九十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第八〇四号 平成二十八年三月九日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 神戸市 小谷博子 外三百九十一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

平成二十八年五月九日印刷

平成二十八年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F